

第 171 号議案 第 3 期横浜市障害者プランの策定

I. 計画書の構成及び議案部分について

◆「議会基本条例」における議決対象となる計画の考え方

「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等の策定のうち特に重要なもの」
⇒「横浜市障害者プラン」は、本市の障害福祉施策の基本計画であるため、平成 26 年 9 月の常任委員会での決定に基づき、議決の対象となります。

<p>議決範囲となる内容</p>	<p>【計画の基本的な方向性を記載した内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の趣旨・位置づけや計画期間等…第 1 章 2 基本目標や各分野における取組の方向性…第 3 章の一部 3 計画の見直し体制…第 4 章 <p>⇒上記 1～3 は、今後 6 年間の本市における障害福祉施策の基本となる考え方を示しており、市として共通認識を持って推進する内容であるため、議決の範囲となります。</p>
<p>議決範囲外となる内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者手帳統計の推移、第 2 期計画の振り返り・評価等…第 2 章 2 各施策の「事業名」「事業内容」「数値目標等」…第 3 章の一部 3 資料編 4 その他（各種データ、図・表、事業・用語解説等）

計画の構成



Ⅱ. 「第3期横浜市障害者プラン」 原案について

1 素案からの主な変更点

平成26年9月から10月にかけて、素案を基にパブリックコメントを実施し、いただいたご意見等を踏まえて、原案をとりまとめました。主な変更点は下記の通りです。

1 共生社会の理念の実現について

「障害の理解を進めるためには、教育・就労・生活などの様々な場面で、障害のある人とな
い人が、同じ場면을共有し関わることができる環境が必要である」などのご意見を受け、その思
いが明確になるよう、共生社会の理念に関わる文言の追記をしました。(原案42頁 第3章 テ
ーマ1のリード文)

2 障害の重度化の予防等の視点について

横浜市障害者施策推進協議会等で「精神障害等の障害の原因となる疾病等の予防や再発防止
の視点を持ちながら施策を進めていくことが必要である」などのご意見を受け、文言の追記をし
ました。(原案36頁 第2章 障害者の高齢化・重度化への対応)

3 移動情報センターの全区展開について

これまでに行ってきた効果検証や市会でのご指摘、パブリックコメントなどを踏まえ、全区展
開の必要があると認識し、より身近な場所で、移動に係るサポートを受けていただけるよう、**全
区で開設すること**を追記しました。(原案118頁 第3章 テーマ5 移動支援)

2 第3期の特徴

(1) 構成について

障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組
みとして、5つのテーマを設定しました。

(2) 取組について

計画策定にあたり、災害対策、住まい、暮らしの分野に関する意見が、各団体など
から多くありました。そこで、特にこの分野の推進に努めます。

- 災害対策： 障害特性に応じた支援を検討し、必要な取組を進めます。
- 住 ま い： 障害状況に合わせた住まいの充実を図り、様々なニーズに応え、
できる限り住み慣れた場所で住み続けることができるよう、取組
を進めます。
- 暮 ら し： 本市独自の施策である後見的支援制度や多機能型拠点など、地域
で安心して暮らせるための支援を進めます。

3 計画の趣旨・位置付け

(1) 計画の趣旨

障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）を策定の根拠とし、本市の障害福祉施策の中・長期的な方向性等を示す計画です。

本計画の推進により、障害があっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のよう生活していけるまちの実現を目指します。

(2) 計画の位置付け

中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、計画期間を平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

ただし、計画全体の施策及び事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、3年後に必要な見直しを行います。

また、施策の展開に当たっては、高齢者や子ども・子育て等の関係する分野別計画が、有機的に連動していくことにより、一層の効果が上がるよう、他計画との整合性を図りながら、取り組んでいきます。

(3) 計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類しました。基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。

4 基本目標とテーマ

(1) 基本目標

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らし
ていくことができるまち、ヨコハマを目指す

この基本目標は、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害児・者が「自分で選んで・自分で決める」ことを基本とし、そのための環境整備を進め、地域で当たり前の生活ができることを目指して設定しました。

(2) テーマ

- テーマ1 出会う・つながる・助け合う
- テーマ2 住む、そして暮らす
- テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
- テーマ4 いきる力を学び・育む
- テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

5 現状と取組の方向性

テーマ1 出会う・つながる・助け合う（原案 42 頁）

取組	現状	取組の方向性
普及・啓発 (44～46 頁)	障害児・者への正しい理解や配慮が足りていない。 さまざまな生活の場面を共有できていない。	持続的な普及・啓発の促進 学齢期への重点的な普及・啓発
相談支援 (47～52 頁)	相談支援機関の認知が不足している。	相談支援体制の再構築と充実
情報の保障 (53～54 頁)	障害特性による、情報入手に関わる困難さがある。	行政情報における合理的配慮の推進
災害対策 (55～58 頁)	避難所で障害者が過ごしていけるかという不安がある。	災害時の自助・共助・公助の浸透

テーマ2 住む、そして暮らす（原案 59 頁）

取組	現状	取組の方向性
住まい (61～68 頁)	地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分に出来ていない。	障害状況に合わせた住まいの充実 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築
暮らし (69～75 頁)	住み慣れた住まいで、安心して暮らしていくための支援が足りない。	地域での生活を支える仕組みの充実 本人の生活力を引き出す支援の充実

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす（原案 76 頁）

取組	現状	取組の方向性
健康・医療 (78～83 頁)	障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重度化の予防が必要である。	医療環境のさらなる整備 参加しやすい健康づくり施策の推進 救急医療体制の充実
バリアフリー (84～85 頁)	障害に配慮したバリアフリーさらに進めていく必要がある。	バリアフリーの普及・啓発の促進 さらなるバリアフリーの推進
権利擁護 (86～89 頁)	障害者権利条約を踏まえた、障害者の権利擁護の仕組みの構築が求められている。	障害者虐待防止の取組の浸透 障害者差別解消法に基づく取組 成年後見制度の利用促進

テーマ4 いきる力を学び、育む（原案 90 頁）

取組	現状	取組の方向性
療育 (92～95 頁)	必要なときに療育を受けられるための環境の充実が求められている。	早期療育体制の充実 学齢障害児の支援の充実
教育 (96～102 頁)	発達障害など特別な支援が必要な子どもが増えている。 障害の状況や特性に応じた支援が不足している。	療育と教育の連携による切れ目のない支援 教育環境・教育活動の充実 教育から就労への支援
人材の確保・育成 (103～105 頁)	障害福祉分野で働く人材の不足及び人材不足による育成の難しさがある。	障害福祉従事者の確保と育成 当事者による支援体制の充実

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ（原案 106 頁）

取組	現状	取組の方向性
就労 (109～112 頁)	企業就労を目指す方々が増加傾向である。働き続けるための環境への支援が不足している。	一般就労の促進と定着支援の充実 福祉的就労から一般就労への移行
福祉的就労 (113～114 頁)	企業就労が難しい方でも自立した生活を送れるための環境が不足している。	作業の充実と工賃向上
日中活動 (115～117 頁)	障害者本人の希望や状態に合った日中活動場所の拡充が求められている。	日中活動場所の拡充
移動支援 (118～120 頁)	利用しやすい移動支援施策への取組が求められている。	移動支援の充実による社会参加の促進
文化 ・スポーツ ・レクリエーション (121～123 頁)	余暇活動を楽しむ場や機会の少なさ、それらの情報が入手しづらい。	文化・芸術活動の推進 スポーツ活動の推進 レクリエーション活動の推進

6 計画の見直し

計画の進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論も含めて進めます。

また、3年後の計画の見直しに当たっては、第3期策定時に行った、ヒアリングや当事者同士による意見交換の実施等、引き続き、丁寧なニーズ把握に努めるとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題に柔軟に対応します。

第3期横浜市障害者プラン 原案 概要

1 計画の趣旨

障害者基本法及び障害者総合支援法を策定の根拠とし、本市の障害福祉施策の中・長期的な方向性等を示すものです。

第3期では、障害児・者が一市民として、当たり前な生活環境を自ら選択し、獲得していけるようにという視点のもとに基本目標を設定しました。

また、その基本目標を達成するために「5つのテーマ」を設定し、そのテーマに沿って障害福祉施策を着実に進めていきます。

2 計画の全体像

基本目標

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す

テーマ

テーマ1

出会う・つながる・助け合う

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

テーマ5

働く・活動する・余暇を楽しむ

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、文化・スポーツ・レクリエーション

テーマ2

住む、そして暮らす

住まい、暮らし

テーマ4

いきる力を学び・育む

療育、教育、人材の確保・育成

テーマ3

毎日を安心して健やかに過ごす

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

障害状況にあわせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

高齢化・重度化への対応

将来にわたるあんしん施策の継承

3 各テーマにおける今後6年間の方向性

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

幼少期、学齢期から障害のある人たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から災害等の緊急時にも支え合い・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

取組1-1 普及・啓発

◆持続的な普及・啓発の促進

市民へ向けた普及・啓発として、障害者週間や各種イベントで、障害児・者と出会う場づくりを進めます。

◆学齢期への重点的な普及・啓発を進めます。

小・中学校への障害理解を進めるにあたり、福祉教育と連携し、講演や体験の機会をつくることを検討します。また、共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習を進めます。

取組1-2 相談支援

◆相談支援体制の再構築と充実

相談支援機関の役割を明確化し、その相談支援体制の周知を進めます。また、区自立支援協議会の目的・役割等の整理を行い、市自立支援協議会との連携を進めるなど、相談支援体制の充実を目指します。また、難病や、発達障害及び高次脳機能障害の相談支援の充実を目指します。

取組1-3 情報の保障

◆行政情報における合理的配慮の推進

コミュニケーションボード・カードの活用を促進します。また、行政情報の発信のルール化やガイドライン等を作成するなど、情報の保障に関する検討を進めます。

取組1-4 災害対策

◆災害時の自助・共助・公助の浸透

災害に備えた普段からの要援護者対策を進めます。また、災害時において、公助が効率的・効果的に役割を果たせるように、公助の役割分担の明確化や共助・自助の仕組みの構築を検討します。さらに、障害特性に応じた応急備蓄物資の保管場所の確保も進めます。

テーマ2 住む、そして暮らす

どんな障害があっても、できる限り、自ら「住まいの場」を選択し、住みなれた地域で安心して暮らし・生活し続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

取組2-1 住まい

◆障害状況に合わせた住まいの充実

様々なニーズに応える住まいの構築のために、行動障害のある方の住まいの検討や、グループホーム運営の支援の充実など、障害の特性や状況を考えながら、施策を進めます。

障害者支援施設の役割などについても検討を進め、**老朽化施設の再整備**なども進めます。

施設や病院で生活している人が、地域で暮らしていくことができるように、施設入所支援や地域移行・地域定着支援など、**地域移行に関わる支援の充実**を進めます。

また、ひとり暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなり、その後のひとりでの生活が安心しておくれるための仕組みについての検討を進めるなど、**民間住宅への入居を推進**します。

◆高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

高齢化・重度化対応のグループホームの検証・検討を進め、一日を通して安心できる住まいの確保を目指して、持続的に実現可能な住まいの形を構築します。

取組2-2 暮らし

◆地域での生活を支える仕組みの充実

障害者地域活動ホームの機能の充実や生活支援センターのサービスの整理及び、多機能型拠点の整備など、**在宅生活を支える地域の拠点**を充実します。

また、**在宅生活を支えるサービス**として、短期入所や居宅介護など、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

◆本人の生活力を引き出す支援の充実

地域で安心して暮らすことを支援していくために、**障害者自立生活アシスタント事業**や**障害者後見的支援制度**などを進めます。また、**消費者教育**を推進します。

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、誰もが、毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、ともに生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

取組3-1 健康・医療

◆医療環境のさらなる整備

医療従事者への研修や、重度障害者入院時コミュニケーション事業など、障害者の医療等への対応を進めるとともに、障害を理解してくれる病院などの増加や、医療ネットワークの構築を図ります。また、難病患者への支援の充実も進めます。

◆参加しやすい健康づくり施策の推進

障害者も楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、参加しやすい健康づくり事業の検討を進めます。また、必要な体力づくりやリハビリテーションに活かせるよう健康づくり環境を整えます。

◆救急医療体制の充実

精神科救急医療体制の充実を進めるとともに、精神科以外の救急と連携した救急医療体制を構築します。

取組3-2 バリアフリー

◆さらなるバリアフリーの推進

バリアフリー基本構想の検討や公共交通機関のバリアフリー化を進めるなど、障害者がより生活しやすい環境を整備します。

取組3-3 権利擁護

◆障害者虐待防止の取組の浸透

障害者虐待が重大な人権侵害であることが市民の方々にさらに伝わり、そのことが虐待を防ぐことや早期発見につながることから、普及・啓発を進めます。

◆障害者差別解消法に基づく取組

障害者差別解消法施行に向けた検討を行い、本市職員対応要領の策定など、法律の施行に向けて取り組み、施行後の取組を広めていきます。

◆成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進するための取組や、権利擁護に関わる支援を充実します。

テーマ4 いきる力を学び・育む

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

取組4-1 療育

◆早期療育体制の充実

地域療育センターを中心とした相談支援体制（障害児相談）の確立を目指し、その周知も進めます。また、「発達支援」、「家族支援」、「地域支援」を包括的に進め、**児童発達支援体制**の確立を目指します。

◆学齢障害児の支援の充実

放課後等に、療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の充実を進めます。また、学齢後期障害児支援事業の体制の充実を進め、**中学校期以降の相談支援を拡充**します。

取組4-2 教育

◆療育と教育の連携による切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を使い、幼稚園や保育園等と小学校との連携などにより、**小中学校等への支援の充実**を進めます。

◆教育環境・教育活動の充実

研修による人材育成、通学区域の設定や学習環境の改善による**特別支援学校の再編整備等**を進め、教育環境・教育活動を充実します。

◆教育から就労への支援

特別支援学校等の進路担当者と福祉施設担当者等就労支援機関との連絡会を開催し、**連携を強くすることによる就労支援・職場定着支援の充実**を進めます。

取組4-3 人材の確保・育成

◆障害福祉従事者の確保と育成

対象者を絞って、集中的に人材の確保を行っていくために、支援者や事業所等と協働し、**障害福祉に関わる人材の確保・育成**を進めます。

◆当事者による支援体制の充実

障害者本人や家族にしか分からない悩みを受け止めることや、解決する方法を提示できる人材の確保・育成を行うため、**当事者団体の活動支援**を進めます。

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

取組5-1 就労

◆一般就労の促進と定着支援の充実

多様化する就労支援ニーズや定着支援に対して、**障害者就労支援センター**等を中心とした**就労支援体制の充実・強化**を進めます。また、サービスの質を上げていくため、**支援者のスキルの向上**を図ります。

さらに、障害者雇用に関するシンポジウムやセミナーを行い、**企業等への障害者雇用の理解を促進**します。

◆福祉的就労から一般就労への移行

地域における就労支援ネットワークを作るなど、**障害福祉サービス事業所等との連携を強化**します。また、事業所等の職員が、必要な技術・知識を習得できるように、**障害福祉サービス事業所等職員の人材の育成**を進めます。

取組5-2 福祉的就労

◆作業の充実と工賃向上

市内障害者施設等への**企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大**を進め、作業の充実と工賃の向上を目指します。また、**障害者優先調達法に基づき、障害者施設への発注を促進**します。さらに、企業で働くことや、施設に日中通うことが難しく、自宅にいる方でも、**社会参加できる機会を確保**できるような仕組みを検討します。

取組5-3 日中活動

◆日中活動場所の拡充

日中活動に関わる様々な社会資源の**役割や位置づけを明確化**します。また、特別支援学校の卒業生等の行き先となる**日中活動場所の設置を促進**します。

取組5-4 移動支援

◆移動支援の充実による社会参加の促進

移動情報センター運営等の事業や効率的な車などの利用の仕組みの検討を行うなど、**総合的な移動支援策の実施と円滑な利用の支援**を進めます。

取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

◆文化・芸術活動の推進

ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催など、**芸術に触れ合える機会と作品発表の機会の確保**を進めます。また、そのような活動に対する支援を進めるため、**障害者の芸術活動を支援するためのネットワークづくり**を進めます。

◆スポーツ活動の推進

2020年の**オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に合わせた情報発信**や**障害者スポーツの普及**に取り組みます。

◆レクリエーション活動の推進

余暇としてスポーツを楽しむ障害者等の活動を支援するため、身近な地域にあるスポーツ施設の活用など、**地域におけるレクリエーション活動の啓発**を進めます。

だいさんきよこはまししょうがいしゃぶらん
第3期横浜市障害者フロン

けんあん
原案

へいせい わんご わんご
平成27年度～32年度

議案対象部分明示版

へいせい わん がつ
平成27年2月

よこはまし
横浜市

目次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 第3期計画の全体像
- 4 国の動向

第2章 横浜市の障害福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 1 横浜市の障害福祉
- 2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移
- 3 第2期の振り返り
- 4 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

第3章 基本目標とテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

- 1 基本目標
- 2 テーマ
 - (1) テーマ1 出会う・つながる・助け合う
 - (2) テーマ2 住む、そして暮らす
 - (3) テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
 - (4) テーマ4 いきる力を学び・育む
 - (5) テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

第4章 PDCAサイクルによる計画の見直し・・・・・・・・ 125

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・ 127

- 1 第2期横浜市障害者プランの検証評価
- 2 当事者アンケート実施概要
- 3 パブリックコメントの概要
- 4 推進体制

だい しょう
第 1 章

けい かく がい よう
計 画 の 概 要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」といいます。)を、平成16年度に「第1期」、21年度に「第2期」として策定し、障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してきました。

このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の二つの性質を持つ計画です。

第3期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

そのため、第3期では「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害福祉施策を着実に進めます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

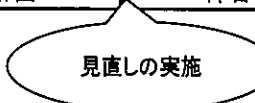
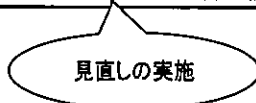
そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築なども併せて実施します。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
名称	第2期 横浜市障害者プラン						第3期 横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画						障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		



(2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法及び介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）及び健康横浜21（健康増進法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

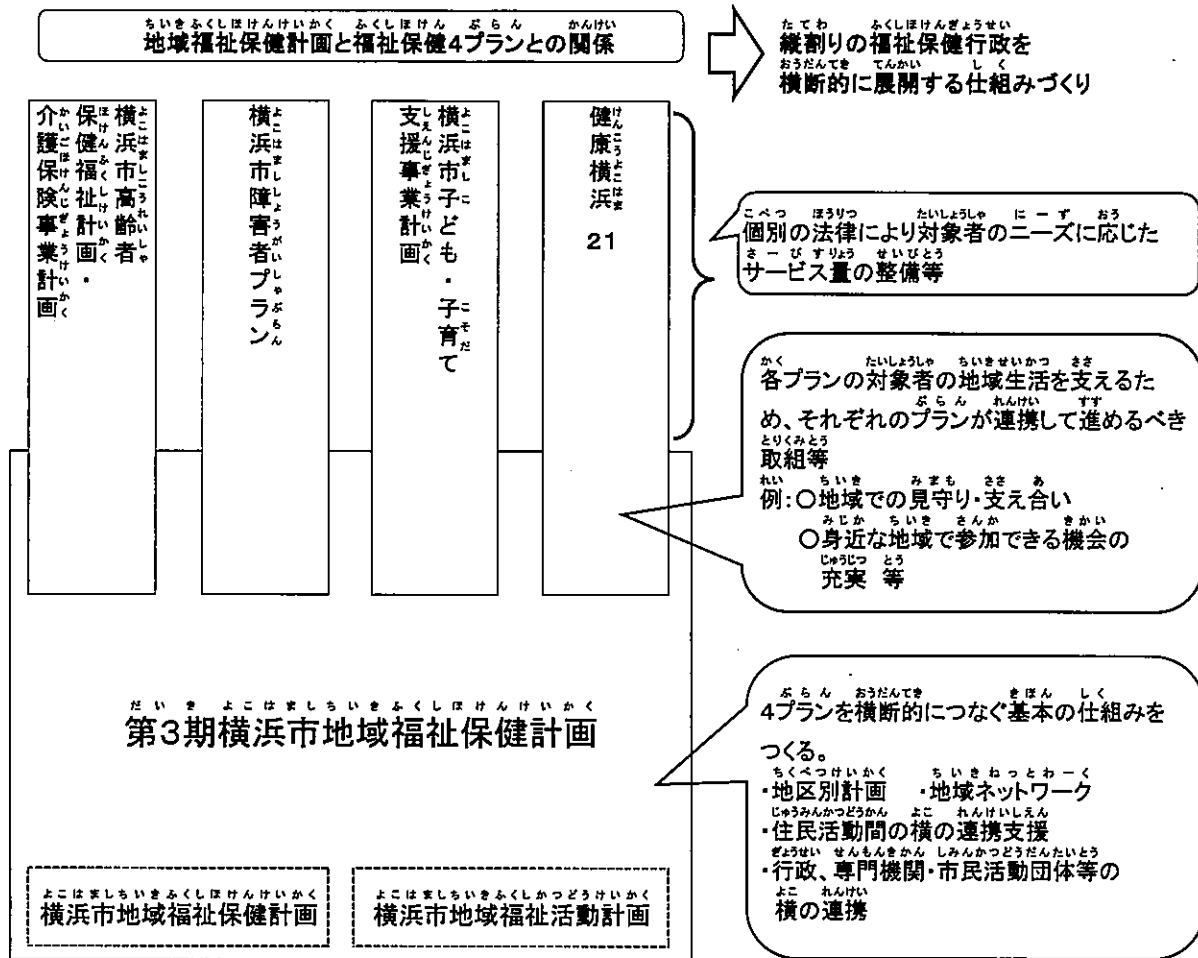
また、横浜市地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」といいます。）では、「地域の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりのための取組を進めています。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に運動していくことによって、一層の効果을上げていきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

た けいかく かんけいせい
【他計画との関係性】



ちいきふくしほけんけいかく ぼつせい いちぶがいてい
※地域福祉保健計画から抜粋（一部改訂）

3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。テーマ1では「出会う・は「住む、そして暮らす」として、住まい及び暮らしを、テーマ3では「毎日を安心して健やかに過ごす」して、療育、教育及び人材の確保・育成を、最後に、テーマ5では「働く・活動する・余暇を楽しむ」置付けました。基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。(詳細

テーマ1

出会う・つながる・助け合う

P.42

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

テーマ2

P.59

住む、そして暮らす

住まい、暮らし

テーマ3

毎日を安心して健やかに過ごす

P.76

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

つながる・助け合う」として、普及・啓発、相談支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2として、健康・医療、バリアフリー及び権利擁護を、テーマ4では「いきる力を学び・育む」として、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位は各テーマのページをご覧ください。）

テーマ4

P.90

ちから まな はぐく
いきる力を学び・育む

りょういく きょういく じんざい かくほ いくせい
療育、教育、人材の確保・育成

テーマ5

はたら かつどう よか たの
働く・活動する・余暇を楽しむ

P.106

しゅうろう ふくしてきしゅうろう にちちゅうかつどう
就労、福祉的就労、日中活動

ぶんか すぽーつ れくりえーしょん
文化・スポーツ・レクリエーション

4 国の動向

(1) 共生社会の実現に向けて…

障害者施策に関わる主な動きとしては、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「障害者制度改革推進会議」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「第一次意見」、同年12月に「第二次意見」をまとめました。

その意見を受け「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別的禁止や防災及び防犯などを盛り込む形で改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者とともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)が制定されました。このように、近年は「障害者基本法」の他にも多くの制度改革が行われました。

そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況から、26年1月には批准をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。

※参考文献

平成25年度版 障害者白書

(2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心にサービス提供を行う体制を構築してきました。

平成15年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られました。

その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みでのサービス提供が開始されました。

この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれたものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られました。

また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度改革推進会議」で検討を重ねました。そして、23年8月には骨格提言としてまとめ、それらを踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が25年4月に施行されました。

ねんげつ 年月	くに どうりつ 国の動向
へいせい ねん がつ 平成18年4月	しょうがいしゃじりつ しえんぽう しこう 「障害者 自立支援法」施行 (3障害 一元化 障害 程度区分導入 等)
ねん がつ 19年9月	しょうがいしゃけんり じょうやく しょうめい 「障害者 権利条約」に署名
ねん がつ 22年12月	しょうがいしゃじりつ しえんぽう かいせい 「障害者自立支援法」改正 (発達障害が対象として明確化)
ねん がつ 23年8月	しょうがいしゃきほんぽう かいせい 「障害者基本法」改正 (差別の禁止、教育の配慮 等)
ねん がつ 24年10月	しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しこう 「障害者虐待防止法」施行
ねん がつ 25年4月	しょうがいしゃそうごうしえんぽう いちぶ しこう 「障害者 総合支援法」一部施行 (難病 の追加 地域生活支援事業の追加等)
	くに による しょうがいしゃ じゅうろう しせつ 等からの ぶつひん 等の ちょうたつ の すすいん 等に 関する法律 (以下「障害者優先調達推進法」という。) 施行 (国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。)
	しょうがいしゃ ほうていごようりつ ひ あ 障害者 の法定雇用率の引き上げ (民間1.8%→2%、行政 2.1%→2.3%に引き上げ)
ねん がつ 25年6月	しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほう せいりつ 「障害者差別解消法」成立 (H28年4月～施行予定) (差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)
	しょうがいしゃ こよう そくしんどう かん ほうりつ しょうがいしゃ こよう そくしんほう 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者 雇用促進法」という。) 改正 (H28年4月～施行予定：雇用分野における差別の禁止) (H30年4月～施行予定：精神障害者を法定雇用率の算出 に加える等)
ねん がつ 26年1月	しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん 「障害者権利条約」批准
ねん がつ 26年4月	せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。) 改正 (保護者制度の廃止)
	しょうがいしゃそうごうしえんぽう しこう 「障害者 総合支援法」施行 (グループホーム一元化・障害 支援区分へ変更)

だい しょう
第 2 章

よこはまし しょうがいふくし
横浜市の障害福祉について

第2章 横浜市の障害福祉について

1 横浜市の障害福祉

(1) 横浜市の知的・身体障害者の福祉施策の展開（地域活動の視点から）

昭和40年代は、教育委員会が学齢期に達した子の保護者に対し、その子を学校に就学させる義務を猶予または免除する法律が、障害児に適用されていた時代でした。

そのような状況下においても、本市には、数えるほどの知的障害児・者施設しかなく、公設の「ときわ学園」や「さざんか学園」に、就学 猶予・免除された子どもたちの一部が通っており、多くは「家族が面倒を見る」というような時代でした。

また、当時 障害者施策の責務は都道府県にあり、本市が独自に施策を展開していくことが難しい時代でもありました。

このような時代の中で、市内で障害児の保護者たちが立ち上がり、障害児の療育・レクリエーションや保護者の学習会などを行う「地域訓練会」、成人した障害者の日中活動の場として「地域作業所」を立ち上げて活動を進めました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、行政と共に検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていきます。

これらの活動に対する助成制度創設の要望をいただき、本市としても必要な支援として運営費の助成を開始しました。

そして、この活動の中心にあったのが、重い障害者の家族によって設立された「横浜市在宅障害児援護協会*1」（以下「在援協」といいます。）であり、横浜市は、この在援協に補助を行い、在援協が各訓練会や横浜市障害者地域作業所（以下「地域作業所」といいます。）へ運営費として、助成を行ってきました。

*1…重い障害のある人の家族によって、1973年(昭和48年)に設立されました。設立当時、障害児の保育活動グループ(地域訓練会)の支援に力を注いでいましたが、その後は地域作業所、障害者地域活動ホームといった日中活動の場を支援しながら、暮らしの場であるグループホームへとその支援の範囲を広げ、総合的に障害児者の地域生活を推進してきました。また、後に「在宅障害児援護協会」から「在宅障害者援護協会」へと、名称を変更しました。その後、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会との組織一体化を経て、横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（以下「障害者支援センター」といいます。）として、在援協の理念や支援を継承し、活動しています。

(社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会のホームページから引用)

当事者の活動が広がる中、その活動場所の確保に苦慮していたことから、運営団体と本市の助成金をもとに、安定的な地域活動の場として「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」といいます。）の建設を開始し、昭和55年から平成6年までの間に、市内で23か所建設しました。

そして、地活ホームの目的は「地域生活の拠点」へと転換していきました。そのような中で、運営委員会の統合や職員体制の一体化等による運営体制の効率化や、地活ホームの機能充実が求められてきたことから、平成7年度から夜間の介助や見守りを行う「ショートステイ事業」等を始めたことで「機能強化」が行われました。25年10月までで、すべての地活ホームに行われ、形を「機能強化型障害者地域活動ホーム」（以下「機能強化型地活ホーム」といいます。）と変えてきました。

しかし、障害児・者が、自宅での生活から、地域での生活へ転換していく中で、機能強化型地活ホームが地域の拠点として全てを担っていくには、施設や事業の規模が小さいために、非常に困難な状況が発生してきました。

そこで、この機能強化型の「発展形」として、施設や事業の規模を拡大した地域生活の拠点「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」（以下「社会福祉法人型地活ホーム」といいます。）の設置を平成11年から開始しました。

この社会福祉法人型地活ホームでは、相談支援事業として専任の職員配置やショートステイの機能など、多彩な機能を備えています。

平成25年3月には、市内各区1館整備を完了し、地域生活の拠点としての役割を担い、活動を進めています。

一方、社会福祉法人における通所施設の支援では、重症心身障害者の地域生活を支援するため、昭和61年に、重症心身障害者にとって初めての通所施設を全国に先駆けて整備しました。この取組は、その後の本市における重症心身障害者の生活の姿を大きく変えるものとなりました。

また、平成5年度の知的障害者福祉法改正により、大都市特例が導入され、それまで都道府県が行っていた障害者施策の権限が政令指定都市に移譲されたことにより、本市独自の展開が可能となりました。

それを受けて、社会福祉法人における入所施設の支援では、いち早くユニット化（小舎制）・個室化を導入し、施設生活の質の向上だけでなく、地域生活移行を想定した支援が行えるよう、取組を行ってきました。

(2) 横浜市の精神障害者の保健福祉施策の展開

一方で、精神障害については長く医療の対象とされ、福祉の対象とはなっていませんでした。

そうした中で本市においては、全国的な施策展開よりはるかに早期の昭和23年から保健所(当時)に医療社会事業員を配置し、3区に精神衛生相談所を設け、これを発展させて、全区に専任の医療ソーシャルワーカーを配置してきました。医療ソーシャルワーカーが中心となって、家族会の創設やその後の横浜市精神障害者地域作業所(以下「精神障害者地域作業所」といいます。)の設置など、様々な地域活動を展開してきました。57年に初めて2か所の精神障害者地域作業所が開所し、「病院の外」で社会復帰の場所ができました。そして62年、社会復帰施設が初めて法律上位置付けられ、平成元年には初めて精神障害者のための授産施設が市内に設置されるなど、社会復帰のための福祉施設が整備されてきました。また、この頃から県レベルでの当事者活動が開始され、本市の障害者も参加しました。その後、平成11年に精神障害者への地域生活を支援する拠点として、相談支援事業や居場所の提供などのサービスから地域交流まで、様々な機能を備えた、横浜市精神障害者生活支援センター(以下「生活支援センター」といいます。)の設置を開始しました。そして25年3月に市内各区に1館整備が完了しています。

今後とも精神障害は「疾病」と「障害」を併せ持っていることに配慮した施策展開が必要で

【平成21年度以降の横浜市の障害福祉施策】

年月	横浜市の経緯
平成21年4月	第2期障害者プランを策定
22年4月	在宅心身障害者手当を廃止し、障害者施策推進協議会等での議論を踏まえて「将来にわたるあんしん施策」を開始
22年10月	横浜市障害者後見的支援制度（以下「後見的支援制度」という。）を4区で開始
24年4月	第2期障害者プラン改定版を策定
	神奈川県から事業者指定業務が移管される
24年10月	横浜市障害者虐待防止センターの開設
	横浜市多機能型拠点（以下「多機能型拠点」という。）1か所目の開所
25年3月	後見的支援制度を新たに3区で開始（計7区）
	社会福祉法人型地活ホームの18区整備完了
	生活支援センターの18区整備完了
25年4月	「移動支援施策の再構築」を実施 （一部は平成25年10月から実施）
	「横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を年度ごとに作成
	横浜市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）9か所目の開所
	横浜市地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）8か所目の開所
25年10月	多機能型拠点2か所目の開所
26年3月	後見的支援制度を新たに4区開始（計11区）
27年3月	第2期障害者プラン 計画期間終了
	後見的支援制度を新たに3区で開始（計14区）
27年4月	第3期障害者プランを策定

2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成26年3月末時点での所持者数の合計は、約14万9千人（横浜市全体人口比で4.03%）となっています。

表1によると21年の約12万5千人から、現在までに、約2万3千人増加し（増加率約18.9%）、年々所持者数が伸びていることがわかります。

また、表2からわかるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年3%から4%の間で推移しており、横浜市人口の増加率と比べても大きいことから、障害者手帳所持者の割合が増えてきているといえます。今後も障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

(3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様) (人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	3.43%	3.52%	3.62%	3.77%	3.89%	4.03%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

(人)

	21～22年	22～23年	23～24年	24～25年	25～26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
(増加率)	(0.38%)	(0.37%)	(0.06%)	(0.14%)	(0.22%)
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
(増加率)	(2.90%)	(3.17%)	(4.21%)	(3.39%)	(3.96%)

図1 市人口と手帳所持者の増加数の推移

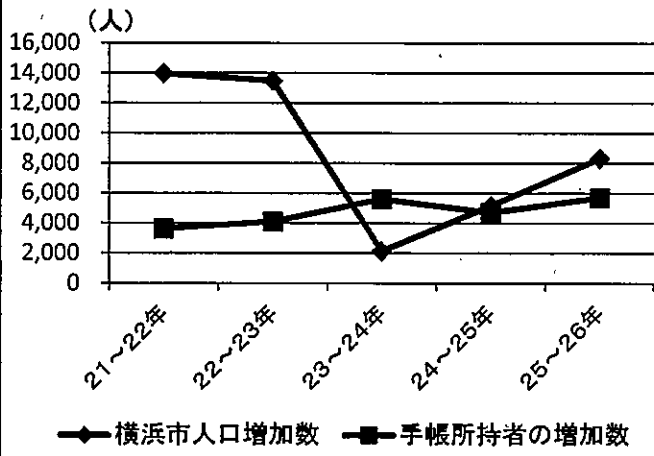
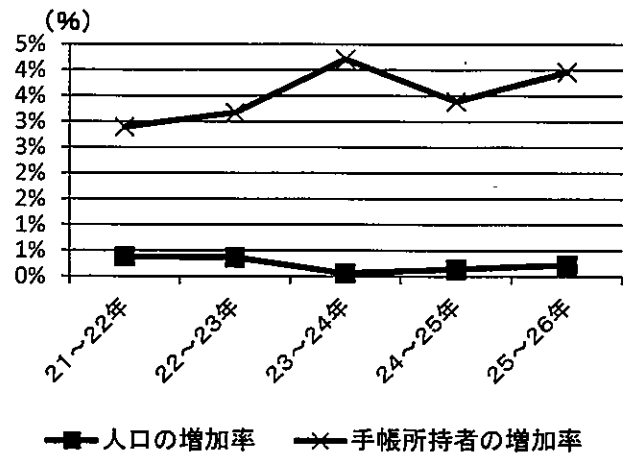


図2 市人口と手帳所持者の増加率の推移



(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

表3によると、手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となり、それ以外の障害も年々増加しています。

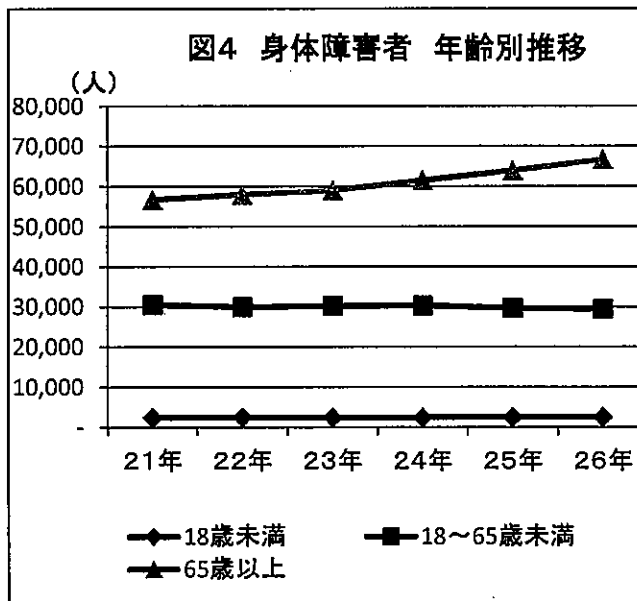
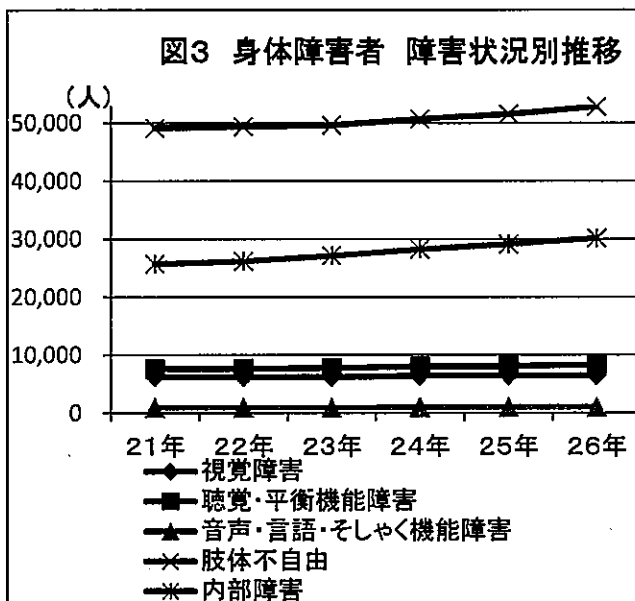
また、表4からわかるように、18歳から65歳未満の人数が横ばいとなっているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
視覚障害	6,276	6,227	6,177	6,400	6,441	6,435
聴覚・平衡機能障害	7,582	7,630	7,764	7,987	8,083	8,321
音声・言語・そしゃく機能障害	886	885	885	946	957	964
肢体不自由	49,146	49,408	49,647	50,706	51,519	52,813
内部障害	25,717	26,172	27,132	28,252	29,114	30,173
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706

表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移 各年度 3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満	2,385	2,367	2,383	2,423	2,425	2,469
(下段：全体に占める割合)	(2.7%)	(2.6%)	(2.6%)	(2.6%)	(2.5%)	(2.5%)
18～65歳未満	30,512	29,997	30,197	30,332	29,702	29,509
(下段：全体に占める割合)	(34.1%)	(33.2%)	(33.0%)	(32.2%)	(30.9%)	(29.9%)
65歳以上	56,710	57,958	59,025	61,536	63,987	66,728
(下段：全体に占める割合)	(63.3%)	(64.2%)	(64.4%)	(65.3%)	(66.6%)	(67.6%)
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706



イ 愛の手帳(療育手帳)

表 5によると、26年3月末時点では、21年と比べ、5千5百人以上増えています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約3千3百人と、全体の増加数の約6割を占めています。

また、表 6からわかるように、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表 5 愛の手帳 障害程度別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
A1	4,062	4,211	4,351	4,502	4,629	4,775
A2	4,151	4,258	4,383	4,487	4,617	4,706
B1	4,487	4,669	4,829	5,004	5,164	5,366
B2	5,974	6,613	7,244	7,871	8,595	9,324
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

※参考 A1…IQ 20以下、A2…IQ 21~35、B1…IQ36~50、B2…IQ51~75

表 6 愛の手帳所持者数の年齢別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満 (下段:全体に占める割合)	7,059 (37.8%)	7,508 (38.0%)	7,941 (38.2%)	8,315 (38.0%)	8,761 (38.1%)	9,172 (37.9%)
18~65歳未満 (下段:全体に占める割合)	11,173 (59.8%)	11,770 (59.6%)	12,377 (59.5%)	13,010 (59.5%)	13,636 (59.3%)	14,312 (59.2%)
65歳以上 (下段:全体に占める割合)	442 (2.4%)	473 (2.4%)	489 (2.4%)	539 (2.5%)	608 (2.6%)	687 (2.8%)
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

図5 愛の手帳 障害程度別推移

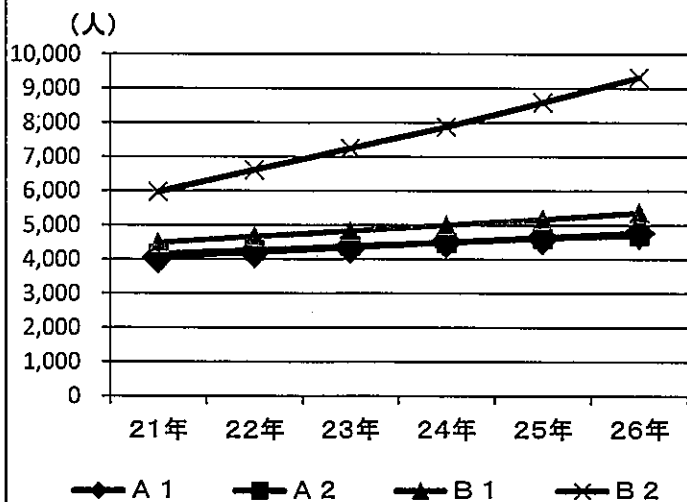
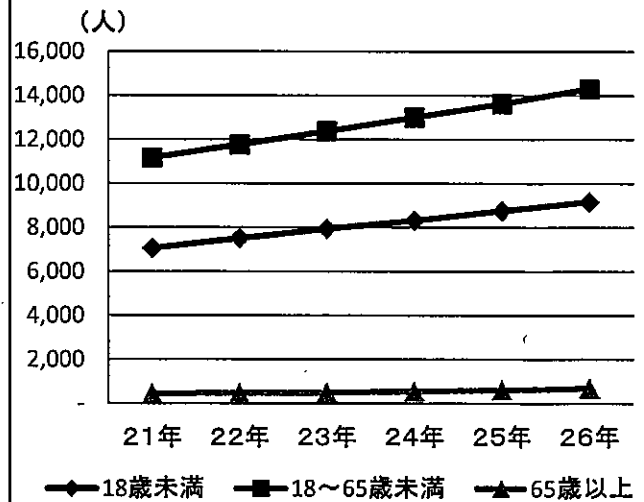


図6 愛の手帳 年齢別推移



ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7からわかるように、平成26年3月末時点では、21年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千人（約1.5倍）増えています。

また、表8からわかるように、20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の所持者数はほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若干の増加という傾向となっています。

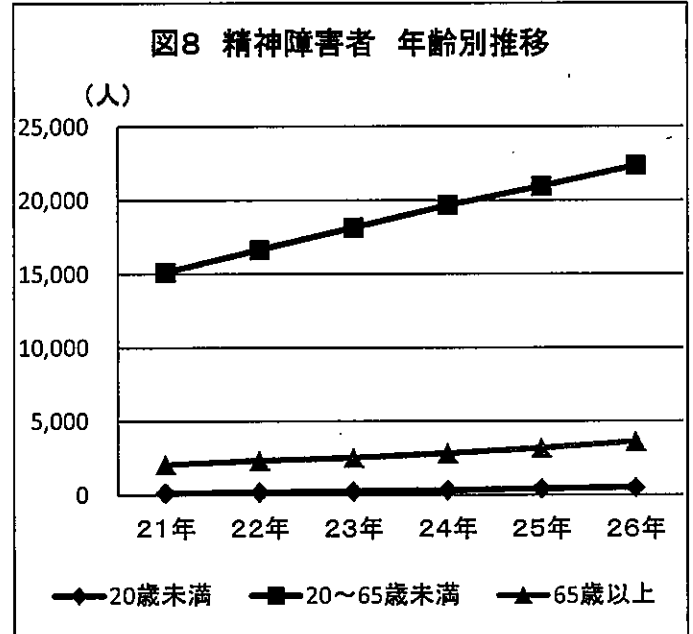
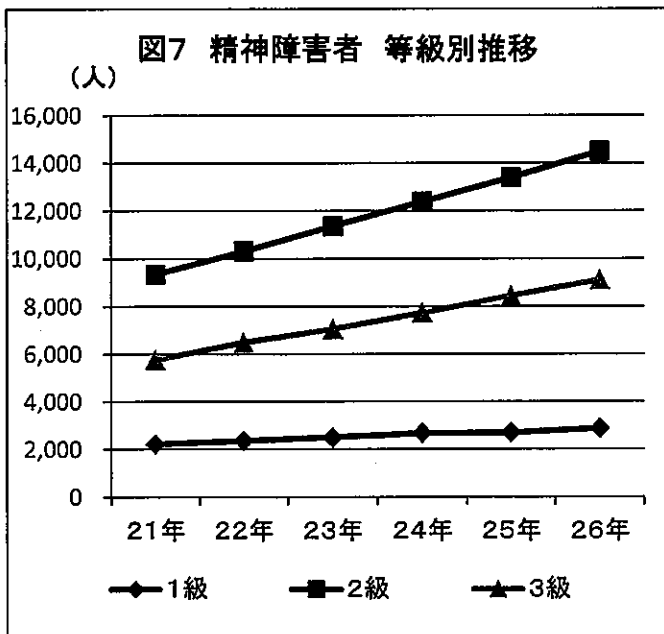
表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	2,206	2,355	2,499	2,669	2,694	2,870
2級	9,341	10,309	11,368	12,387	13,399	14,497
3級	5,757	6,488	7,045	7,729	8,445	9,108
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
20歳未満 (下段：全体に占める割合)	139 (0.8%)	180 (0.9%)	234 (1.1%)	298 (1.3%)	408 (1.7%)	493 (1.9%)
20～65歳未満 (下段：全体に占める割合)	15,111 (87.3%)	16,649 (86.9%)	18,156 (86.8%)	19,663 (86.3%)	20,952 (85.4%)	22,355 (84.4%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	2,054 (11.9%)	2,323 (12.1%)	2,522 (12.1%)	2,824 (12.4%)	3,178 (13.0%)	3,627 (13.7%)
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

※精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。



エ 横浜市の難病患者数（特定疾患医療受給者証所持者数）

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間の無い支援を行うため、障害者の範囲に、新たに難病等を加えました。

このことにより、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（130疾病及び関節リウマチ）に罹患している難病患者等で、症状の変動があり身体障害者手帳を取得することができなかった方が、障害福祉サービスを利用できることとなりました。

その後、国の障害者総合支援法対象疾病検討会での議論を経て、27年1月には対象疾病が130疾病から151疾病へと拡大されました。

今後、障害福祉サービスの推進に当たっては、難病等の患者数も考慮しながら、進めていきます。

（参考）神奈川県特定疾患医療受給者証所持者数*1（56疾患）（横浜市）（各年3月末現在）

21年	22年	23年	24年	25年	26年
17,835人	18,775人	19,797人	20,898人	22,065人	23,157人

※法律施行により、今後大きな変更が見込まれます。

*1…特定疾患

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」といいます。

3 第2期の振り返り

第2期では、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心とし、また、障害者の力を十分に発揮していくことを念頭において「プランでめざす社会」を4つ設定しました。

そして、その社会を目指すために、重点的に進めていく項目を7つの「重点施策」として取りまとめました。また、二一ス把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめ、「親亡き後の生活」・「高齢化・重度化」・「地域生活のためのきめ細かな対応」といった視点を柱として、施策を着実に進めてきました

(1) 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある方への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと障害者やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとしてあんしん施策をとりまとめ、第2期のプランに明記しました。

《親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築》

障害児・者やその家族への二一ス把握調査などでは、「親亡き後の不安」や「将来を見据えた支援の必要性」などの声が多く聞こえてきました。

それを受けて、障害児・者が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや将来の不安に関する相談等を行う、後見的支援制度を開始しました。

また、常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者やその家族の地域での暮らしを支援するため、その支援機能を一体的に提供できる拠点として、多機能型拠点の整備を開始しました。

おも じぎょうめい 主な事業名 (*1)	とうしよちくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつげき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
こうけんてきしえんすいしんじぎょう 後見的支援推進事業	かくじゅう 拡充	累計14区	○
たきのうがたきよてん せいび 多機能型拠点の整備	かくじゅう 拡充	かんかいしよ かんめせいびかいし 2館開所、3館目整備開始	△
きんきゅうじ ほつとらいん 緊急時ホットライン	けんとう 検討	ぶない けんとう おこな ほんじぎょう 部内で検討を行い、本事業とし ての実施は見送り	×

進行状況の説明

○：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
 △：一定程度の効果は得られた。
 ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

振り返り

後見的支援制度の実施区の展開は、概ね想定どおりの進捗となり、後見的支援制度は、親亡き後の不安の解消のために期待も大きく、利用者及び家族にアンケートを実施した結果、利用者の79%、家族の89%以上が「登録して良かった」という回答だったこと等もあり、早急に18区展開を行う必要があります。

また、多機能型拠点の整備についても、早期に整備してほしいという要望が多く、市としても医療が必要な方の地域生活支援のさらなる充実が必要との認識から、整備手法を検討しながら、早急に市内6カ所への整備を進めていく必要があります。

なお、緊急時ホットラインについては、平成22年度から検討を進めてきましたが、実効性のある手法を見出すことができなかったため、本事業としての実施は見送ることとし、代替する仕組みについては、引き続き検討していきます。

《障害者の高齢化・重度化への対応》

親亡き後の不安と並んで、多くの声が寄せられたのが、「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」といった、「障害者の高齢化・重度化」による将来の不安でした。

これを受けて、障害児・者が住みなれた地域で安心して暮らせるために、高齢化や重度化にも対応できるグループホームにおける支援体制について、検討を進めてきました。

* 1…あんしん施策の項目から主な事業を抜粋し、実績は簡略化しています。全事業の振り返りの詳細については、資料編をご覧ください。(以下、同様とします。)

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
しょうがいしゃぐるーぷほむ 障害者グループホーム せつちうんえいひほじじぎょう 設置運営費補助事業	すいしん 推進	じゅうどかたいおうも ちでる じぎょうじっし ・重度化対応モデル事業実施 ※へいせい ねんど から ほうていぐるーぷ ほむ いこう ホームへ移行 じゅうどかたいおうも ちでる じぎょうじっし ・高齢化対応モデル事業実施	△

ふ かえ
【振り返り】

こうれいかたいおうぐるーぷほむのモデル事業については、せつちばしょのちようせいじかんか
 高齢化対応グループホームのモデル事業については、設置場所の調整に時間が掛かり、
 じっしおく じゅうどかたいおうぐるーぷほむ ちでる じぎょうじっし けんしやうすす
 実施が遅れましたが、重度化対応グループホームはモデル事業を実施し、検証を進めるこ
 とができました。
 じゅうどかたいおうも ちでる じぎょう げんざい けんしやうすす じぞくかのう しく
 重度化対応モデル事業については、現在も検証を進めています。持続可能な仕組みを
 けんとう ひつよう
 検討していくことが必要です。
 このモデル事業結果をしっかりとけんしやう し、今後のぐるーぷほむ じゅうどかたいおう
 しゃかいしげん かつよう さまざま せんたくし ふく けんとう
 社会資源の活用など、様々な選択肢も含めて検討します。

ちいさ せいかつ こま たいおう
 ≪地域生活のためのきめ細かな対応≫

しょうがいじしゃがす ちいさ あんしん せいかつ つつ ひとり せいかつ こべつ
 障害児・者が住みなれた地域で安心して生活し続けるために、一人ひとりの生活を個別に
 しえん とりくみ じゅうじつ ひつよう かんが かくし さく すす
 支援するための取組を充実させていくことが必要と考え、各施策を進めてきました。
 だい き しょうがいしゃ しゃかいさんか かつどうはんい ひる げんこう いどう しえん しさく
 第2期では、障害者の社会参加や活動範囲をさらに広げ、現行の移動支援施策がより
 つか ひつよう ひと ひつよう しえん てきせつ おこな いどう しえん しさく たいけい まいこうちく
 使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるように、移動支援施策体系の再構築に
 とく ぐみ
 取り組みました。
 しょうがい しゆるい ていど かんが わらず あんしん じゆしん いりようかんきやう
 また、障害の種類や程度にかかわらず、安心して受診することができるような医療環境
 じゅうじつ せむ いりようじゅうじや しょうがいりかい ふか けんしゆうとう じっし
 の充実に向けて、医療従事者の障害理解を深めるための研修等を実施してきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	どうしよちくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつげき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 じょうぎょう 状況
しょうがいしゃいどうしえんじぎょう 障害者移動支援事業	すいしん 推進	せいど みなお じし ・制度見直し実施 つうがく つうしよしえん じし ・通学・通所支援の実施	○
いどうじょうほうせんたーうんえい 移動情報センター運営 じぎょう 事業	かくじゅう く けんとう 拡充9区・検討	るいけい く 累計9区	○
しょうがいじしゃ いりょうかんきょう 障害児者の医療環境 すいしんじぎょう 推進事業	すいしん 推進	ちてきしょうがいしゃたいおうせんもんがいらい じし ・知的障害者対応専門外来の実施 いりょうじゅうじしゃ けんしゅうじし ・医療従事者への研修実施	△
ふくしじんざい かくほ いくせい 福祉人材の確保・育成	すいしん 推進	しゅうじよくふえあじし ・就職フェア実施 らいじょうしゃすう じん へいせい ねん が 来場者数:130人(平成26年9月 実施時) さいようじんすう るいけい じん 採用人数:累計45人 がいどへるばーすきるあっぷ ・ガイドヘルパースキルアップ けんしゅう 研修 さーびす たいきょうせきにんしゃむ サービス提供責任者向け るいけい じん 累計694人 がいどへるばー げんにんしゃむ ガイドヘルパー現任者向け るいけい じん 累計1,175人)	○
せいしんしょうがいしゃ かぞくしえん 精神障害者の家族支援 じぎょう 事業	すいしん 推進	きんきゅうたいざいばしょ ・緊急滞在場所:累計483日 こうじゅうかい こうざじし こうざ ・講習会:4講座実施、1講座につき 5回開催(平成26年度)	○

【振り返り】

訪問看護師や障害児・者施設に対する障害特性を理解するための研修実施や、障害者移動支援施策体系の再構築の実施など、概ね想定どおりの進捗となり、進捗はよくなりました。

しかし、医療従事者に対する障害理解の機会については、例年どおりの規模での開催になっており、訪問看護の事業所等が増加しているにもかかわらず、拡充がはかられていない状況であり、引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、移動支援については、ガイドヘルパー・ガイドボランティアの発掘・育成に伴う利用状況の改善や、移動情報センター機能等の充実を図る必要があります。

さらに、人材の確保・育成について、着実に取り組んでまいりましたが、就職フェアでの来場者の減少が続いており、今後、効果的な手法へと見直していく必要があります。

(2) 重点施策

第1期での振り返りから、各項目について第1期に構築した内容を、より充実させ強化していくことが必要と考え、基本的な方向性を継承しながら、新たに発達障害の視点を加え、7つの項目を設定し進めてきました。

また、これらの重点施策を進めていくにあたっては、障害特性や乳幼児期から高齢期におけるそれぞれのライフステージに応じた課題に対応していくという視点に立って施策の充実に取り組んできました。

● 重点施策1 普及・啓発のさらなる充実

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会の実現を目指し、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要と考え、当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援等に取り組んできました。

第2期では、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する、セイフティーネットプロジェクト横浜（P.45参照）への活動支援や、当事者による市庁舎等でのパン販売を行うことにより、障害理解の促進を図る「わたしは街のパン屋さん」事業を継続して実施してきました。

また、障害者週間における障害者のコンサート実施や芸術作品展などの実施、また小学生を対象として、夏休み期間に車いすの利用や点字を読む体験を行うなど、障害理解促進のためのイベントを開催しました。

さらには、特別支援学校の児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組みである、副学籍による交流教育及び共同学習を通じた学齢期への障害理解の促進など、様々な普及啓発を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	どうしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
どうしや しみん だんたい 当事者や市民団体による ふきゆうけいはつかつどう しえん 普及啓発活動への支援	すいしん 推進	ふきゆうけいはつたい べんと とうとう じっし 普及啓発イベント等の実施	△
ふくがくせき ころりゆうきよういく 副学籍による交流教育 およ ぎょうどうがくしゅう 及び共同学習	すいしん 推進	じっしりつ へいせい ねんど 実施率(平成25年度) しょうがくぶ ばーせんと 小学部42% ちゅうがくぶ ばーせんと 中学部9%	○

【振り返り】

各種イベント等を開催した後、さらに別の取組等へ広げていくことが大切ですが、そこまでは取り組むことができませんでした。

また、障害の理解を進めていくためには、早い段階から障害児と健常児が、様々な生活の場を共有し、交流を促進していくことが重要です。

第2期で取り組んできた事業を継続するほか、小学校期における交流を進め、子どもの時から障害理解が図られる機会を提供していくことによって、啓発を効果的なものとすることができると考えます。

● 重点施策2 相談支援システムの機能強化

障害児・者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるようにするため、情報提供から一般相談、緊急性及び専門性を必要とする相談を、一体的に支援していく相談体制の構築・推進に取り組んできました。

第2期では、相談支援システムを広めるために、各区の横浜市障害者相談支援事業地域自立支援協議会（以下「区自立支援協議会」といいます。）などを活用した相談支援体制の普及活動に取り組むとともに、相談業務に関わる人材の育成を図るため、相談支援従事者初任者研修及び現任者研修に加え、事例検討研修等を実施してきました。また、研修体系の整理に向けた取組を開始するなど、相談体制の強化を進めました。

さらには、当事者相談を「ピア相談センター」として一つにまとめ、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（以下「横浜ラポール」といいます。）にある横浜市障害者社会参加推進センター（以下「社会参加推進センター」といいます。）内に設置し、相談支援機関等へ相談員の派遣を開始しました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよちくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどもまつじっけき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 じょうぎょう 状況
そうだんしえんしすてむ ふきゅう 相談支援システムの普及 ひろ (広める)	すいしん 推進	くじりつしえんきょうぎかい ほんにん かぞく 区自立支援協議会で本人・家族 への普及活動を展開	△
そうだんしえんじゅうじしゃ ようせい 相談支援従事者の養成	すいしん 推進	そうだんしえんじゅうじしゃ かか けんしゅう 相談支援従事者に関わる研修 の実施	△
とうじしゃそうだん すいしん 当事者相談の推進 ふか (深める)	すいしん 推進	ひあそうだんせんたー しゅうやくか ピア相談センターの集約化	○

【振り返り】

区自立支援協議会において、区内にある事業者や本人及び家族等への相談支援体制や計画相談支援等諸制度の周知に取り組んできたことにより、区内事業者間の連携の構築には一定の効果が表れていますが、本人等からは「どこに相談したらよいかわからない」との声もあるなど、その取組には課題が残っています。

また、各区の区自立支援協議会の活動内容には差があるため、全市的に取り組むテーマ等の設定を検討する必要があります。

さらに、計画相談支援の対象者拡大に伴い、これまで築いてきた相談支援体制の見直しも必要になっています。また、それぞれの機関で活躍する相談支援従事者に加え、計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の質の向上についても、今後、さらに力を入れて取り組む必要があります。

● 重点施策3 地域生活を総合的に支える仕組み

障害児・者やその家族が、安心して地域での生活を継続していくためには、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築することが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では社会福祉法人型地活ホームや生活支援センター、多機能型拠点の整備など、ハード面の整備を実施するとともに、横浜市障害者自立生活アシスタント事業（以下「自立生活アシスタント」といいます。）の推進や「移動支援施策体系の再構築」を行うなど、ソフト面における事業も着実に進め、地域で安心して暮らせるように、社会資源の充実を図ってきました。

また、安心できる住まいの確保を目指し、グループホームの設置促進を図ってきました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
地域生活を支援する拠点 施設の整備と機能拡充	推進	地活ホーム 41か所 (累計) 生活支援センター 18か所 (累計)	○
自立生活アシスタント	推進	36事業所	○
グループホームの設置 促進	680か所 3,400人	647か所 (累計) 3,510人分	○

【振り返り】

社会福祉法人型地活ホームや多機能型拠点の整備、また、自立生活アシスタントの拡充などにより、地域生活支援の充実を図ることができましたが、医療的ケアが必要な方からは、さらに生活支援の充実を求める声があります。

今後は、多機能型拠点の整備推進や、これまで整備してきた社会資源の一層の活用のほか、障害児・者の受診環境充実のために、医療機関のネットワーク構築などの取組を進め、安心した地域生活を送れる環境を整えていく必要があります。

また、グループホームの設置については、当初想定したとおりに進めるとともに、福祉施設から地域生活への移行なども進めてきました。しかし、多くの入所施設サービスを必要とする方がいることから、さらなる地域移行の取組を進めていくことが必要です。

精神障害者の地域移行に関わる目標値には届いていない状況があります。引き続き、生活支援センターで行っている横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（以下「精神障害者地域移行・定着支援」といいます。）と法定サービスである指定地域移行支援（以下「地域移行支援」といいます。）を活用し、国の動向も踏まえながら、地域移行を促進していくことが必要です。

重点施策4 医療環境・医療体制の充実

障害児・者やその家族が、地域で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要と考え、医療環境の充実に取り組んできました。

第2期では、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が、障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、障害に関わる知識向上を図りました。

また、在宅療養中の重症心身障害児・者が、家族等による介護が一時的に困難になった場合、協力医療機関に一時的に入院することができる「横浜市メディカルショートステイ事業（以下「メディカルショートステイ」といいます。）」や、知的障害者が受診しやすい環境を整備するために、「知的障害者対応専門外来」を設置するなど、障害児・者の医療環境や療養環境の拡充に努めてきました。

横浜市の精神科救急については、神奈川県、川崎市や相模原市と協調して行っており、県内の病院が当番病院となるため、市外の遠方になることも少なくありませんでした。しかしそのような中、横浜市民専用の精神科救急病床を増やしたことにより、横浜市民の方が市内の病院に受診できる機会を増やすことができました。

また、当番病院の土曜日・日曜日の午後の受入床について、時間帯をずらすなどの対応を取ることで、切れ目のない精神科救急対応を目指してきました。それに加えて、深夜帯の土曜日・日曜日の受入病院の枠が少なかったため、民間の精神科病院の協力を得て、当番の病院数を増やしました。

さらに、神奈川県精神神経科診療所協会の協力を得て、精神科救急医療情報窓口の相談員が、夜間、深夜及び休日精神保健指定医へ連絡をとり、精神症状急変時の対応方法について相談ができる体制の確保や救急医療体制の整備を図るなど、医療環境・体制の充実に努めてきました。

おち じぎょうめい 主な事業名	どうしよもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつせき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
しょうがいじしや いりようかんきよう 障害児者の医療環境 すいしんじぎょう 推進事業	すいしん 推進	ちてきしょうがいしやたいおうせんもんがいらい じっし ・知的障害者対応専門外来の実施 いりようじゅうじしや けんしゅうじっし ・医療従事者への研修実施	△
に じきゅうきゅういりようたいせい かくじゅう 二次救急医療体制の拡充	すいしん 推進	さんじ きゅうきゅう きょうよう びょうしやうすう 三次救急との共用の病床数 を確保し、土・日の深夜に対応でき る病院を増やす等体制を強化	○

【振り返り】

医療従事者へ障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、障害に関わる知識向上を図った結果、継続して障害に関する取組を行うようになった訪問看護ステーション等が出てくるなど、一定の効果はありました。しかし、全市レベルから見ればそれは少数派で、まだ十分な状況ではありません。

知的障害者対応専門外来については、障害年金に必要な医師意見書等の作成を行うなど、知的障害者の外来診療の一助になっています。しかし、2病院の設置だけでは十分な状況ではありません。

● 重点施策5 障害児支援の体制強化

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるようになるためには、早期療育体制の拡充や学齢期の障害児に対する個別支援、集団活動支援の推進・強化などのサービスの充実が必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、療育相談支援などを行う地域療育センターを、新たに1か所整備し計8か所とし、療育体制の充実を図るとともに地域療育センターに専門スタッフを配置することで、学校への支援の充実も図りました。

また、学齢後期(概ね中学校期以降)から成人期への切れ目のない支援を目指すため、中学校期以降の発達障害児の対応を主に行う3か所目の専門機関を設置するとともに、関係局が定期的に課題を共有し、検討を行いました。

さらに、肢体不自由特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケア体制整備等を実施するなど、サービスの充実を図ってきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	どうしよもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねん どまつじっせき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
ちいまりよういくせんたー せいび 地域療育センターの整備	8か所 (累計)	8か所目の整備完了	○
ちゅうがっこうま いこう 中学校期以降における しえん じゅうじつ 支援の充実	せんもんきかん せつち 専門機関の設置 4か所 (累計)	はつたつしやうがいしゃ そろだんしえんたいせいと ・発達障害者の相談支援体制と けんしゅう しいき れんけい 研修、市域での連携について けんとう じっし 検討を実施 ・3か所目の相談機関で事業実施	○

ふ かえ
【振り返り】

平成25年4月に「よこはま港南地域療育センター」が開所し、周辺区を担当する地域療育センターにおける初診までの待機期間は短縮されましたが、市全体での初診件数は引き続き増加しており、待機期間短縮に向けた取組が必要です。

また、教育について特別な支援が必要な児童生徒に対する理解は進んできましたが、具体的な対応や環境整備についてはまだ十分とは言えません。今後もさらに理解を深めると共に、適切な指導体制や教育環境・設備の充実を目指していく必要があります。

重点施策6 障害者の就労支援の一層の拡充強化

障害者が当たり前に働ける社会を実現するためには、企業への障害理解の促進や安心して働き続けるための定着支援などが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、就労相談及び定着支援等を行う障害者就労支援センターを、新たに1か所整備し市内9か所体制とするなど、就労支援の充実を図りました。

また、障害者雇用を広く啓発するための「働きたい！あなたのシンポジウム」や、市内企業と就労支援機関をつなぐための個別相談セミナーを開催し、雇用の場の拡大や企業への障害理解を促進しました。

さらに、障害者優先調達推進法施行に伴い、平成25年10月には横浜市における「調達方針」を策定し、区局等の物品・役務の調達において、障害者施設等からの優先的な調達にも取り組み、福祉的就労の充実を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	じっせき 実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
まぎょう こようしえん きょうか 企業への雇用支援の強化	こよう じれい しょうかいまぎょう 雇用事例紹介 企業 るいけい しゃ (累計) 40社	こよう じれい しょうかいまぎょう るいけい 雇用事例紹介 企業 累計：11社	△
はたら つづ 働き続けるための定着 しえん きょうか 支援の強化	しゅうろうしえん せん たー 就労支援センター りようとうろくしゃすう 利用登録者数 3,500人	しゅうろうしえん せん たーりようとうろくしゃ 就労支援センター利用登録者 3,678人	○

【振り返り】

企業等への障害者雇用の啓発について、企業が参考としやすい取組をより多く発信していくため、従来の「企業表彰」という手法から、「事例紹介」へ転換したものの、いまだ掲載企業数が少ないため、今後は紹介企業を増やしていくことが必要です。

また、就労支援センターにおいては、精神障害及び発達障害のある方からの相談及び登録件数の増加が続いており、就労後の定着支援における関係機関との連携などが十分に取り組むことができていません。就労支援センターは、他の福祉施設や関係機関と連携し、地域の中での包括的な支援体制の構築を目指すことが必要です。

● 重点施策7 発達障害児・者支援の体制整備

発達障害についての社会的な関心が高まりを見せていることなどから、発達障害に対する理解の促進や発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があると考え、発達障害児・者の支援等に関する検討を行う委員会で、様々なご意見をいただきながら施策に取り組んできました。

第2期では、発達障害に関する相談支援、就労支援、発達支援及び研修の実施等を行う「横浜市発達障害者支援センター」（以下「発達障害者支援センター」といいます。）が、市内2区において相談支援機関を巡回しフォローを行う、サポートコーチ事業をモデル実施し、地域の相談支援機関のスキルアップを図るとともに、相談支援機関と発達障害者支援センターの連携を強化する仕組みの地盤をつくりました。

また、発達障害者に特化し利用期間を制限したうえで、コーディネーターが地域での生活に向けた支援を行う住まいの場として、横浜市発達障害者サポートホーム事業（以下「サポートホーム事業」といいます。）を実施しました。その他、発達障害の特性を有しているものの、確定診断や障害者手帳のない方々に対して、実践的な就労体験を通じて自己理解の場の提供と支援手法の開発を目的とした、横浜市発達障害者就労支援事業をモデル実施し、今後の発達障害者の就労支援の検討を行うなど、発達障害児・者支援の体制整備を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	じっせき 実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
はつたつ しょうがいしゃ しえん たいせい 発達 障害者 支援 体制 せいびじぎょう 整備事業	すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> 「世界自閉症啓発デー in 横浜」を実施 サポートコーチ事業を実施 サポートホーム事業を開始 	○
かんけいきかん れんけい そくしん 関係機関の連携の促進	すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援機関に向けた研修を実施 	○

【振り返り】

「発達障害」という言葉については、マスコミや第2期の障害者プランを通じて広く浸透してきました。一方で、その支援体制はいまだ不十分な状況にあります。発達障害の特性は多様であり個性も高く、その支援には特性を十分理解したうえでの対応が必要となるため、関係機関における人材の育成が課題です。

その課題を受けて、まず発達障害に関する相談支援について、身近な場所で相談が受けられる体制をつくるための研修を開始しました。

また、今後は「サポートホーム事業」及びモデル実施した「就労支援事業」を通じて取り組むことで得られた、ある一定の層に対して有効な支援手法等の活用が必要です。

(3) 第2期 振り返りの 総括

これまでに振り返ったとおり、第2期においては、着実に施策を進め、国の制度も含めて、社会資源やサービスの整備は進んできました。

しかし、それでもまだ障害児・者やその家族の周りには、いまだに多くの生活のしづらさが残されており、第3期策定に向けて行ったグループインタビューやアンケート等では、

- ・「普及・啓発」では、他人の言動や対応などで悩むことが多いこと
- ・「相談」では、どこに相談したら良いかが分からないこと
- ・「住まい」では、安心した生活を送れる環境や選択肢が整っていると感じられないこと
- ・「暮らし」では、サービスをどのように使えばよいか分からないこと
- ・「医療」では、身近にかかれる医療機関がないこと
- ・「療育・教育」では、療育と教育の密接な連携が求められていること
- ・「就労」では、働き続けるための支援が足りていないこと
- ・「発達障害」をはじめ、障害特性に応じた支援が足りていないこと

…などの声が多くありました。

こうしたことに対応していくためには、国の制度やそれだけでは足りないところを、横浜市の障害福祉施策を組み合わせるなどの工夫を行うとともに、関連する本市の様々な施策を連携させることが必要です。また、行政として必要な支援を整えるとともに、障害児・者やその家族が住み慣れた地域で、どのように暮らしていきたいかということについて、障害者本人主体で考えていく姿勢も必要となります。

その他、グループインタビューやアンケート等を通じて、行政の情報が障害児・者やその家族に十分行き届いていないという声があり、情報発信についても課題の一つだと認識しています。

以上を踏まえ、今後の施策展開を支える基本的な視点を3つ掲げ、第2期での振り返りを踏まえた課題に対して、第3期では5つのテーマを設定し取り組んでいきます。

4 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

● 障害状況に合わせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病、発達障害及び高次脳機能障害など、これまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるよう、きめ細かな支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け成長し、本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画に位置付け、ライフステージに応じた支援体制の構築を進めてきました。

しかし、きめ細かい対応や学齢期における支援が十分に行き届いていない現状があります。

また、地域における社会資源が整いつつあるなかで、障害者が安心して生活し続けていくためには、地域住民の障害に対する理解を進め、見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていくことや、本人が生活における主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていくための支援等も必要です。

そこで、障害者が地域社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していくため、地域福祉保健計画等において、住民相互の共助の取組を推進していきます。その中で、障害者それぞれが抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場の確保や、障害者が地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めます。

また、学齢期における相談支援体制の充実や療育・教育との連携強化をはじめ、卒業後の企業就労の促進や施設等での福祉的就労の充実など、本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本という視点を持って、施策に取り組めます。

● 障害者の高齢化・重度化への対応

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に象徴されるように、今後10数年間で全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。横浜市においても、2025年には、約3.8人に1人が65歳以上になることが見込まれています。

そのような中で、障害者のなかには、比較的早い段階から加齢に伴う諸症状が出現する方がいるといった声が、現場のスタッフから聞こえています。高齢化すると、体力や運動機能の低下及び病気への抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それに加えて、日常生活での主な身辺動作や活動及び社会生活への参加など、少しずつ不自由さや困難性が増えてくるため、見守りや介助などの具体的支援が不可欠な状態になります。今回のアンケートでは、「高齢になった時に、これまでと同じように生活を続けていけるかが不安」といった声が挙がっています。

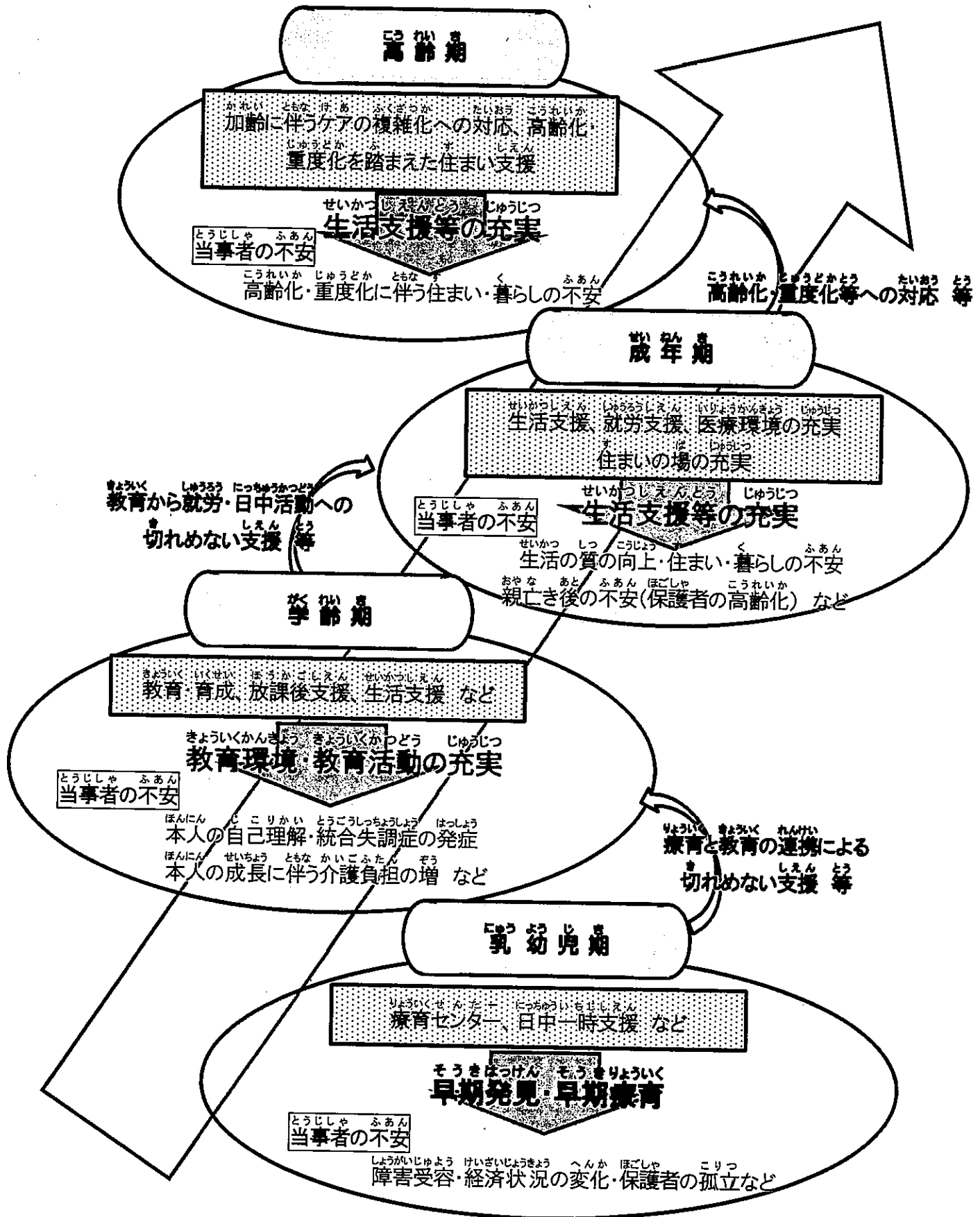
そのため、障害の原因となる疾病の予防及び再発防止の取組や、リハビリテーション等による身体機能の維持など、重度化を予防する観点も踏まえておく必要があります。

さらに、行動障害や医療的ケア等については、専門的な対応が求められており、「高齢化・重度化」と併せて取り組んでいくことが必要です。

それと同時に、障害者本人はもちろんのこと、保護者の高齢化も視野に入れて取り組んでいくことも必要です。これまで支えていた家族の高齢化により、障害者本人が従来通りの生活を続けることが難しくなるということが、今後さらに増えていくことが予想されます。

これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、家族を含めて地域で生活していくことを支える仕組みの充実が必要です。

ライフステージを通じて一貫した支援



● 将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「将来にわたるあんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応という項目を中心に、様々な取組を推進してきました。

しかし、「将来にわたるあんしん施策」の実施から数年を経た今でも、グループインタビューやアンケートからは、親亡き後の不安の解消が求められている現状があります。

今後も「将来にわたるあんしん施策」で確認された課題については、障害児・者や家族の方などのご意見をいただきながら、継続して取り組んでいく必要があると考えています。

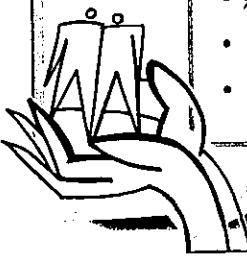
また、当事者や家族のニーズをあらゆる場面で継続して把握し、その課題解決に当たっては、「将来にわたるあんしん施策」策定時の視点を継承しながらも、それにとどまらず、広く障害福祉施策全体でとらえ、一体的に進め、様々な施策展開を図っていきます。

しょうがいふくししさくぜんたい
障害福祉施策全体の
 きほんてきしてん けいしょう
基本的視点へと継承

しょうらい しさく すいしん
将来にわたるあんしん施策の推進

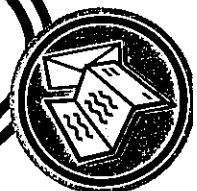
- 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築
- 障害者の高齢化・重度化への対応
- 地域生活のためのきめ細かな対応

しさく てんかん
施策へ転換



だい 2 きさく ていじ
第2期策定時の声

「親亡き後の不安
 が家族がいるうちに将来を見据えた支援が欲しい」
 「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことが
 できなくなる」
 「住み慣れた地域で安心して生活したい」 など



だい しょう
第 3 章

きほんもくひょう てーま
基本目標とテーマ

第3章 基本目標とテーマ

1 基本目標

自己選択・自己決定のもと、
住み慣れた地域で、「安心」して
「学び」「育ち」暮らしていくことが
できるまち 横浜を自指す

障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

そして、そのようなまちを自指すためには、公民が連携して必要に応じた意思決定支援を行いながら、障害児・者が「自分で選んで・自分で決める」環境を整備することが欠かせません。

また、この基本目標は、「障害者権利条約」に記された一般原則（「固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重」等）が土台となっており、この基本目標を基に各施策を推進します。

2 テーマ

第2期では、プランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立てていたため、各分野についての記載内容がうまく伝わらず、当事者からも「どこに何が書いてあるかが分かりにくい」という声をいただいていた。

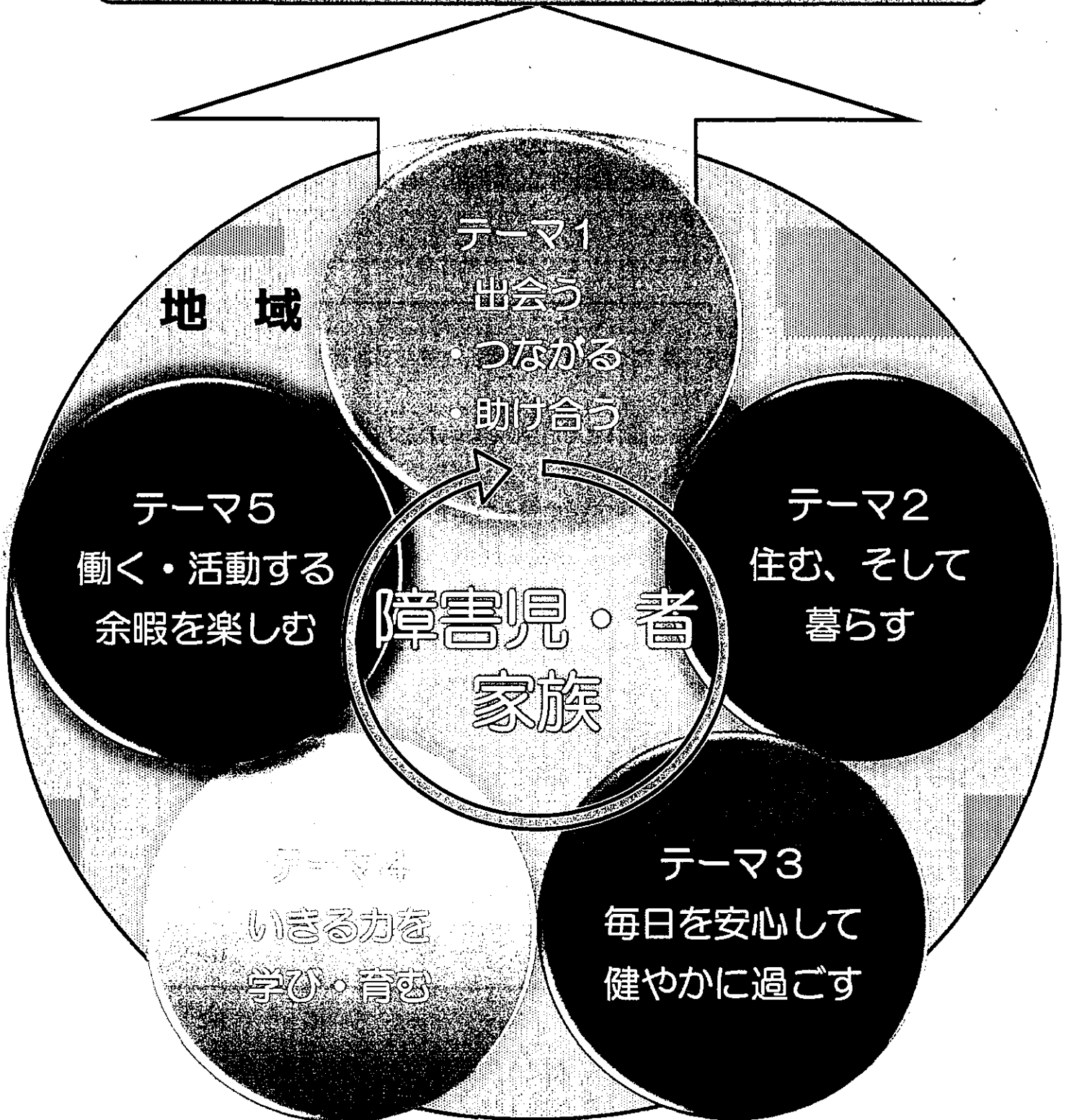
そこで第3期では、障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。そして、このテーマを連携させていくことが障害児・者の生活を豊かにするという認識のもと、各施策を着実に進めます。

** 5つのテーマ **

- テーマ1 出会う・つながる・助け合う
- テーマ2 住む、そして暮らす
- テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
- テーマ4 いきる力を学び・育む
- テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

【基本目標とテーマの関係図】

基本目標



テーマ1 出会う・つながる・助け合う

幼少期及び学齢期から、健常者が様々な生活の場面で障害のある人たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害特性や対応などをお互いに理解し、日頃の生活から災害等の緊急時まで支え合い・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

そこで「障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共に生きる社会」の実現に向けて、障害のある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

また、障害特性に応じて必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及・啓発、相談支援体制の整理と相談窓口の明確化、行政から発信する情報の保障及び災害への備え等を進めます。

** 当事者からの声 **

- ・どんなことに困るのかを、障害のない人に体験してもらうことが大事。障害が多様であることを知ってもらいたい。
- ・何か分からないことがあったら聞いてくださいといわれるが、何が分からないのかが分からない。
- ・防災訓練などの情報を、訓練終了後に回ってきた町内会の回覧板などで知った。
- ・地域防災拠点における訓練について、実際に参加してみないと、理解してもらえない。

** ニーズ把握調査結果から **

● 障害があることを理由に経験した嫌な思い・不適切な対応など (当事者アンケート)

	身体障害		知的障害		精神障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
他人の視線や言動	1,072	16%	449	22%	295	20%
移動中 (通勤・通所・買い物)	1,283	19%	317	16%	189	13%
近所付き合い	385	6%	167	8%	169	11%
とくにない	1,763	26%	165	8%	192	13%

●相談で困ったこと

	しんたいしょうがい 身体障害		ちてきしょうがい 知的障害		せいしんしょうがい 精神障害	
		わりあい 割合		わりあい 割合		わりあい 割合
そうだん 相談したいことがまとま らない（何を話したらよい かわからない）	333	8%	208	24%	177	25%
そうだん 相談したが満足できる かいとう 回答ではない	560	13%	141	16%	164	23%
とく 特に困ったことはない	2,411	57%	353	40%	223	31%

とりくみ 取組1-1 普及・啓発

現状と取組の方向性

障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を
目指して、疾病や障害に対する正しい理解の促進に努めてきました。しかし、第3期策定に
向けて行ったグループインタビューやアンケートの結果では、外出時に嫌な思いをすること
や、他人の言動や対応で悩むとの意見もあり、より一層の障害児・者への正しい理解や
配慮が必要です。

そこで、引き続き、幼少期及び学齢期から、健常者が障害を理解し、交流を深められる
よう相互理解に向けた教育や取組を進めます。また、当事者や市民団体等による地域住民
への啓発、住民との交流及び日頃の生活の中で関われる仕組みづくりなど、様々な取組を
通じて障害理解を促進します。

施策

◆持続的な普及・啓発の促進

▶市民へ向けた普及・啓発

…障害者週間や各種イベントを通じて、障害児・者と出会う場づくりを進めます。

また、地域福祉保健計画の推進を通して、障害者が健康づくり活動や地域活動に
参加する機会を増やし、誰もがお互いを理解し受け止める機会をつくるなど、地域住民
の障害に対する理解を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動への支援	セイフティーネットプロジェクト横浜(*1)や障害福祉関連施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及・啓発を推進します。	推進*2	推進
障害者本人及び家族による普及啓発活動の推進	社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	推進	推進
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	推進	推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	推進	推進
4校種 図画工作・美術・書道作品展 特別支援教育部門 ~つたえたいぼくのおもいわたしのきもち~の開催	4校種(小・中・高・特別支援)の幼児児童生徒の作品を一堂に集め、市民公開の作品展を開催することで、障害のある子どもの文化活動に関する普及・啓発を図ります。	推進	推進

*1…セイフティーネットプロジェクト横浜は、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織されています。当事者や家族が主体となっており、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

*2…「推進」とは、継続して着実に取り組むことを表しています。

◆ 学齢期への重点的な普及・啓発

▶ 小・中学校への障害理解の促進

…福祉教育と連携しながら、講演や体験の場の設置を検討し、学齢期から障害児・者と関わる機会の増加を目指します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
学齢期児童及び保護者への障害理解啓発【新規】	市内の当事者団体等の協力を得ながら、障害理解を進める教材等を、教育委員会と連携しながら作成します。また、それとともに、学齢期児童と保護者が、障害児・者と一緒に関わる機会の場について、実施方法を検討します。	推進	推進

▶ 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習

…特別支援学校と小・中学校の子どもが、共に「育ち」共に「学ぶ」ことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てます。また、障害や病気を特別なこととせず受け入れられるような意識を育てます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
副学籍による交流教育及び共同学習	特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、交流教育と共同学習を進めるとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を、居住地の学校においても行います。 小・中学校の児童生徒には、障害児・者に対する理解を含め、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことを目指します。	推進	推進

とりくみ 取組1-2 相談支援

現状と取組の方向性

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害児・者が困ったときに相談する場所として、区役所しか知らない、どこに相談したら良いかわからないとの声もあり、他の相談機関の認知が進んだといえる状況にはありません。

そのため、引き続き区役所及び社会福祉法人型地活ホーム等による相談支援事業（一次相談支援機関）の周知を進め、相談支援を必要とする人たちへ分かりやすい情報提供を行います。

また、その中の相談支援の過程においては「本人が自ら解決する力を高めていくための支援」や「家族支援」の視点が、支援者に求められています。

さらに、ライフステージによって支援の中心が異なるため、一貫した支援を行うためには教育機関等、他の分野との連携も不可欠です。

そこで、どこに相談してもライフステージに応じた各相談支援機関等が連携して対応する取組を強化するとともに、本市がこれまで構築してきた相談支援システムを整理します。そして、障害福祉サービスを活用する障害児・者が、主体性を高めながら希望する暮らしを実現できるよう、計画相談支援を推進します。

さらに、障害児・者支援における地域課題の検討や、全区で実施している区自立支援協議会の機能強化と活性化を図り、地域性を踏まえた支援体制やネットワークづくりを進めます。

施策

◆相談支援体制の再構築と充実

▶相談支援機関の役割の明確化と充実

…各相談支援機関の役割と位置付けを明確化し、障害児・者のライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

また、横浜市地域ケアプラザ（以下「地域ケアプラザ」といいます。）等の既存の相談窓口と連携をとりながら、相談支援体制の充実を進めます。

さらに、必要な人に適切な計画相談支援を実施できるよう、相談支援専門員等の質の向上と、各区の区自立支援協議会の活動を通じた相談支援事業の周知を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
相談支援事業の周知及び普及・啓発	障害者やその家族が身近な機関に安心して相談することができるよう、身近な相談者を対象として、相談支援事業の周知、啓発を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
相談支援従事者の人材育成	横浜市自立支援協議会(以下「市自立支援協議会」といいます。)で作成した「相談支援従事者人材育成ビジョン(仮称)」に基づき、人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談を検証し、当事者による相談支援を推進します。	じっせき けんしやう 実績の検証	く しゃかいふく 18区の社会福祉法人型地活 ホームにおいて 派遣相談の活用
既存の相談窓口(地域ケアプラザ等)による連携	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進

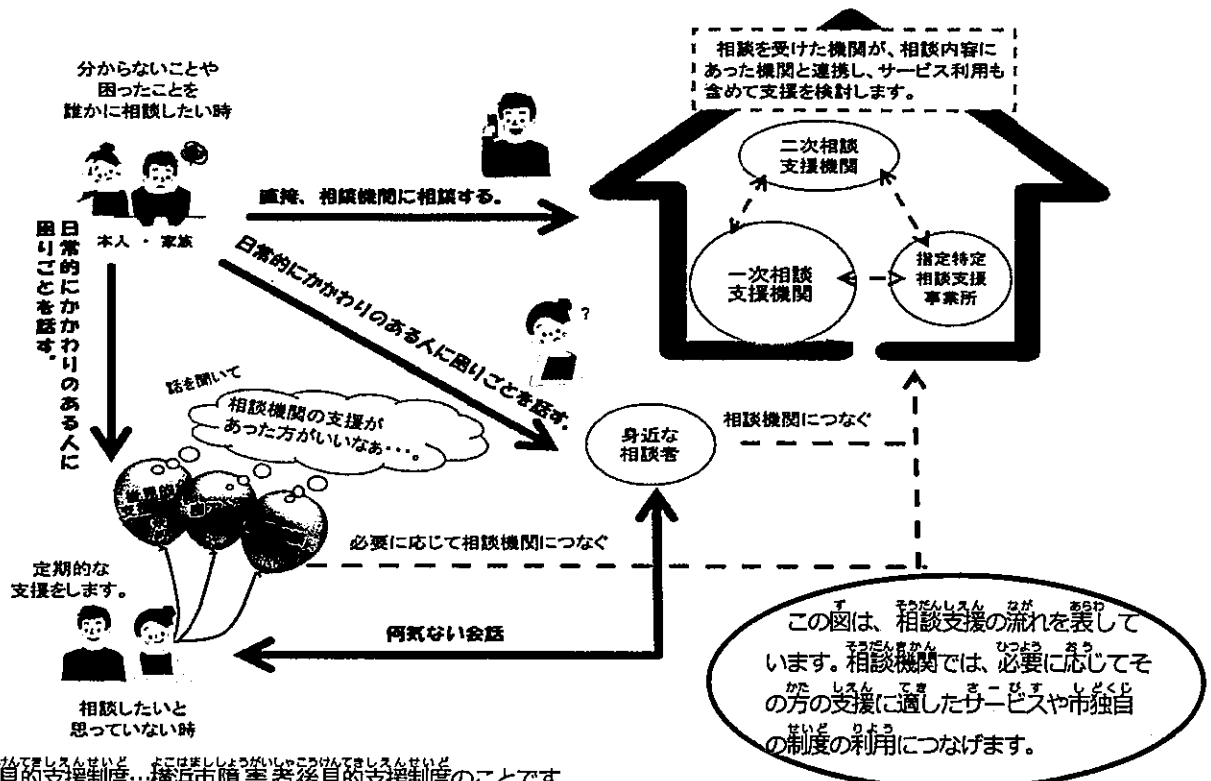
④*1【見込み】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
計画相談支援利用者数(年間)	21,500 人	23,000 人	24,500 人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

* 計画相談支援利用者数には、サービス等利用計画案を指定特定相談支援事業所が作成する方とご自身等が作成する方の合計数を記載しています。

* 1…④は、「障害福祉計画」で定めるサービス等の数値目標を指します。(以下、同様とします)
なお、障害福祉計画には、障害福祉サービスの見込み量と、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を進める地域生活支援事業の見込み量が含まれています。

【相談体制イメージ図】

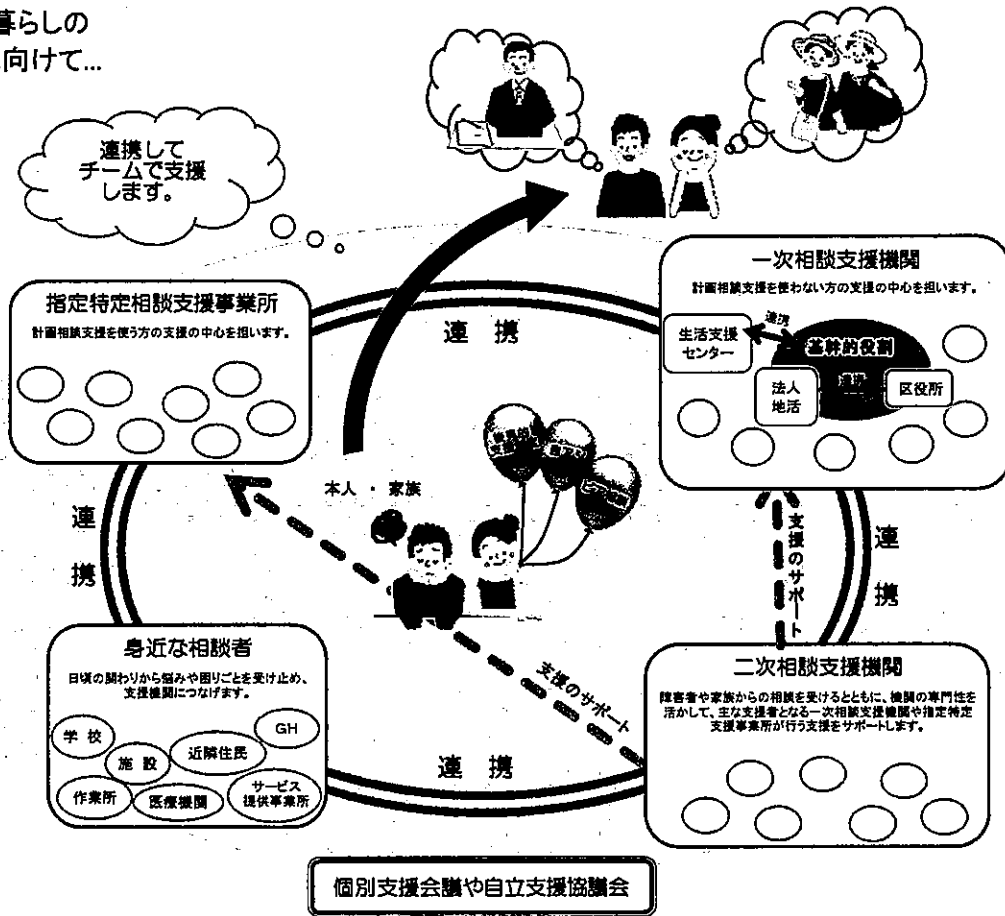


※後見的支援制度…横浜市障害者後見的支援制度のことです。
 自アシ…障害者自立生活アシスタント事業のことです。
 尚事業とも、詳細はテーマ2の取組2-2暮らしの中で説明します。

分類	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	サービス提供事業者、施設、学校、作業所、グループホーム、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、医療機関、ピア相談センター、近隣住民など
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	各指定特定相談支援事業所
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、発達障害者支援センター

支援体制イメージ図

希望する暮らしの実現に向けて...



区自立支援協議会の目的・役割等の整理

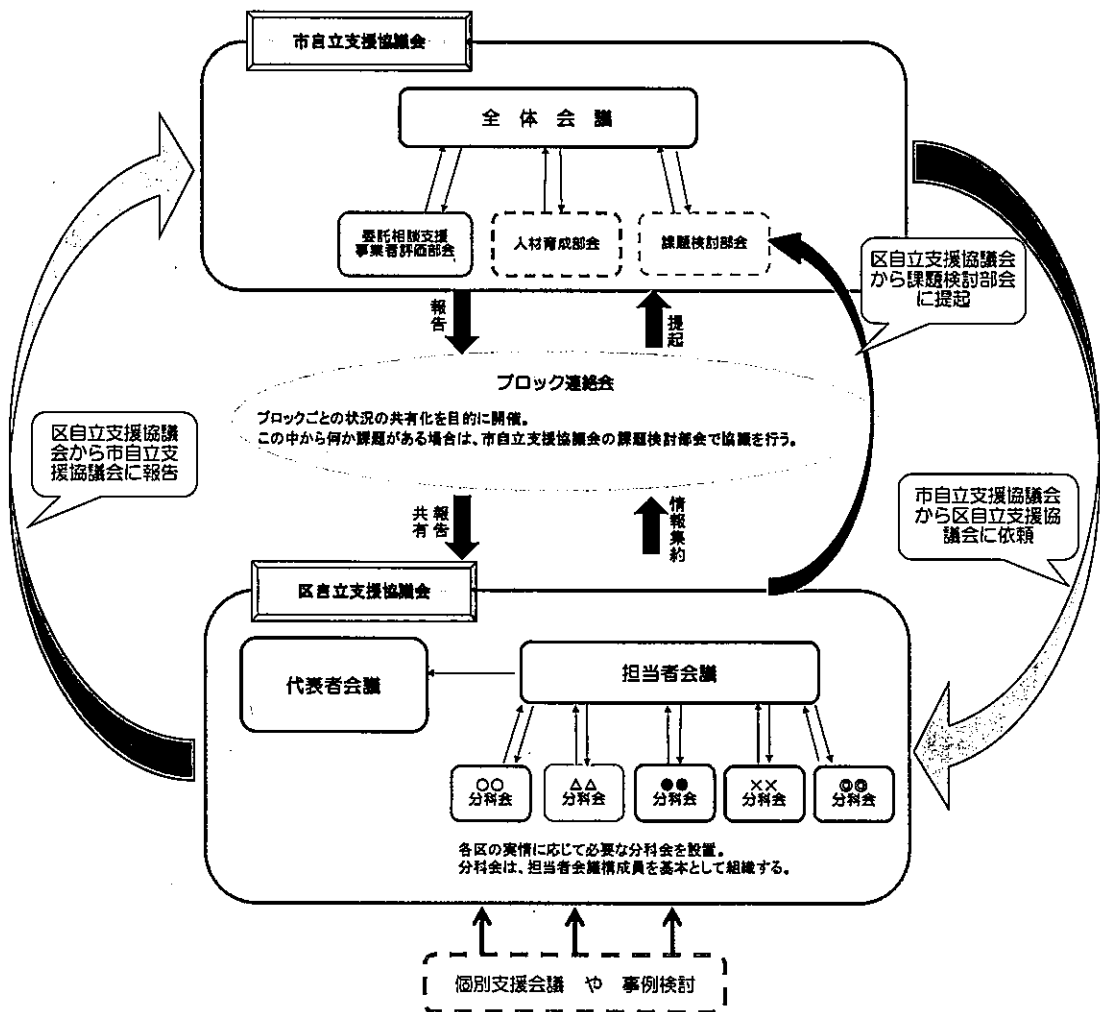
各区で開催している区自立支援協議会の取組内容を集約し、課題検討だけでなく社会資源の創設、施策提案及び権利擁護等の様々な視点で、区自立支援協議会の目的や役割を整理し、機能強化を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
市自立支援協議会 と区自立支援協議会の連携・連動	各区で開催されている区自立支援協議会での取組や検討内容を、市自立支援協議会での施策展開にいかすため、連携・連動の仕組みを整理します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
区域を超えた横断的な検討の推進	区域で解決できない課題の共有や、新たな社会資源の創設に向けた検討、市自立支援協議会への施策提案（情報提供）などを目的として、区域を超えた検討の場を設置します。	推進	推進

【自立支援協議会 体制イメージ図】

市自立支援協議会と区自立支援協議会の関連図



区自立支援協議会の取組

相談部会の設置による推進

計画相談支援の推進に向けて、指定特定相談支援事業所とその他の事業所により相談部会を立ち上げ、事例検討や障害福祉サービスの学習会等を開催することで計画相談支援の理解が深まるとともに、事業所の連携にもつながりました。

地域とのつながりを推進する取組

区自立支援協議会全体会で「地域とのつながりの必要性」を再確認し、地域とのつながりに向けて地域ケアプラザや自治会等地域の方々と一緒に取り組むことの重要性を共有することにつながりました。

また、区自立支援協議会で検討された障害者の課題や必要な取組などを、地域福祉保健計画の区計画や地区別計画の取組に生かせるよう、連携を行っています。

難病患者への相談支援の実施

医療、福祉、生活等に関する知識を得るための難病医療講演会や、生活上の工夫などについて情報交換を行うための交流会等を、引き続き実施します。

発達障害者に関わる相談支援の充実

発達障害に関して身近な場所で相談が受けられる仕組みをつくとともに、広報周知を行います。また、関係機関のネットワークを構築・強化します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターの職員が各区に出向き、区の職員と一緒に相談を受ける特定相談日を設けます。	特定相談日 実施区 18区 (平成27年度)	推進

高次脳機能障害に関わる関係機関の連携促進

高次脳機能障害に対する支援ニーズに対応するため、高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進します。

とりくみ じょうほう ほししょう
取組1-3 情報の保障

現状と取組の方向性

じょうほうかしゃかい はってん ともな けいたいでんわ すまーとふおん ぱそこんとう じょうほうきき
 情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報機器をはじ
 め、情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害児・者はその特性に
 より、情報入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供に当たり、情報
 が遅滞なく確実に伝わる必要があります。

そこで、障害特性に対応した情報の発信や、障害児・者が生活に必要な情報を取得す
 るための支援を行います。障害者差別解消法の趣旨等を踏まえながら、本市からの情報
 発信や関係機関、民間事業者等による情報発信のルール化やガイドライン等の作成を
 検討します。

施策

ぎょうせいじょうほう ごうりてきはいりよ すいしん
◆行政情報における合理的配慮の推進

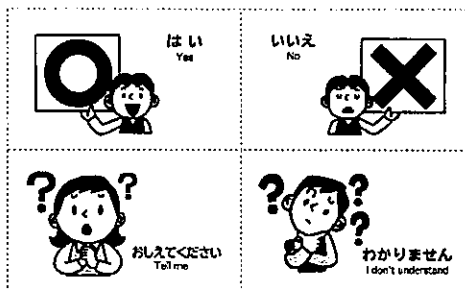
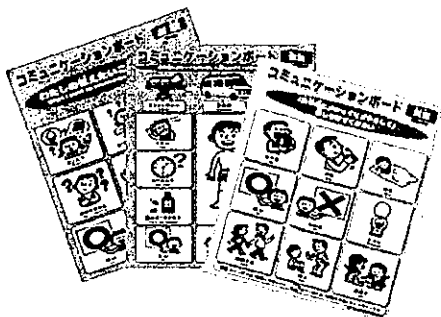
こみゅにけーしょんぼーど かーど かつようそくしん
▶コミュニケーションボード・カードの活用促進

…おじごことばによるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や
 記号を指さすことで、意思を伝えやすくするツールの活用を継続して行います。

※これまでに作成した「お店用」「救急用」「災害用」「鉄道用」のボードやカード
 については、以下のホームページから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/sientcenter/safetynet/safetynet.html>

こみゅにけーしょんぼーど ひだり かーど みぎ
コミュニケーションボード（左）・カード（右）



▶ **情報の保障に関する検討と推進**
 …障害のあるなしにかかわらず、必要な情報が提供されることは大切です。障害者差別解消法の施行に向けて今後の市の取組を検討していく中で、本市からの情報発信についても検討を行い、具体化します。また、災害時において、きめ細かで、障害特性を踏まえた情報が等しく保障されるようにします。

※「障害者差別解消法に基づく取組」については、P.87に記載します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
合理的配慮を踏まえた情報発信のルール化【新規】	視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について、行政情報発信のルール化、ガイドライン等の作成を検討します。	推進	推進

⑥ 意思疎通支援事業等【見込み】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度
手話通訳者の派遣 (利用者数)	8,900	人	9,500	人	9,900	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。
要約筆記者の派遣 (利用者数)	1,750	人	1,800	人	1,900	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。
手話率社員養成 研修事業 (養成人数)	80	人	80	人	80	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。
手話通訳者・筆記者養成研修 事業	40	人	40	人	40	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成研修事業	25	人	25	人	25	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

とりにくみ さいがいたいさく
取組1-4 災害対策

現状と取組の方向性

さいがいはっせいじ ようえんごしや あんびかくにんとう じんそく おこな ひごろ ちいき さき あ
災害発生時に、要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合い
とりくみ しえん さいがいじ ようえんごしやしえんじぎょう すいしん しょうがいじ しゃ あんしん ひなんせいかつ
の取組を支援する災害時要援護者支援事業の推進や、障害児・者が安心して避難生活がで
きるよう、しょう ちゅうがっこう ちいきぼうさいまてん たちくてきと いれ せいび おこな
小・中学校などの地域防災拠点へ多目的トイレの整備などを行ってきました。

また、ちいきぼうさいまてんとう ひなんじょ せいかつ こんなん ようえんごしや にじてきひなんばしよ
地域防災拠点等の避難所での生活が困難な要援護者のための二次的避難場所であ
るとくべつひなんばしよ かくほ びちくぶつし せいび すいしん
る特別避難場所の確保や、備蓄物資の整備などを推進してきました。

しかし、げんざい ひなんじょ ばりあ があって行くことができない、ひなんじょ しょうがいしゃ す
現在の避難所へはバリアがあつて行くことができない、避難所で障害者が過
していけるか不安が多いなど、しょうがいしゃ さいがいはっせいじ しえんたいせい たいおう ひつよう
障害者の災害発生時の支援体制について、対応が必要です。

そこで、さいがいはっせいじ しょうがいとくせい おう じょうほうていきょう ひなんじょ ようえんごしや
災害発生時における、障害特性に応じた情報提供や避難所における要援護者
のためのスペースの確保等、必要な配慮が行われるよう、ひつづ かんきょうせいび すず
引き続き環境整備を進めます。
あわ ちいき ぼうさいくねん しょうがいしゃ いっしょ さんか きょうじよ じじよ しえんとう
併せて、地域での防災訓練に障害者が一緒に参加できるような、共助・自助への支援等を
けんとう
検討します。

施策

さいがいじ じじよ きょうじよ こうじよ しんとう
◆災害時の自助・共助・公助の浸透

さいがいじ ようえんごしや たいさく
▶災害時要援護者への対策
しんとうさいがいはっせいじ じりきひなん こんなん しょうがいしゃとう ようえんごしや あんびかくにん ひなんしえん
…地震等災害発生時に、自力避難が困難な障害者等の要援護者の安否確認や避難支援
じんそく おこな ひごろ ちいき ようえんごしや かんけい ちいき
などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での
さき あ じゅうよう じちかいちやうないかいとう じしゅぼうさいそしきとう じしゅてき しゅたいてき
支え合いが重要です。そこで、自治会町内会等の自主防災組織等が、自主的・主体的
ようえんごしや しえん とく かんけいきかん だんたいとう れんけい
に要援護者の支援に取り組んでいけるよう支援するとともに、関係機関・団体等の連携、
じょうほうきょうゆうとう すず さいがい もな へいじょうじ ようえんごしやたいさく すいしん
情報共有等が進んでいくよう、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進しま
す。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、「情報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた日頃から地域での自主的な支え合いの取組を支援します。	災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合：80%	推進
障害者・支援者によるキャラバン隊派遣支援事業【新規】	各区で実施される地域防災拠点訓練に、セイフティーネットプロジェクト横浜が参加しやすいように支援し、障害特性を説明します。そして参加者に対し、障害者へのボランティア支援や障害児・者とのコミュニケーションについて、理解を図ります。	推進	推進
障害種別災害時対応マニュアルの作成【新規】	災害発生直後から復興期に至る期間において、障害種別ごとの対応マニュアルを作成します。	対応マニュアルの内容検討	対応マニュアルの作成
地域防災拠点における障害者体験【新規】	各地区、年1回開催される地域防災拠点訓練のメニューとして、障害者体験を実施できるよう支援します。	推進	推進

▶公助の役割分担の明確化
 …区役所の福祉保健センターと健康福祉局が災害時において、効率的・効果的に公助の役割が果たせるような連携方法を検討します。
 加えて、災害の規模に応じて、市外へ搬送する方法について検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
区局障害者災害対策会議【新規】	災害発生時における区福祉保健センター、健康福祉局のそれぞれの役割及び連携方法について、検討します。 市域を越えた連携・搬送方法についても検討します。	区局障害者災害対策会議の実施	推進

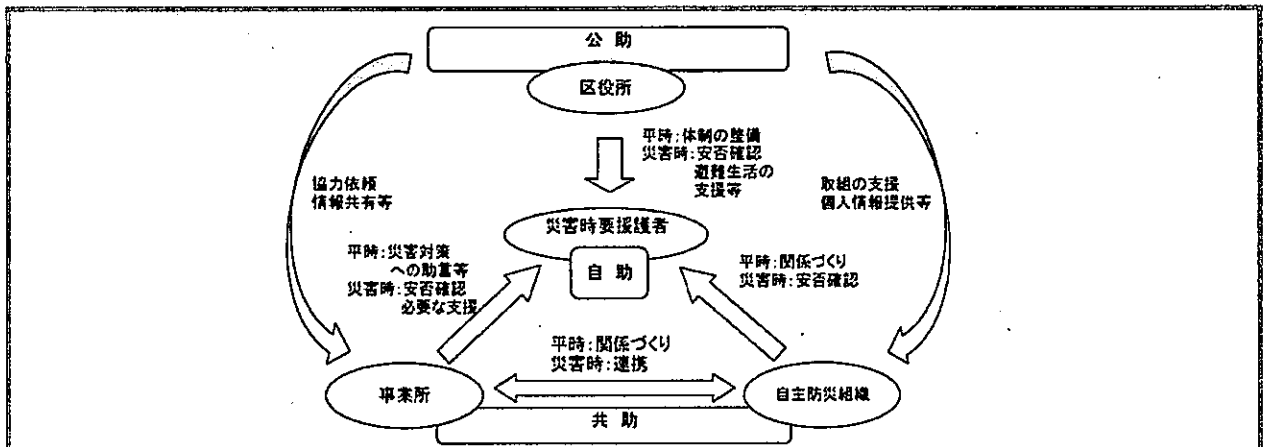
▶ 共助・自助の仕組みの構築
 …障害特性に応じた共助・自助として何ができるかについて、検討する場を設置し、仕組みを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者災害対策会議【新規】	障害者、支援者、事業者、地域及び行政等が災害時における共助について、検討する場を設けます。また、その検討の中で自助の役割も明確にします。 市域内の相互連携応援体制の構築を検討します。	障害者災害対策会議の実施	推進

▶ 障害特性に応じた応急備蓄物資の保管場所の確保
 …障害特性に応じて、災害発生直後から必要となる物資と保管場所の提供が可能な施設をつなげる仕組みを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害種別応急備蓄物資連携事業【新規】	ストマ用装具など障害特性に応じた応急備蓄物資について、保管場所が可能な施設をそれぞれ公募するなど、保管に向けた検討を行います。	推進	推進

横浜市における自助・共助・公助の考え方



行政、地域、事業者、要援護者の取組内容

主体	内容
行政	要援護者を地域で支える体制づくりの支援等（行政が保有する個人情報提供等含む。）、区社会福祉協議会・地域ケアプラザをはじめとした関係機関・団体等との連携強化、特別避難場所の施設確保・開設
地域	要援護者との日頃からの関係づくり（声かけ、見守り等）、災害時における要援護者の安否確認等
事業者	平時からの地域との関係づくり（避難訓練等への協力等）、災害時における利用者の安否確認、避難支援への協力等
要援護者	平時からの地域や事業者との関係づくり（交流会・避難訓練等への参加等）、災害への備え

テーマ2 住む、そして暮らす

社会資源は充実してきていますが、障害児・者が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分できていないといえます。

今後、さらに社会資源を充実させ、どんな障害があっても、できる限り自ら「住まいの場」を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、「住まいの場」を確保することと、そこで安心して暮らし続けていくために、一人ひとりの生活を十分に支援するための施策を充実させていくことが必要です。

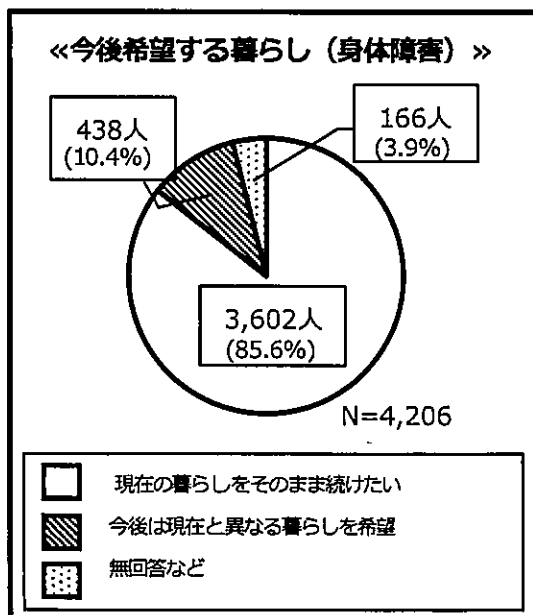
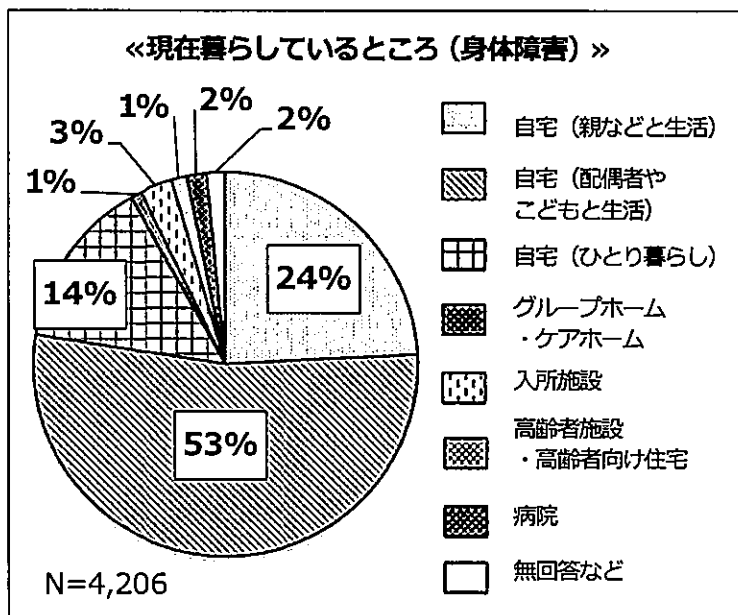
そこで、多様な形態の住まいや、地域での充実した生活の実現に必要な施策を検討します。

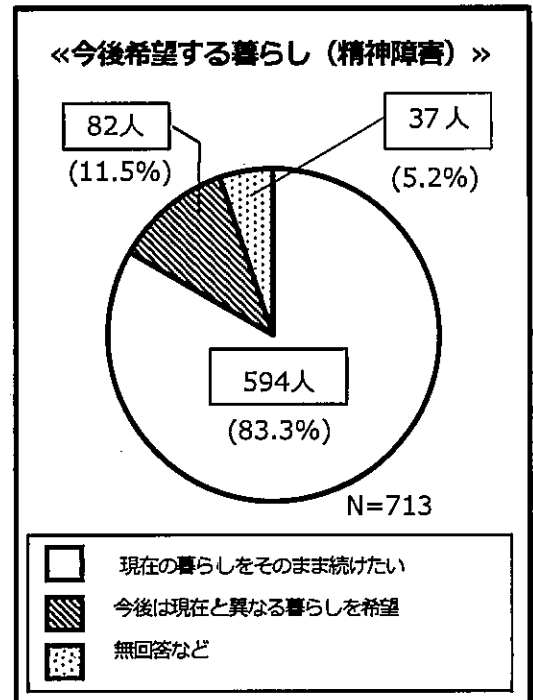
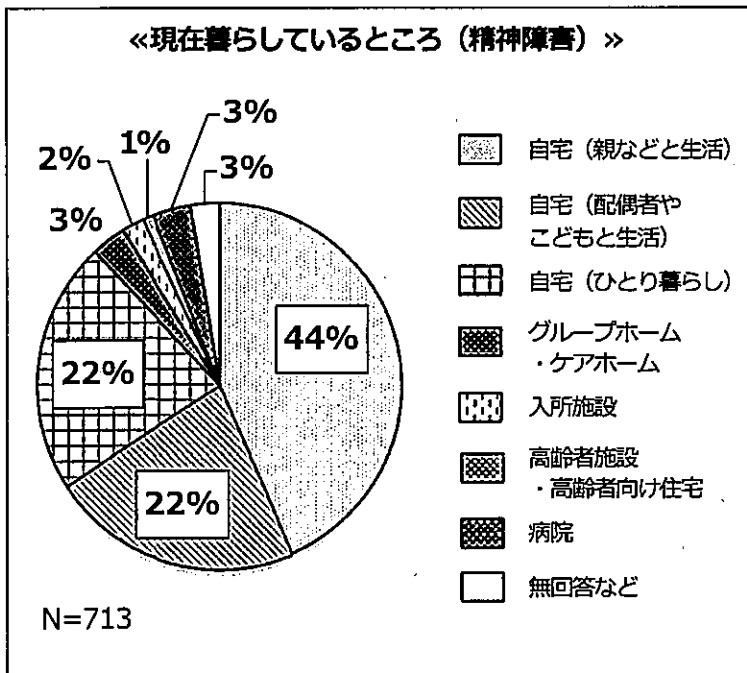
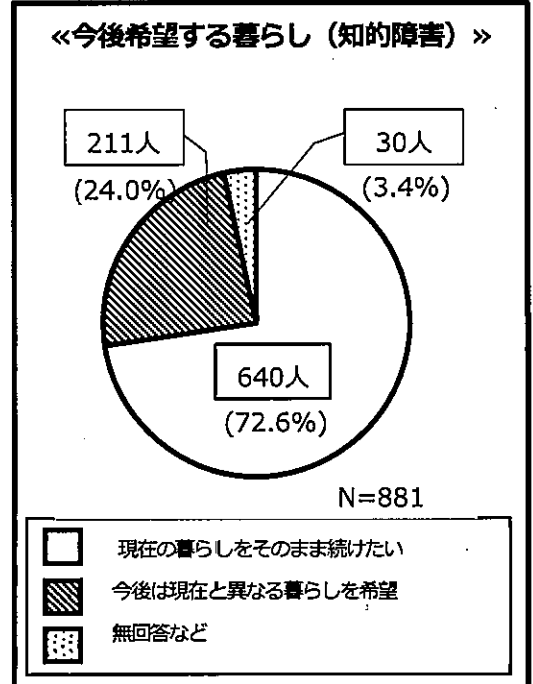
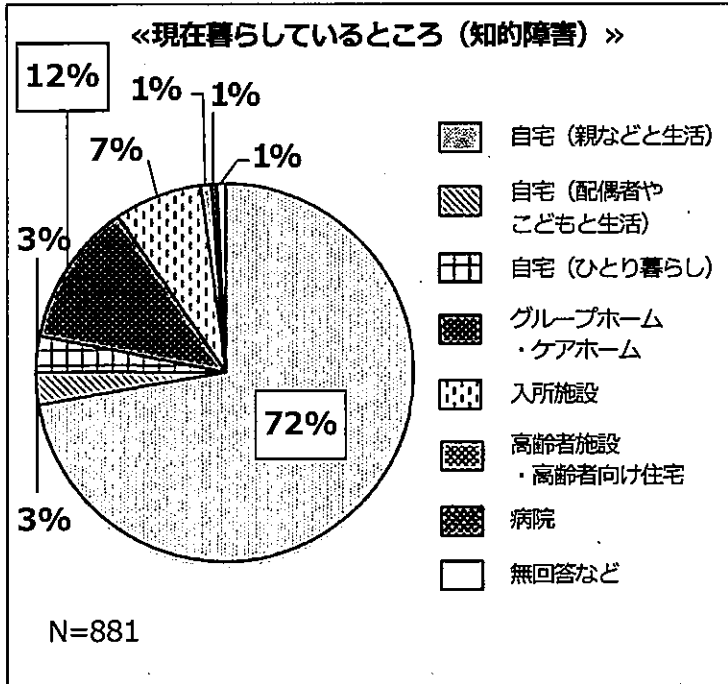
** 当事者からの声 **

- 一人暮らしは孤立しがちなので、グループホームで生活できれば安心。
- いずれはグループホームを出て一人暮らしをしてみたい。
- 医療的な体制が整っている施設が必要ではないか。
- 障害が重くても、必要な支援さえあれば、在宅で生活できる。施設かグループホームかだけでなく、在宅生活の幅を広げていくことも一つの方法。

** ニーズ把握調査結果から **

現在の暮らしをそのまま続けたいと思う方の割合が、70~85% となっています。また、今後は現在と異なる暮らしを希望する方の割合は、10~24% となっています。





とくみ
取組 2-1 住まい

現状と取組の方向性

住まいは生活の基本であり、障害状況や高齢化などに左右されずに、誰もが可能な限り住み慣れた場所で住み続けられることが望まれます。

一方で、やむを得ず今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されるため、そのような場合でも、その時々障害児・者の状況に合ったところで生活できるような仕組みが必要です。

そこで、障害者の希望や状況に合った場所に住むことができるなど、様々なニーズに対応できるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。

施策

◆ 障害状況に合わせた住まいの充実

▶ 様々なニーズに対応する住まいの構築

…多様な居住支援の方法について検討するとともに、障害状況を考慮した専門的な支援が必要な場合にも対応できるような仕組みの検討を進めます。

また、行動障害のある方の住まい選択のニーズに対応できるよう、必要な支援等について検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
行動障害のある方の住まい検討 【新規】	必要とされる支援などを整理し、支援体制のある生活の仕組みづくりについて、検討を進めます。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
サポートホーム 事業 ⑥*1 (発達障害者に対する生活支援の推進)	発達障害のある入居者に対し、生活支援を行うことで、地域での一人暮らしに向けた準備を支援する「サポートホーム」について、効果を検証しながら進めます。	すす 推進	すす 推進
養護老人ホーム整備事業(視覚障害者の入所) 【新規】	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する民設民営の養護老人ホーム(平成27年度末開所予定)を港南区野庭町の旧野庭小学校跡地に整備します。その一部居室において、視覚障害者を受け入れます。	しかくしょうがいしゃ の 入所実施	すす 推進
身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付などの住宅改造を実施します。	すす 推進	すす 推進

●グループホームの設置・運営*2

・共同生活住居

障害のある方が地域で安心した生活が送れるよう、グループホームの設置を進めます。また、グループホーム運営の支援を充実します。

・サテライト型住居

グループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らすというニーズにも応えていくため、支援形態の1つとしてサテライト型住居の活用について働きかけます。また、サテライト型から、さらに一人暮らしを実現するための支援の方法についても検討します。

*1…第2期であんしん施策として開始した事業を表します。(以下同様とします)

*2…「●」は障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの内容を説明しています。(以下同様とします。)

【目標】グループホームの設置

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度 ～平成32年度
共同生活援助 (グループホーム) 利用者数	(新規設置/年)	200	人分	200	人分	200	人分	平成29年度ま での状況等 を基に設定す る。
	(利用人数/年)	3,700	人分	3,900	人分	4,100	人分	

※別途、障害児入所施設における18歳以上入所者の移行用グループホームを設置します。
(P. 65参照)

▶ 障害者支援施設・障害児施設の再整備等

…地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽化施設の再整備を進めます。
併せて、耐震構造に問題があり、建物の老朽化が著しい施設を対象に、建て替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者支援施設の再整備	耐震基準を満たしていない、または老朽化している障害者支援施設について、ユニット化・個室化を進めつつ建て替えを行います。	工事完了 2か所	施設状況等により検討する
障害児施設の整備・再整備 ㊦	市所管3か所目の重症心身障害児施設を整備するとともに、老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備・ユニット化を進めます。	工事完了 4か所	施設状況等により検討する
公立障害者支援施設(横浜市松風学園)の再整備の検討	障害者支援施設である横浜市松風学園の担うべき役割や求められる機能について、検証しながら、再整備を検討します。	推進	推進

福祉施設入所者の地域生活への移行

…様々な社会資源のより一層の活用を図り、多様なニーズに応える住まいのあり方を構築していくことで、行動障害のある方も含めた福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方

平成25年度から29年度までの入所者減少数を29人と想定し、同期間での地域生活移行の目標数は、186人と見込みます。

国の第4期障害福祉計画指針では、「29年度末において、25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、29年度末の施設入所者数を25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減すること」とされています。

さらに第3期障害福祉計画で定めた26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を29年度末における地域生活へ移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本として、地域の実情に応じて設定することが望ましいとされています。

本市においては、地域生活への移行を186人（25年度末時点の施設入所者数の約12%）と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者への対応などから、29年度末における施設入所者数は29人（約2%）の減少を見込み、入所定員数は現状を維持することとします。

【目標】福祉施設入所者の地域生活への移行

現状	数値	計画値	数値	備考
平成25年度末時点での施設入所者数	1,544人	平成29年度末時点での施設入所者数	1,515人	平成32年度末時点での施設入所者数は平成29年度の状況等を基に設定する。
平成25年度末時点での定員数	1,125人	平成29年度末時点での定員数	1,125人	

【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
施設入所支援 (利用人数/月)	1,530	人分	1,523	人分	1,515	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
障害児入所支援 (福祉型・医療型) (利用児童数/月)	226	人分	256	人分	256	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
宿泊型自立訓練 (利用人数/月)	2,516	人百分	2,516	人百分	2,516	人百分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	96	人分	96	人分	96	人分	
療養介護	189	人分	295	人分	295	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。

※施設入所支援は、旧身体障害者更生施設を除く。

▷18歳以上の障害児施設入所者の障害者支援施設及び地域への移行

…児童福祉法の改正に伴い、18歳以上の障害児施設入所者は、平成29年度末までに退所する必要があります。18歳以上の入所者の障害者支援施設やグループホームへの移行を促進します。

【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
18歳以上の入所者の移行人数	28	人	28	人	29	人
移行予定対象人数	57	人	29	人	0	人

▶ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

…入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進します。

現在実施している地域移行や地域定着のための施策を着実に推進するとともに、退院支援に携わる医療従事者及び地域援助事業者等を対象とした研修など、長期入院者の退院促進に資する取組も新たに進めます。また、長期入院者の実態や退院に向けた課題の把握も行いつつ、必要に応じて新たな施策についても検討します。

● 精神障害者地域移行・定着支援（市事業）

精神科病院との協働活動を通じた連携体制の構築や、障害者総合支援法の「地域移行支援」の利用に至らない方への退院の動機付け、退院後のフォロー等を行い、地域移行及び定着を支援します。

【目標】 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（市事業）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
個別支援対象者数 (人/年)	70	人	70	人	70	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

● 地域移行支援

障害者施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談・同行等、必要な支援を行います。

● 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【目標】 地域相談支援（年間の人分は延べ数）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
地域移行支援	(/月)	5	人分	7	人分	8	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	(/年)	60	人分	80	人分	100	人分	
地域定着支援	(/月)	10	人分	15	人分	20	人分	
	(/年)	120	人分	180	人分	240	人分	

民間住宅への入居推進

…グループホームから一人暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなるように、これまでの取組と併せて一体的な支援体制を構築します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
民間住宅あんしん入居事業 ㊦	家賃等の支払能力はあるものの、連帯保証人が確保できないことなどを理由に民間賃貸住宅への入居に困窮している障害者等に対して、協力不動産店による物件の紹介と民間保証会社を利用した家賃保証により入居の機会を増やします。	推進	推進
民間住宅入居の促進【新規】	グループホーム等から民間賃貸住宅への転居や、その後の単身生活が安心して送れるための仕組みについて検討し、実施します。	民間住宅入所の仕組み 検討・実施	推進

◆高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

▶高齢化・重度化対応のグループホームの検証・検討

…現在実施している重度化対応グループホームやモデル事業の高齢化対応グループホームの検証を行い、今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化を見据えて、一日を通して安心できる住まいの確保を目指して、持続的に実現可能な住まいの形を構築します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>高齢化・重度化対応 バリアフリー改修 事業</p>	<p>グループホームを利用する障 害者が高齢になり、それに伴う 身体機能の低下等により、従来 のホームの設備で生活すること が困難となる場合でも、居住し ているホームで安心して生活し 続けることができるよう、バリア フリー等改修に係る経費を補 助します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

とくみ
取組2-2 暮らし

現状と取組の方向性

第3期策定に向けて障害児・者やその家族へ実施したアンケートでは、今後の希望する生活について、基本的に「現在の生活を変えたくない」と考えている方が多いという結果となっています。

このことから、住み慣れた住まいで、引き続き生活していける支援が必要です。

そこで、自ら選択した住まいで安心して暮らしていけるような施策を推進するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。

また、医療的ケア等専門的な支援が必要な方に対する施策についても検討します。

施策

◆地域での生活を支える仕組みの充実

▶在宅生活を支える地域の拠点

…本市が独自に設置し、整備を進めている拠点について、障害のある方やその家族の要請に応えるため、機能の充実を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
地活ホームの運営	地活ホームは、地域における拠点として設置してきました。 これからも、障害福祉に関わる社会資源の中心として、より利用しやすい拠点となるよう、社会福祉法人型・機能強化型地活ホームの両方について、地域における役割や位置付けを明確にするため、改めて検討し、機能の充実を図ります。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
生活支援センターの運営	設置当初の居場所機能だけではなく、既存のサービスを整理・再構築した上で、早期対応や生活支援センターに来られない方など、精神障害者の相談機能に重点を置いた支援の充実を図ります。	推進	推進
多機能型拠点の整備・運営 ②	重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人やその家族の地域での暮らしを支援するため、相談支援、生活介護、訪問看護サービス及び短期入所などを一体的に提供できる多機能型拠点の整備を市内方面別に進めます。	開所2か所 (累計4か所)	開所2か所 (累計6か所) (整備完了)

● 地域生活支援拠点の整備 (機能整備も含む)

国で掲げる障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点^{*}について、既存の施設を活用するなど手法も含めて検討し、平成29年度末までに1か所を設置します。

③

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
地域生活支援拠点の整備	検討	検討	1か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。

*1 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点

…国では、「相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性及び地域の体制づくり等」を集約した拠点を、圏域もしくは市町村ごとに、1か所以上設置 (機能的整備も含む) する方針を定めています。

▶地域生活を支えるサービス

…障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、引き続き、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を実施します。

特に、行動障害のある方への支援を充実させるため、行動支援事業所の育成を進めます。

●居宅介護

居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の介助等を提供します。

●重度訪問介護

居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行います。

※平成26年4月から対象者が、重度の肢体不自由者に加え、「行動上著しい困難を有する知的・精神障害者」にも拡大されました。

●同行支援

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の支援その他必要な援助を行います。

●行動支援

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者であって常時介護を要するものにつき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他必要な援助を行います。

●短期入所・日中一時支援

様々な理由により、一時的に施設や病院等に入所したり、日中過ごすことが必要な方が、必要時に利用しやすくなるよう充実を図ります。

●重度障害者等包括支援

介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者に居宅介護その他の福祉サービスを包括的に提供します。

●日常生活用具給付等

重度の身体障害のある方や知的障害のある方等に日常生活に必要な器具等を給付又は貸与している日常生活用具給付等事業について、給付品目の見直しを行う等、より使いやすい制度の構築を図ります。

⑥【見込み】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
	時間	人分	時間	人分	時間	人分	
居宅介護	140,521	時間	149,710	時間	159,499	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	6,896	人分	7,336	人分	7,804	人分	
重度訪問介護	42,593	時間	45,378	時間	48,345	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	239	人分	254	人分	270	人分	
同行援護	14,649	時間	15,607	時間	16,627	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	713	人分	758	人分	807	人分	
行動援護	2,833	時間	3,018	時間	3,215	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	106	人分	113	人分	120	人分	
短期入所 (福祉型)	1,007	人分	1,074	人分	1,146	人分	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	6,251	人日	6,480	人日	6,718	人日	
短期入所 (医療型)	360	人分	498	人分	689	人分	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	1,937	人日	2,619	人日	3,541	人日	
日中一時支援	411	人分	411	人分	411	人分	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	729	回	729	回	729	回	
日常生活用 具給付・貸与 (/年)	65,000	件	65,000	件	65,000	件	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。

この表における単位の考え方は以下のとおりです。

- ・「人分」「回」…月間の利用人数・回数
- ・「人日」…「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」
- ・「時間」…月間のサービス提供時間

(※重度障害者等包括支援は利用実績がなく、今後の利用を見込んでいません。)

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
メディカルシヨーン トステイシステム ㊸	医療的ケアが必要な重症心身 障害児・者を、在宅で介護する 家族の負担軽減と在宅生活の 安定を目的として、一時的に 在宅生活が困難となった場合な どに、病院での受け入れを実施 します。	推進	推進
精神障害者の家族 支援事業 ㊸	精神障害者とその家族が適切 な関係を保つため、緊急滞在 場所を準備するとともに、家族 が精神疾患について理解を深め る機会を提供します。	推進	推進

◆本人の生活力を引き出す支援の充実

▶ 障害者の自立生活支援と後見的支援の推進

…地域生活を送る障害者の自立に向け、地域の関係機関との連携を進め、本人が生活力を身に付け、地域で安心して暮らすことを支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
自立生活 アシスタント ㊸	地域で単身等で生活する障害 者に対して、自立生活アシスタ ントが、その障害特性を踏まえ て、具体的な生活場面での社会 適応力を高める助言を中心と した支援を行います。	事業所数 40か所 (全区実施) (現状:36か所)	推進
後見的支援制度 ㊸	障害者本人に障害福祉サービ スに係る支援が必要とされてい ない時から関係性を持つことに より、「親亡き後も安心して地域 生活を送れる仕組みの構築」を 行います。	全区実施 (現状:14区)	推進

障害者自立生活アシスタント事業の事例

精神障害のある45歳男性、20代から引きこもりで、同居の母親が世話をしていた。母親が他界したことにより、単身生活を開始。単身生活をしたことがない本人は、ゴミの捨て方等の生活能力に関する不安があり、区の担当者から自立生活アシスタントに相談が入る。

自立生活アシスタントは、訪問等を通じて、本人の希望する生活を確認し、目標を設定して、助言を中心とした支援を開始した。

本人にとってゴミの捨て方がわかりやすいような工夫をしたり、自炊への意欲があったため、ヘレパーにつなげたり、お金の使い方の計画を一緒に立てたりし、本人の地域生活での能力向上の支援を行った。

横浜市障害者後見的支援制度の事例

知的障害のある45歳男性、父親・母親と3人で暮らしている。特別支援学校を卒業後、一般企業に就労し現在に至る。現時点では、就労支援センター等のサービスを受ける必要性はないが、両親も高齢で親族も近所には住んでいないために将来に漠然とした不安を感じ、両親が区役所へ相談。区役所で後見的支援制度を紹介され、登録へつながった。

後見的支援制度のスタッフが本人や家族と会い、今まで育ってきた中での様々なエピソードを聞いた。最初は母親が語ることが多かったが、本人も徐々に慣れ、自らの希望や不安を語ることが増えてきた。お話を伺う中で、「両親に異変があった時にどうすれば良いかわからない」と不安を語った。その不安を聞き、後見的支援制度のスタッフが、定期的に接する地域の方々に対し、家族の了解のもとで「新聞受けに新聞がたまっているなど、何か異変があったら連絡をして欲しい」と依頼をした。

地域の方々も本人の事を気にかけており、依頼を引き受けてくれた。

後見的支援制度のスタッフは、家族の了解のもとで地域の中で本人を見守るネットワークを広げていった。

しょうひしゃきょういく すいしん
 ▶消費者教育の推進

にちじょうせいかつ おく しょうがいしゃ しょうひしゃ とらぶる よぼう たいおうとう まな
 …日常生活を送るうえで、障害者が消費者としてのトラブル予防や対応等を学ぶ
 けんしゅうかい みんかんきぎょうとう きょうどう じっし
 研修会などを民間企業等と協働して実施します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうひしゃきょういくじぎょう 消費者教育事業 ㊦	しょうがいしゃ かぞくおよ しえんしゃ 障害者や家族及び支援者が、 しょうひん きーびす りょうおよ けいやく 商品・サービスの利用及び契約 にかか とらぶるとう まな に関わるトラブル等を学ぶこと により、あんしん にちじょうせいかつ おく により、安心した日常生活を送 れるよう、いしきけいはつ はか れるよう、意識啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進



テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす



毎年実施する横浜市市民意識調査では、心配ごとや困っていることとして「自分の病気や老後のこと」を挙げる方が最も多く、それに次いで「家族の健康や生活上の問題」が挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のこと、生活上の問題に対する心配や困りごとが大きな課題であると考えられますが、さらには障害ゆえに様々な支援を必要とせざるを得ない人が「親亡き後」にどうやって生きていくのかも、切実な課題です。

そこで、障害があるがゆえに必要なとされる制度の充実を図るだけでなく、障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、誰もが毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共に生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのために、「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」にも位置付けられている医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進し、かつ、障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築等を進めます。

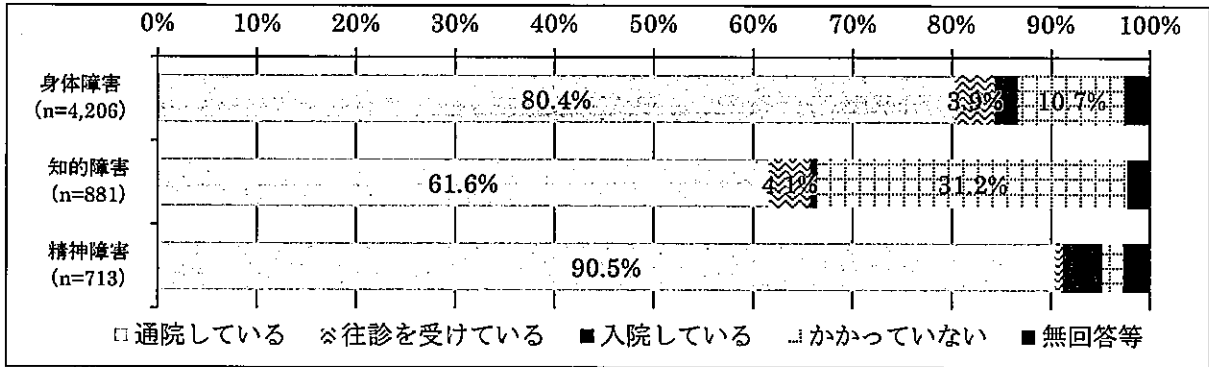
また、引き続き生活環境のバリアフリーや権利擁護の取組を推進し、制度やハード面の整備と併せ、障害児・者の誰もが地域で安全に、安心して暮らし続けられるよう、ソフト面の整備にも取り組めます。

** 当事者からの声 **

- 何がバリアフリーなのか、分かっているのか疑問を持つことがあり、基準に沿ってやっているだけではないかと感じることがある。
- 障害者を診てくれる病院が地域に増えれば、地域で安心して暮らすことができる。特に、障害者を手厚くしてもらいたいわけではなく、当たり前のように、病院に通い、生活を安定させたい。
- 障害理解をしてくれる医療機関は本当に少ないように感じる。
- 予防医療という観点を考えていく必要があるのではないか。
- 重症心身障害者のように、医療との関係が切り離せない障害者もいる。医者にはその対応に慣れて欲しい。

** ニーズ把握調査結果から **

● 現在、医療機関にかかっていますか。



とりくみ けんこう いりょう
取組3-1 健康・医療

現状と取組の方向性

核家族化や介護者の高齢化だけでなく、今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていくうえで非常に重要です。

そこで、障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者を育成するだけでなく、ネットワーク化による医療機能の充実によって、いざという時にも速やかに対応できる医療環境の整備や一市民として当たり前前に健康サポートを受けられる仕組みなど、保健・医療の充実を図ります。また、障害特性やライフステージに応じた生活習慣病の予防などの普及・啓発を進めることで重度化を防止し、家族の不安の軽減にもつなげます。

施策

◆医療環境のさらなる整備

▶難病患者への支援の充実

…在宅の難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、医療依存度が高い難病患者への支援システムの構築を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
重度神経難病患者在宅支援システムの構築【新規】	発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。	推進	推進
難病患者在宅療養計画策定・評価事業	在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。	推進	推進

▶ 障害者の医療等への対応
 …障害者自身の高齢化・重度化をはじめ、介護者の高齢化や核家族化等による介護力の低下を見通し、福祉・保健・医療が連携を図りながら、在宅生活を支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
健康ノート	障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用できる「健康ノート」について、あり方を検討します。	あり方の検討	検討結果による
医療従事者研修事業 ㊦	疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	推進	推進
障害福祉施設等で働く看護師の支援 ㊦	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。	推進	推進
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 ㊦	入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児・者を対象に、入院先にコミュニケーション支援員を派遣します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
肺炎球菌ワクチン接種助成事業 ㊸	肺炎に罹患した場合に危険性が高い内部障害の身体障害者手帳所持者に対し、引き続き23価肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。	推進	推進

▶ 障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築

…知的障害、精神障害及び重症心身障害に理解がある医療機関を地域に増やし、障害児・者が受診しやすい医療環境の充実や、障害児・者本人及び在宅生活を支える家族のために療養環境の整備・拡充を図ります。

また、医療的ケアを要する障害児・者の在宅生活を支えるため、市立病院や地域中核病院等の支援体制（バックアップ体制等）とネットワークの構築を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
医療機関連携事業 ㊸	障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。	推進	推進
メディカルショーとステイシシステム【再掲】 ㊸	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに病院での受け入れを実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会	障害児・者の医療（入院・在宅）に関わる医療関係者を中心に、福祉・教育関係者を対象として、在宅支援に必要な情報交換や人的交流を通じて、障害理解を促進します。	推進	推進
医療機関ネットワーク等【新規】	障害児・者の在宅生活を支えるための医療機関の支援体制とネットワークを検討し、構築を図ります。	実態把握及び医療ネットワーク検討と構築	推進
歯科保健医療推進事業（心身障害児・者歯科診療）	歯科診療の機会に恵まれない心身障害児・者に対する歯科治療の確保を、引き続き、図ります。	推進	推進

◆参加しやすい健康づくり施策の推進

▶参加しやすい健康づくり事業の検討

…本市が目指す健康寿命日本一に向けて、健康スタンプラリーのように障害者も楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、障害者団体とも協力しながら、障害特性等にも配慮した健康づくり・介護予防事業を検討します。

▶健康づくり環境の整備

…障害特性を理解した横浜ラポールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連施設を生かし、障害者に必要な体カづくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

◆ 救急医療体制の充実

▶ 精神科救急医療体制の充実

…土曜日・日曜日・祝日などの病院が体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、救急医療体制が充実されるように努めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
精神科救急医療対策事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、精神保健福祉法に基づき診察や病院の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、救急患者の円滑な医療及び保護を図ります。	83.5% (市内病院に 対する3次 救急移送先 病院の割合)	85.0% (市内病院に 対する3次 救急移送先 病院の割合)

▶ 精神科以外の救急との連携

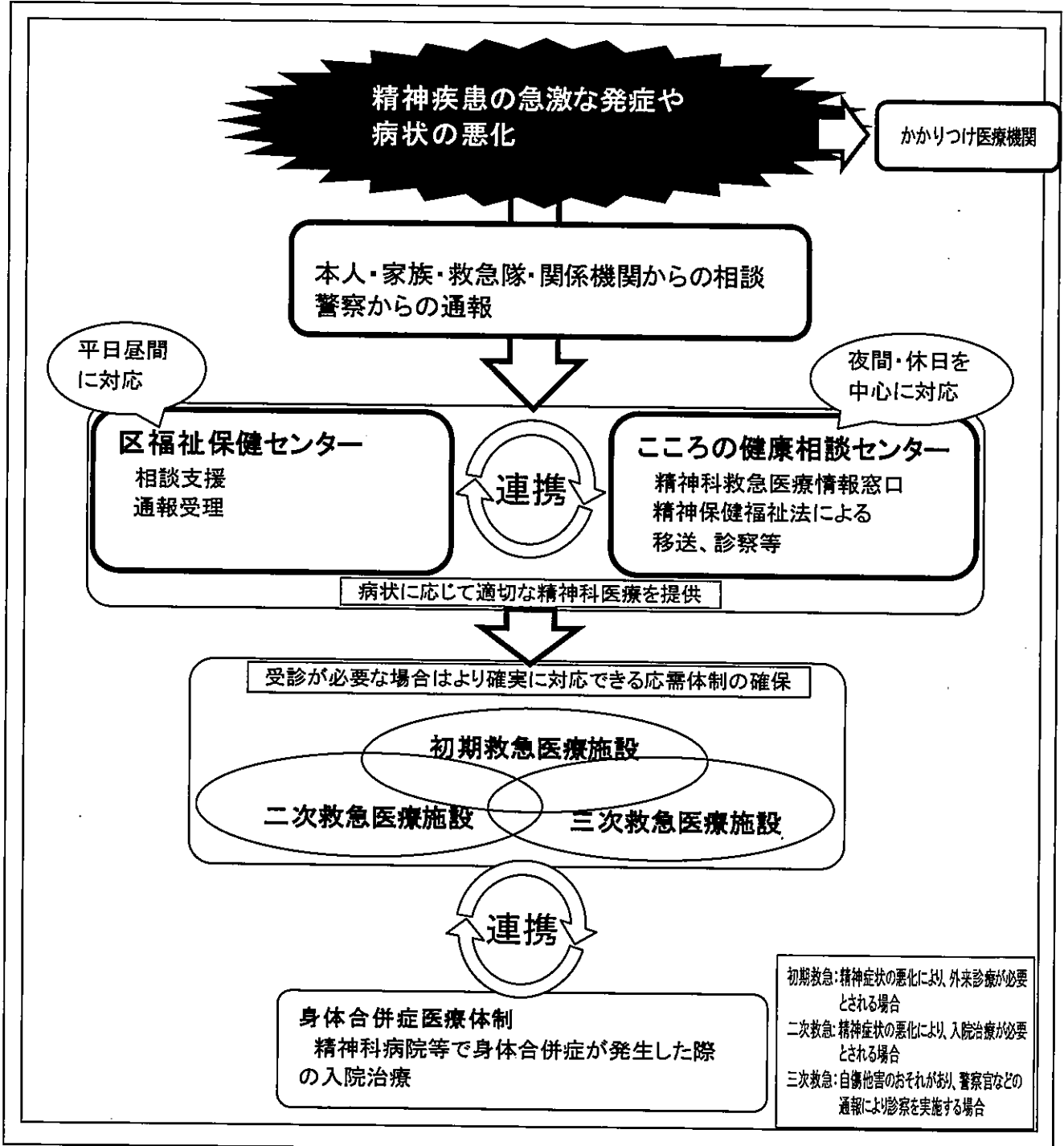
…精神疾患を合併する身体救急患者の救急搬送の充実に向けて、精神科以外の救急と連携した救急医療体制を構築します。

※ 救急車が搬送する救急患者において、精神疾患等の既往歴等があることを理由として、病院から受入れを断られることが多いという課題があることを踏まえ、精神疾患を合併する身体救急患者の救急車による搬送体制をテーマとして、平成25・26年度に横浜市救急医療検討委員会で検討を行いました。

なお、横浜市救急医療検討委員会は、本市の附属機関として、医師、看護師、弁護士などの有識者で構成されています。2年ごとに本市救急医療の重要課題をテーマに定めて検討し、課題解決策を提言としてとりまとめ、市長に提出しています。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよう、救急医療体制を構築します。	推進	推進

【救急医療体制図】



とくみ ばりあふりー
取組3-2 バリアフリー

現状と取組の方向性

バリアフリーの取組は進み、言葉としても社会に認知されてきています。しかし、障害者の社会参加や活動も広がってきた中では、引き続き、福祉・交通・建築等の関係機関が、さらなる連携を図りながら障害に配慮したバリアフリーの推進が必要です。

そこで、建物や設備のバリアフリー化の取組を継続するとともに、市民一人ひとりの障害に対する理解が少しずつ広がるような取組も併せて推進します。

施策

◆バリアフリーの普及・啓発の促進

▶市民や事業者へ向けた普及・啓発

…高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に建物や設備を利用するためには、障害への正しい理解が必要のため、広く市民や事業者へ向けた普及・啓発を進めます。

◆さらなるバリアフリーの推進

▶バリアフリーの推進

…バリアフリー基本構想の検討・策定や公共交通機関のバリアフリー化の促進など、障害者がより生活しやすい環境を整備します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
福祉のまちづくり 条例推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設・設備の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>公共交通機関の バリアフリー化</p>	<p>誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>鉄道駅舎へのエレベーター等の設置： 100% (対象は1日の利用者3,000人以上の駅) ノンステップバス導入率： 70%</p>
<p>バリアフリーの 推進 (バリアフリー基 本構想の検討・ 策定)</p>	<p>駅を中心とした地区などを対象として、バリアフリー法に基づき、まちのバリアフリー化の方針・計画である「バリアフリー基本構想」の策定を、引き続き、進めます。</p>	<p>各区の主要駅 への策定(18 地区)完了</p>	<p>未策定地区の新規 策定等を推進</p>
<p>バリアフリーの 推進 (バリアフリー 歩行空間の整備)</p>	<p>駅周辺のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を、引き続き、進めます。</p>	<p>バリアフリー化 整備延長 累計36km</p>	<p>バリアフリー化 整備延長 累計42km</p>
<p>横浜市公共サイン ガイドラインの 改訂</p>	<p>公共機関により設置される歩行者用案内・誘導サインの規格や表示内容等の統一を図るためのガイドラインを改訂します。</p>	<p>改訂ガイド ラインの運用</p>	<p>改訂ガイド ラインの運用</p>
<p>学校施設のバリア フリー</p>	<p>エレベーターの整備など、学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

とりくみ けんりようご
取組3-3 権利擁護

現状と取組の方向性

障害児・者は、決して特別な存在ではありません。平成26年1月に我が国が障害者権利条約を批准し、また、国内の法律の整備が進められてきた中、障害者の権利擁護について、本市としても積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。

そこで、全ての人が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をこの横浜で実現することができるよう、障害者差別解消法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、権利擁護に関する啓発活動を通して市民への浸透を図ります。

施策

◆障害者虐待防止の取組の浸透

普及・啓発

…障害者虐待の具体例や通報等に関する理解が深まり、障害者虐待が重大な人権侵害であることが市民の方々により一層浸透することが、障害者虐待の予防や早期発見にもつながることから、普及・啓発に引き続き取り組みます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者虐待対策事業 (普及・啓発)	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。 また、これまでの虐待事例を検証した上で、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	推進

◆ 障害者差別解消法に基づく取組

▷ 法律の施行に向けた取組と施行後の推進

…障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行となります。この法律や国の基本方針の趣旨を踏まえながら、法律の施行に向け、本市としての今後の取組を検討します。また、施行後は取組を推進するとともに、実施状況の検証を行います。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者差別解消法施行に向けた対応【新規】	本市の今後の取組について、障害当事者、学識経験者等で構成する会議において検討します。また、会議の検討結果をもとに、具体的な取組を推進します。	平成27年度 検討の上、 取組を推進	—
市職員対応要領の策定及び周知【新規】	本市職員が適切な対応を行うていくための指針として、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等を含む対応要領を策定し、市職員への周知及び浸透を図ります。	推進	推進
市民への普及・啓発【新規】	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民向けの広報及び啓発活動を効果的に実施します。	推進	推進
相談体制等の整備【新規】	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を整備するとともに、その周知を図ります。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を組織します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
法施行後の実施状況の検証 【新規】	本市の取組の実施状況を確認するとともに、課題の確認及びその後の取組の方向性に関する検討を定期的に行う仕組みを構築します。	推進	推進

◆ 成年後見制度の利用促進

▶ 成年後見制度に関わる取組

…権利擁護を必要とする知的障害者及び精神障害者の増加に対応し、地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
横浜市市民後見人養成・活動支援事業	地域における権利擁護を市民参画で進めるため、横浜生活あんしんセンターが全区で市民後見人の養成を実施し、区役所、市・区社会福祉協議会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を構築します。	推進	推進
法人後見支援事業	横浜生活あんしんセンターが、これまでの法人後見受任実績を踏まえて、市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援を行います。	推進	推進
成年後見制度の利用促進に向けた関係団体との検討 【新規】	研修や事例などを通じて、弁護士、司法書士及び行政書士等と、障害者の成年後見制度の利用促進に向けた検討を行います。	推進	推進

● 成年後見制度利用支援事業

…費用負担が困難な知的障害者・精神障害者に、申立て費用や後見人等の報酬を助成します。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
申立て及び報酬助成 件数	72	件	79	件	87	件	平成29年度までの 状況を基に設定 する。

▷ 権利擁護に関わる支援

…自分で金銭や重要な書類を管理するのに不安のある障害者等に対し、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理などを行うことで、安心して生活が送れるよう支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
権利擁護事業	権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を、区あんしんセンターが、契約に基づいて実施します。	推進	推進



テーマ4 いきる力を学び・育む



障害児に必要な支援を行う機関や福祉サービス等、少しずつ社会資源などが増えてきており、本市では、早期発見・早期療育システムの仕組みの充実及び療育と教育の連携強化などに取り組んできました。

また、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが健やかに成長するための施策も、良質かつ適切に確保しなければなりません。例えば、保育所や幼稚園などを利用する障害児の積極的な受入れを促進することは、広く子育て支援の質の向上にもつながります。その上で、障害の状況等個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制の充実が必要です。

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、いきる力を身に付けていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期と、ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制の構築という視点を踏まえた施策展開が必要です。

特に、早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

そこで、その視点を踏まえ、多様な人間関係や社会生活の経験を重ねられるような取組を行いながら、地域療育センターを中心とした早期療育体制や教育環境の充実を進めます。

また、このような取組等を円滑に進めていくために、障害児・者を支える人材の確保・育成や、そのための取組の強化を進めます。

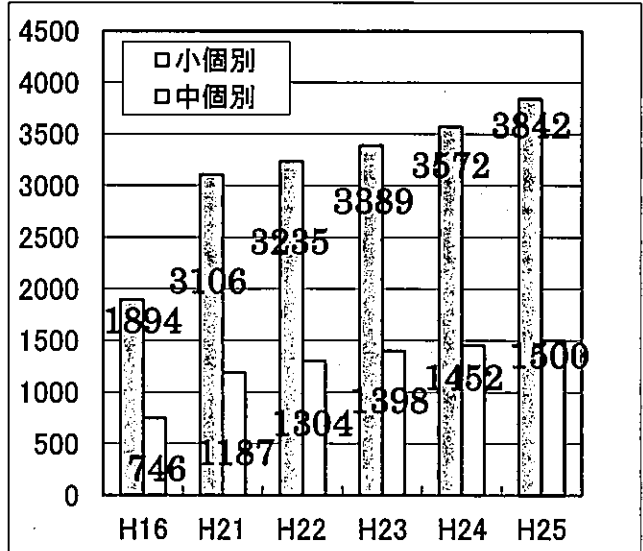
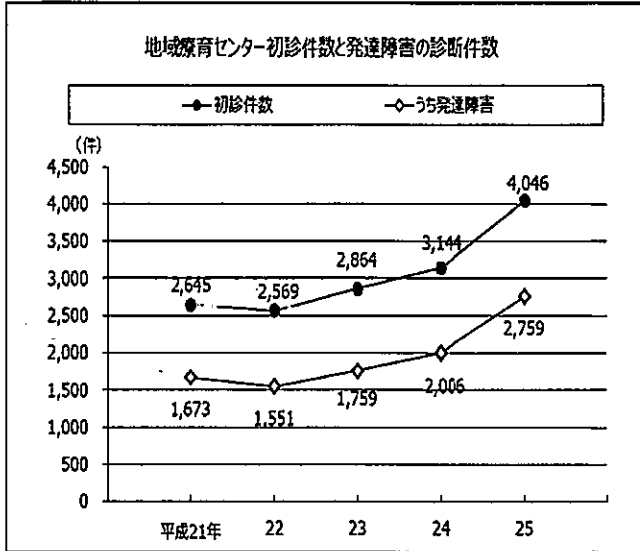
** 当事者からの声 **

- ・地域療育センター等の待ち時間が年々増えている。相談員の増員などをして欲しい。
- ・療育センターや学校などが終わってから過ごす場所がなくて困る。
- ・昔に比べると、学齢期の障害福祉サービスが充実してきている。しかし、それによって親子が離れる時間が長くなると、家庭が本人への関わり方を熟知できなくなる恐れがあるし、本人自身にも生活していくのに必要な力が身に付かない。何事に関しても、学齢期に親は本人に向き合い、本人に対してどう関わっていくかを考える必要があると思う。
- ・早い段階で障害者と関わることで、「障害」に関する意識が深まるきっかけになる。福祉の実習機会や、お互いに触れ合う機会などが増えていくことが重要だと思う。
- ・「障害福祉の仕事をやっていたよかった」と思えるような環境づくりが必要ではないか。

とうけいちようさけっか
**** 統計調査結果から ****

ちいまりよういく せん たーしよしんけんすう はったつしょうがい しんだん
 ● 地域療育センター初診件数と発達障害の診断

こべつしえんがつきゅうざいせきにんずうすい
 ● 個別支援学級在籍人数推移



とりくみ 療育
取組4-1 療育

現状と取組の方向性

地域療育センターは、非常にニーズが高く重要な社会資源です。必要なときに療育を受けられるためには、地域療育センターの機能の充実が重要です。

そこで、障害児とその家族が、地域の中で安定した生活を送り、自らの力で生活を切り開いていくことができるよう、今後も継続して地域療育センターの機能強化や、様々な福祉サービスの充実を図ります。また、引き続き学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援を推進します。

施策

◆早期療育体制の充実

▶相談支援体制（障害児相談）の確立と周知

…現在の相談支援機関の役割及び位置付けの整理を行い、地域療育センターを中心とした、障害児とその家族に対する本人の自立も見据えた相談支援体制の確立を目指します。

さらに、区の状況を踏まえながら区自立支援協議会と連携し、相談支援体制の周知を進めます。

福【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
障害児相談	4,000	人	4,500	人	5,000	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

▶ 児童発達支援体制の確立

…地域療育センターにおいて、初診までの期間を短縮するとともに、利用申込みを受けた際は、できるだけ速やかに面談を実施し、そこから支援を開始する相談体制を構築します。切れ目のない支援に向けても、保育所、幼稚園、学校及び自主的な活動である地域訓練会などとの連携強化を進めます。

また、医学的な診断に基づく「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし自らの育つ力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、そして、地域で成長していくことを支える「地域支援」を、包括的に進めます。

さらに、地域療育センターが中心的役割を担い、民間事業者が実施する未就学児に対する療育を目的としたサービスの提供を、質・量ともに充実するための仕組みを構築します。

また、引き続き、障害児の保護者等が自主的に活動している地域訓練会の運営に対する支援を行います。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童の地域における療育体制の充実などを目的として運営を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行います。	初診待機期間 3.0月 (現状3.5月)	推進
地域訓練会運営費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	推進 (現状69団体)	推進

● 保育所等訪問支援・巡回訪問

保育所等を訪問し、当該施設を利用する障害児を中心に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

● 児童発達支援・医療型児童発達支援

学齢前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練（及び治療）等を行います。

【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
保育所等訪問 支援・巡回訪問	1,500	人	1,500	人	1,750	人	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	11,000	人日	11,000	人日	14,000	人日	
児童発達支援※	49	か所	52	か所	55	か所	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	133,000	人日	141,000	人日	149,000	人日	
医療型 児童発達支援※	9	か所	9	か所	9	か所	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	19,000	人日	19,000	人日	19,000	人日	

※いずれも地域療育センター実施分を含む

◆ 学齢障害児の支援の充実

▶ 放課後等における居場所の充実

…学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保を進めます。

また、引き続き放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

さらに、放課後等デイサービス事業所に対し研修を実施する等、障害児支援の質の向上に向けた取組を充実します。

● 放課後等デイサービス事業

就学している障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行います。

【目標】

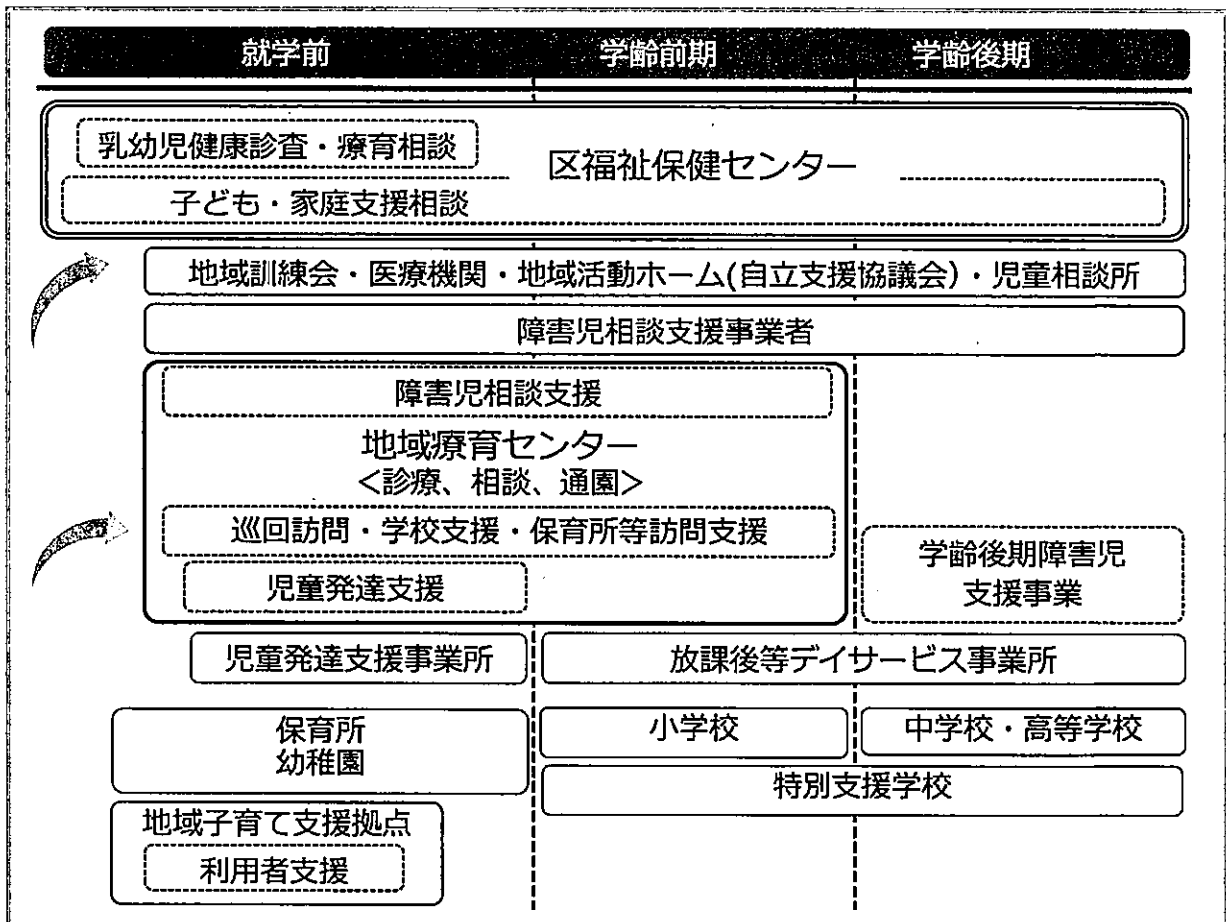
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
放課後等デイサービス事業	130	か所	165	か所	200	か所	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	229,000	人日	298,000	人日	368,000	人日	

▶ 中学校期以降の相談支援の拡充

…学齢後期で主に発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題の解決に向けた取組を強化します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
学齢後期障害児支援事業	医師、ソーシャルワーカー等のスタッフを配置し、学齢後期主として発達障害のある児童を対象として、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた診療、相談及び関係機関との調整等を行います。	4か所 (現状3か所)	推進

○ 障害児の療育支援体制



※図の中において、実線で囲われたところは機関を表し、その中の点線で囲われた部分は、事業を表します。各機関がライフステージの中で連携をとり、支援を実施します。

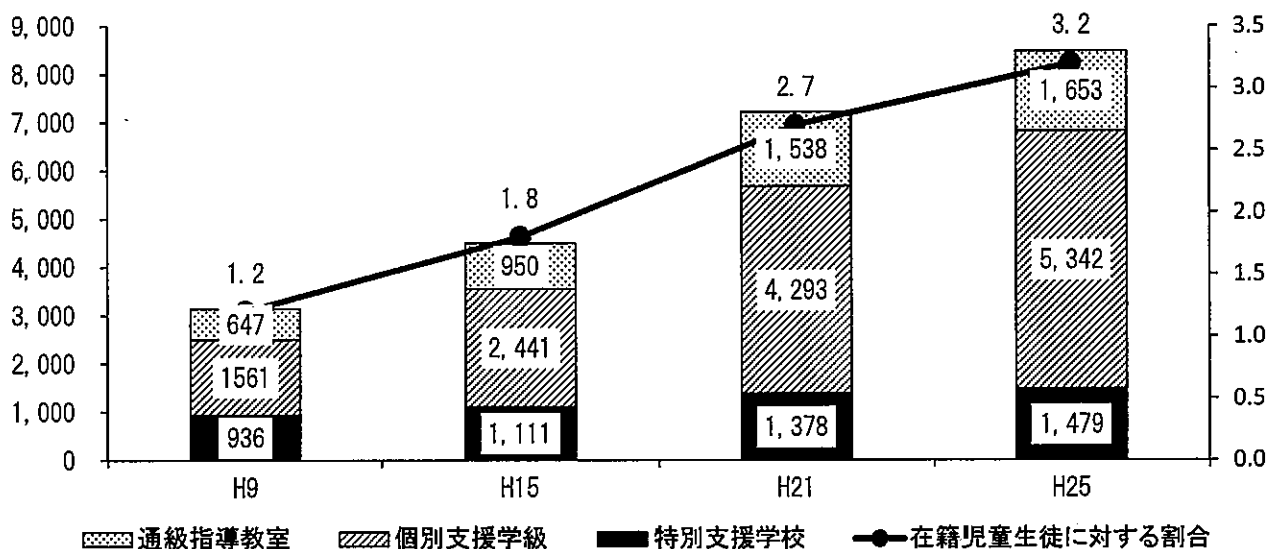
とりくみ 取組4-2 教育

現状と取組の方向性

小・中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害が重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実が必要です。

そこで、支援が必要な子ども一人ひとりに一貫して対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れ目のない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

●特別な支援を必要とする児童生徒数の推移 <出典>横浜市教育委員会調べ



施策

◆療育と教育の連携による切れ目のない支援

▶小・中学校等への支援の充実

…地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施、幼稚園及び保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>よこはまがたせんたーてき 横浜型センター的 機能の充実</p>	<p>ちいきりょういくせんたーとくべつしえんがっ 地域療育センターや特別支援学 校、通級指導教室等の担当者が せんもんせいかつようしてしえんおこな 専門性を活用して支援を行う がっこうしえんたいせいよこはまがたせんたーてき 学校支援体制（横浜型センター的 機能）の充実を図ります。そして、 しょうちゅうがっこうのそうだんじどう 小・中学校からの相談や児童 せいとほごしやそうだんたいおう 生徒、保護者からの相談に対応す るなど、特別な支援が必要な児童 せいとてきかくしえん 生徒を的確に支援します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育にお ける幼保小の連携 【新規】</p>	<p>しょうがっこうようちえんほいくしょうとう 小学校が、幼稚園・保育所等と きょうりやくけんきゅうじっせんおこな 協力して、研究実践を行い、 とくべつしえんきょういく 特別支援教育における幼保小 の連携と情報の共有化に関する けんきゅうおこな 研究を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうがくせつめいかい 就学説明会</p>	<p>とくべつしえんきょういくきぼう 特別支援教育を希望する幼児の しゅうがくかんせつめいかいかいさい 就学に関する説明会を開催しま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうがくきょういくそうだん 就学・教育相談 の体制強化</p>	<p>ひとり 一人ひとりの教育ニーズを的確 に把握し、迅速で適正な就学・ しゅうがく 教育相談を行うために関係機 かんそうごれんけい 関が相互に連携しながら、就学 まえそつぎようごみとお 前から卒業後までを見通した相 だんたいせいきょうか 談体制の強化を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ちょうかくしょうがいじしえん 聴覚障害児支援 事業</p>	<p>よこはましりつしょうちゅうがっこうざいせき 横浜市立小・中学校に在籍する ちょうかくしょうがいじどうせいとの 聴覚障害のある児童生徒にノ ーとていくじょうほうほしょう ートテイクによる情報の保障 じっし を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ほごしやきょうしつかいさい 保護者教室開催 事業</p>	<p>よこはましりつしょうちゅうがっこうとくべつしえん 横浜市立小・中学校、特別支援 がっこうほごしやたいしょう 学校の保護者を対象とした障 がいたいただちしきけいほつ 害に対する正しい知識の啓発を すす 進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
夏休み支援事業 (旧学齢障害児 夏休み支援事業)	特別支援学校幼児児童生徒の夏休み期間中における余暇活動の充実、保護者の介護負担の軽減及び地域との連携を進めます。	推進	推進
私立幼稚園等 特別支援教育費 補助事業	私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。	推進	推進

◆教育環境・教育活動の充実

▶教員の専門性向上、特別支援学校の再編整備

…研修による人材育成、ユニバーサルデザインの視点に基づく授業等の指導方法の研究及び通学区域の設定や学習環境の改善による特別支援学校の再編整備等により、教育環境や教育活動を充実します。

表 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小 学 校	支援が必要な人数	8,700人	10,124人	10,078人
	総体数	192,629人	190,265人	187,361人
	割合	4.52%	5.32%	5.37%
中 学 校	支援が必要な人数	1,693人	2,141人	1,961人
	総体数	76,964人	79,658人	80,637人
	割合	2.20%	2.69%	2.40%

(横浜市教育委員会調べ)

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>特別支援教育コーディネーターの機能強化とスキルアップ (旧発達障害児等支援事業)</p>	<p>特別支援教育コーディネーター養成研修を受講して活動している特別支援教育コーディネーターを対象に、さらなるスキルアップを目指して、事例研究などを中心とした研修を進めると共に、関係機関との連携を強化し、専門的な資質を高めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の展開</p>	<p>一般学級の教科学習において、特別支援教育で生み出された様々な工夫を取り入れ、全ての子どもたちの授業に対する意欲を高めたり、理解を深めたりすることを目指します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>特別支援学校におけるICT機器の活用【新規】</p>	<p>主体的な学習のための効果的なタブレット端末の活用について、特別支援学校全校で実践研究を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>特別支援学校の再編整備</p>	<p>入学者増に伴う狭隘化のため、対応が必要な特別支援学校(肢体不自由)を再編整備し、環境の改善と教育内容の充実を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>再編整備 終了</p>
<p>特別支援学校スクールバスの運行</p>	<p>児童生徒の登下校の安全確保と精神的・身体的負担の軽減による学校教育の充実を図るため、スクールバスを運行します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>とくべつしえんがっこういりょうてき 特別支援学校医療的 ケア体制整備事業 (旧肢体不自由特別支援 学校医療的ケア体制 整備事業)</p>	<p>とくべつしえんがっこう したいふじゆう こう 特別支援学校(肢体不自由)5校 に看護師を配置しています。 じどうせいと しゅじいとう しじもと 児童生徒の主治医等の指示に基 づき、看護師と教員が連携し て、医療的ケア実施体制の整備 を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>こうないけんしゅう じっし 校内研修の実施</p>	<p>いっぱんがくきゅう とくべつ し 一般学級においても特別な支 援を要する児童生徒が増加し、 支援のニーズが多様化している 状況を踏まえ、全ての教員 が障害の状態や特性に応じ た指導・支援を行えるよう、ケー ススタディを重視した研修を 充実させ、専門性の向上を 目指します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんきょういくしえん 特別支援教育支援 員事業 (旧障害児学校生活 支援員事業)</p>	<p>しょう ちゅうがっこう しょうがい がく 小・中学校で障害により学 習面、生活面や安全面への支 援が必要な児童生徒に対し、校 内支援体制が整うまでの間、 特別支援教育支援員を配置し ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育の リーダーの育成 【新規】</p>	<p>だいがくとうせんもんきかん ほん ほん おこな 大学等専門機関への派遣を行 うことにより、特別支援教育 を担う教員のリーダーの養成 を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

** 教員の人材育成と指導の充実への取組 **

一般学級において特別な支援を要する児童生徒が増加し、求められる支援が多様化している状況の中で、通級指導教室や特別支援教室等を活用するとともに、児童生徒一人ひとりのニーズに適切に対応し、全ての教員が障害特性を理解し、児童生徒の得意なことを引き出し、才能を伸ばす指導・支援を行うための具体的な支援策を検討します。また、ケーススタディを重視した研修の充実による専門性の向上や、大学等専門機関への派遣によるリーダーの養成を進めます。

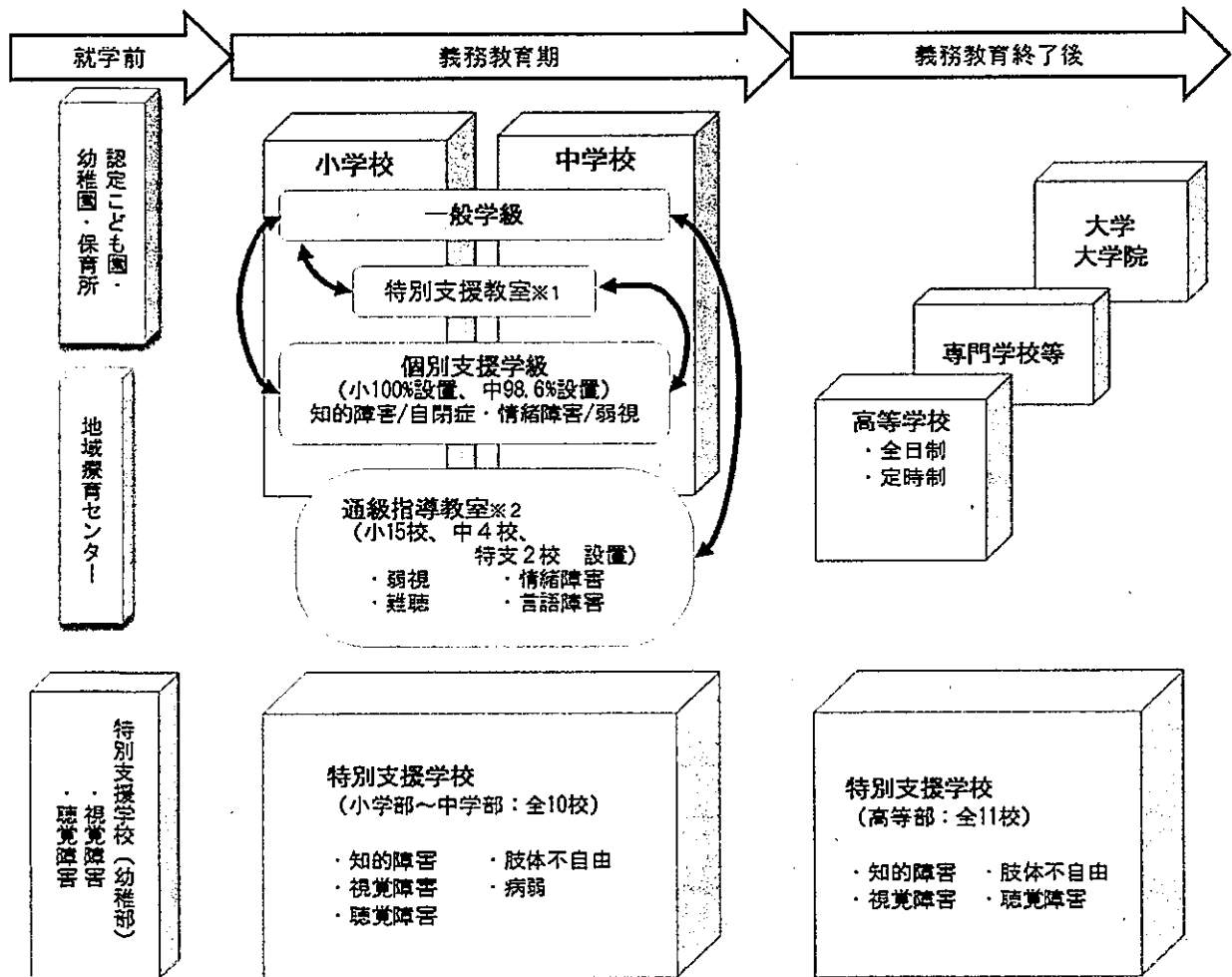
◆ 教育から就労への支援

▶ 特別支援学校等と就労支援機関の連携強化

…特別支援学校等の進路担当者、障害者支援センター、就労支援センター、企業及び福祉施設担当者等就労支援機関の連絡会を開催し、連携の強化による就労支援・職場定着支援の充実を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
特別支援学校就労支援事業	企業就労を目指す生徒の実習先開拓や職場定着支援を行うため、高等特別支援学校(若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む)に就労支援指導員を配置します。	推進	推進
特別支援学校進路担当者連絡会の開催【新規】	市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて定期的に情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるようにします。	推進	推進

(参考) 横浜市における特別支援教育を行う場所 (平成26年現在)



- ※1 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着いた環境の中で学習するためのスペース
- ※2 通級指導教室：一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場。

特別な支援が必要な子どもたちは、就学前から様々な機関の支援を受けていることが多くあり、それぞれの支援の内容や具体的な方法が切れめなく継続していくようにすることが大切です。就学期には特に「個別の教育支援計画」を作成して、進級・進学の際の引き継ぎに活用しています。

とりくみ じんざい かくほ いくせい
取組4-3 人材の確保・育成

現状と取組の方向性

施設やサービスなどの社会資源の整備を進めましたが、それらを運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているのが現状です。たとえ、人材を確保できたとしても、なかなか定着せず、人材の育成も難しいという声が挙がっています。そのため、行政としても各施策における人材確保・育成を推進することが必要です。

そこで、横浜市内のそれぞれの障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者や関係機関等と協働した取組を継続して行います。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な実施手法を検討します。

施策

◆ **障害福祉従事者の確保と育成**

▶ **障害福祉に関わる人材の確保・育成**

…障害福祉分野の人材の確保・育成を目指し、民間事業者等関係機関と協働した集中的な確保事業の展開や障害特性に応じた支援のための研修などを検討・実施します。併せて、障害福祉施設等で働く看護師の確保及び定着支援のための方策を検討します。

また、引き続き日常生活の様々な場面で必要となる移動の支援に携わる人材の確保・育成策も実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
学生等を対象とした人材の確保事業 ②	専門学校や市内大学等と連携し、学生向けに説明会やセミナー、見学ツアー等を行い、障害福祉に触れる機会を増やすなど、障害福祉への人材確保に向けた取組を行います。	推進	推進
障害特性に応じた支援のための研修	行動障害や発達障害等の障害特性に応じた研修や、触法障害者に関する研修などを検討・実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
医療従事者研修 事業【再掲】㊸	疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	推進	推進
障害福祉施設等で働く看護師の支援 【再掲】㊸	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。	推進	推進
就労支援機関の 人材育成【新規】	就労支援機関職員の支援スキルを向上させるため、人材育成の仕組みづくりを検討します。	検討を踏まえた 研修等の実施	推進
障害福祉サービス 事業所等職員向けの 研修	事業所の職員が、障害者雇用を行っている企業での「就業体験」などを通じて、就労支援スキルの向上や、就労に向けた意識付けを行います。	参加人数 (累計) 90人	参加人数 (累計) 180人
ガイドヘルパー等 研修受講料助成 ㊸	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	推進
ガイドヘルパー スキルアップ研修 ㊸	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	推進	推進

◆当事者による支援体制の充実

▷当事者団体の活動への支援

…障害者本人や家族にしか分からない悩みを受け止めることや、解決方法を提示できる人材の確保・育成を実施していくため、当事者団体活動への支援を充実し、各団体の育成に取り組めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実	障害者本人の活動を支える人材の育成を進めるとともに、同じ障害がある人たちの交流やコミュニケーションの機会を拡充し、各団体活動を促進する取組を推進します。	推進	推進
障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進【再掲】	横浜市障害者社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	推進	推進

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

障害のあるなしにかかわらず、「働く」ということは、自立した生活につながることや、生きがいを高めるなど、大変重要なことです。また、「働く」とは企業等で働くことはもちろんのこと、通っている事業所等で作業を行うことも含まれます。

どこで何をして働くか、どこでどのように過ごすかは人それぞれ違うため、その人に合った支援が必要です。

さらに、充実した生活を送るためには外出に関わる移動支援や余暇支援等も欠かせません。

そこで、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

そのために、企業等で働きたい人が「働く」・「働き続ける」ための支援や、地域の事業所等での作業を充実させて収入（工賃）を向上させる仕組みづくりを進めます。

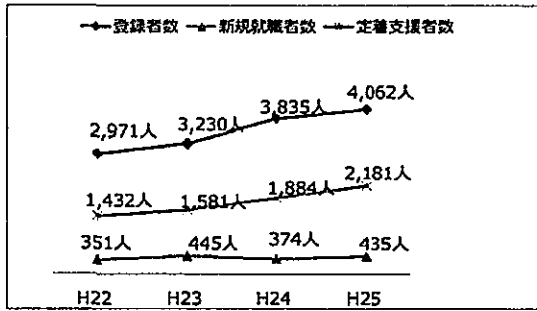
また、障害福祉サービスを利用する人が、住み慣れた地域で一人ひとりの力に合った働き場所や活動場所を選択できる仕組みづくりをはじめ、移動支援や余暇活動の充実を進めます。

** 当事者からの声 **

- ・働くなかで困りごとを、何でも相談できる人が必要。また、長くアドバイスしてくれる人が欲しい。
- ・就労をどうやって継続していけるかが大事。
- ・自分のやりたいことができたり、仲間が良かったから、事業所に通い始めることができた。
- ・学校卒業後の行き先が無く、不安を感じる。
- ・成人した障害者や、働いている人への余暇支援が必要。

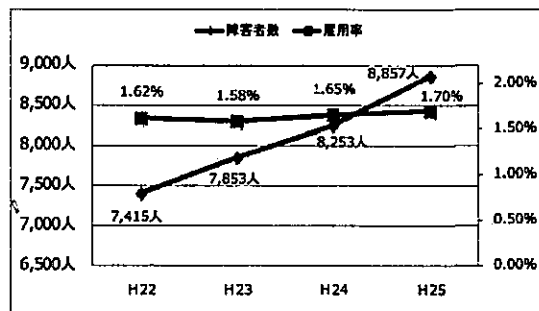
** とうけいちようさけっか
 統計調査結果から **

図1 就労支援センターの実績



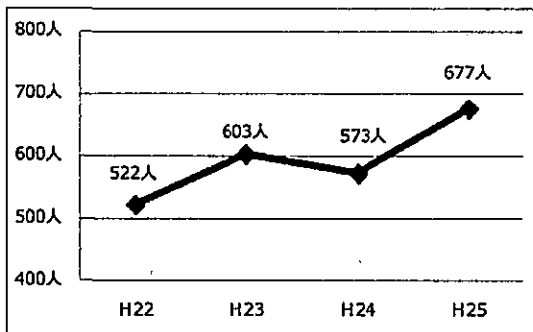
(健康福祉局資料より)

図2 障害者雇用の現状 (市内企業)



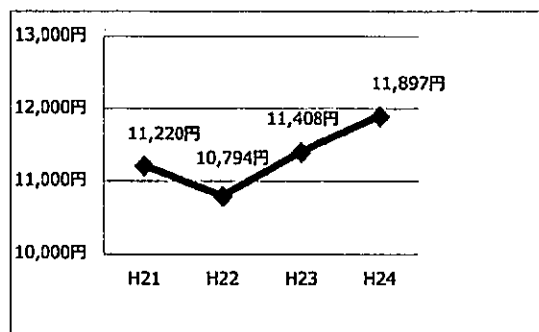
(神奈川労働局資料より)

図3 特別支援学校の卒業生



(進路対策研究会資料より)

図4 障害者施設の平均月額工賃

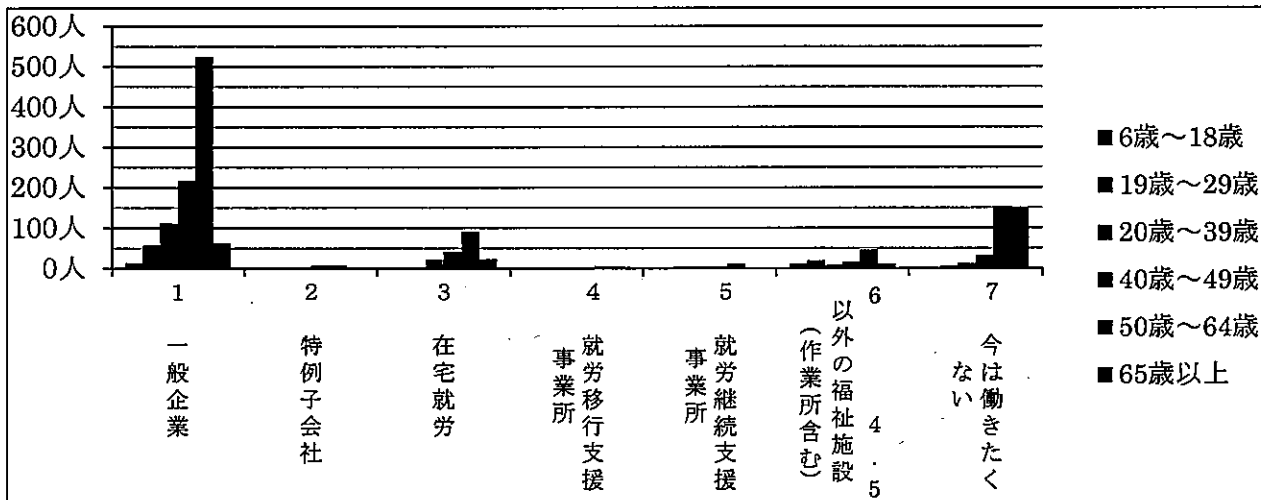


(神奈川県資料及び健康福祉局資料より)

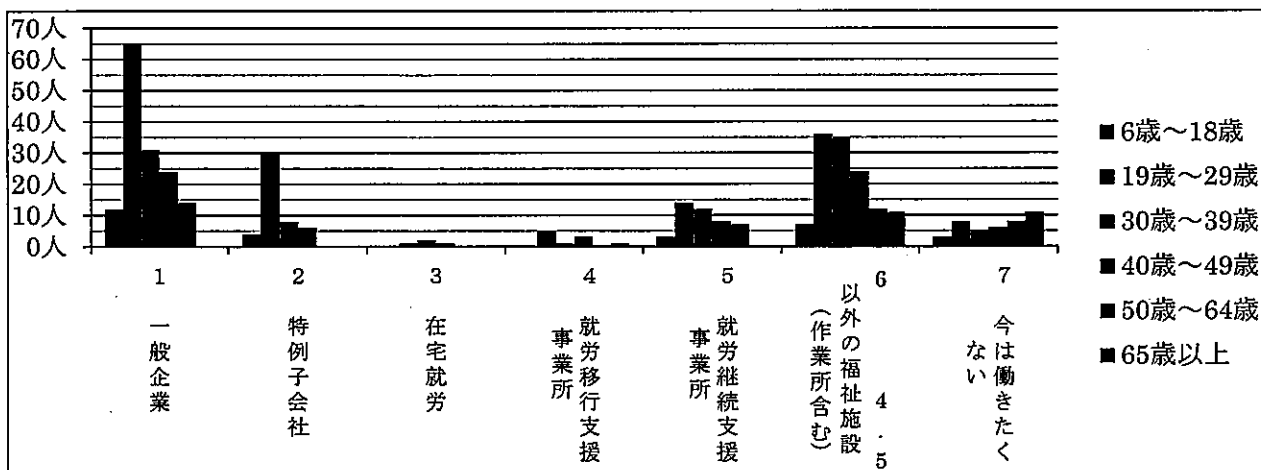
ニーズ把握調査結果から

「これから働きたい・通いたい場所はどこですか」(1つを選ぶ)

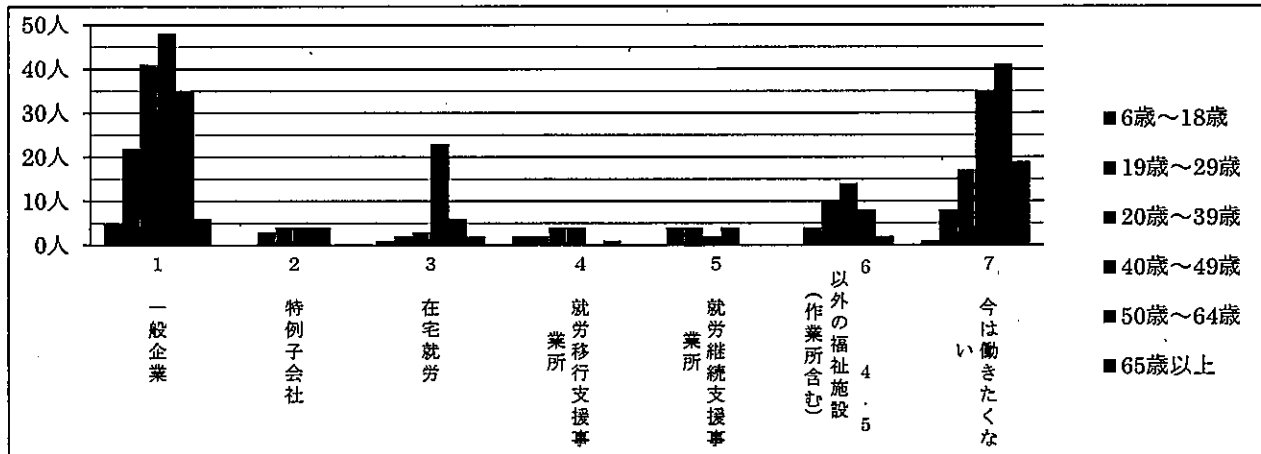
【身体障害】



【知的障害】



【精神障害】



とりくみ しゅうろう
取組 5-1 就労

現状と取組の方向性

平成25年4月には、「障害者雇用促進法」で企業等に義務付けている法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。今後も27年4月の「雇用納付金制度」の対象企業拡大や、30年4月の「精神障害者雇用義務化」など、法改正等を背景に、障害者が働くことへの社会的関心は、ますます高まることが想定されます。

また、「企業就労」を目指す特別支援学校の卒業生や精神障害のある方は、年々増加傾向にあり、就労支援ニーズがより一層高まると同時に、就労後に安心して、働き続けられるための支援が重要です。個々の障害特性に合わせたきめ細かな支援とともに、精神障害や発達障害などの分かりにくい障害については、企業等の障害理解を進めることが必要です。

そこで、就労支援センター等を中心に、就労支援の促進と定着支援に取り組みます。

また、安定した就労を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携を強化します。その他、多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や企業等に対する障害者雇用促進のための啓発を進めます。

施策

◆一般就労の促進と定着支援の充実

▶就労支援センター等を中心とした、就労支援体制の充実・強化

…多様化する就労支援ニーズや生活面での支援も含めた定着支援に対して、就労支援センターの強化をはじめ、就労移行支援事業所等、障害福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係機関と連携を図りながら、働く障害者への支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
就労支援センター (9か所)	働くことを希望する障害のある方やすでに働いている方が安心して働き続けるための支援を、企業や関係機関と連携して行います。	支援対象者数 (9か所累計) 3,400人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

支援者のスキルの向上

…精神障害や発達障害のある方からの相談が増えていることや、視覚障害、聴覚障害など、様々な障害特性に対する支援の専門性が求められていることから、支援者の就労支援スキルの向上を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
就労支援機関の人材育成【新規】 【再掲】	就労支援機関職員の支援スキルを向上させるため、人材育成の仕組みづくりを検討します。	検討を踏まえた研修等の実施	推進

企業等への障害者雇用の理解促進

…企業における障害者雇用を促進し、働き続けられる環境づくりを促すため、障害者雇用に係る制度や支援機関の周知・啓発を進めます。また、障害者雇用率の対象とはならない市内の中、小企業に対する雇用啓発についても検討します。
(※50人以上の市内企業の法定雇用率：2.0% (平成26年度時点))

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
働きたい！あなたのシンポジウム	働く障害者や、雇用を進める企業などの「生の声」を聴くことで、障害者雇用の理解促進や啓発を進めます。	参加者数 (累計) 600人	参加者数 (累計) 1,200人
企業と福祉をつなぐセミナー	障害者雇用を検討する企業等を対象に、福祉の支援機関等を繋げることや雇用に関する制度の情報提供を行います。	参加企業数 (累計) 120社	参加企業数 (累計) 240社
障害者雇用事例の紹介	障害者雇用で優れた取組を行う企業等をデータベースにして市のWEBページ等で広く紹介します。	紹介企業数 (累計) 90社	紹介企業数 (累計) 150社

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
中小企業への障害者雇用支援【新規】	市内企業の大半を占める中小企業に対する雇用啓発に向けて検討します。	検討を踏まえた事業の実施	推進

◆ 福祉的就労から一般就労への移行

▶ 障害福祉サービス事業所等との連携強化

…就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめ、特別支援学校や区役所等の関係機関がそれぞれの役割を発揮し、連携を強化することで、福祉的就労から一般就労へとつなげる仕組みを構築します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
地域における就労支援ネットワークの構築【新規】	関係機関同士の連携・協力体制を構築することで、企業就労の促進、就労後の定着支援及び生活支援の充実を図ります。	関係機関との連携ガイドラインの策定等	推進

● 就労移行支援事業（※）

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

● 就労継続支援事業（A型）（※）

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間行います。

● 就労継続支援事業（B型）（※）

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

※ 就労移行支援、就労継続支援等の具体的な目標（サービス見込量等）については、「取組5-3 日中活動（P.115）」に掲載しています。（障害福祉計画対象事業）

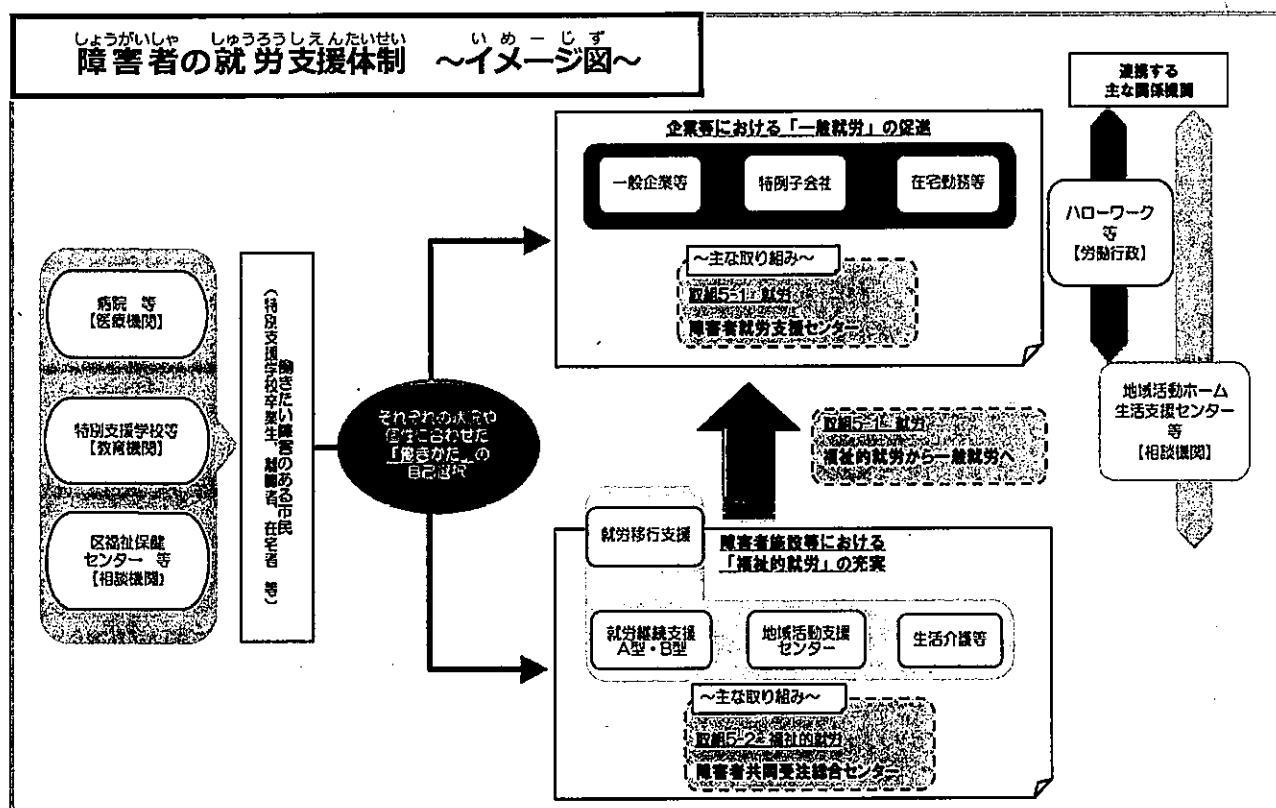
福【目標】

平成24年度実績の福祉施設から一般就労への移行者数	160	人	平成29年度見込の福祉施設から一般就労への移行者数	360	人
平成25年度末時点での就労移行支援事業の利用者数	556	人	平成29年度末時点での就労移行支援事業の利用者数	898	人
平成25年度実績の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	36	パーセント	平成29年度見込の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	41	パーセント

障害福祉サービス事業所等職員の人材育成

…事業所等の職員が就労支援の視点を意識し、必要な技術・知識を習得できるように、研修を実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害福祉サービス事業所等職員向けの研修【再掲】	事業所の職員が、障害者雇用を行っている企業での「就業体験」などを通じて、就労支援スキルの向上や、就労に向けた意識付けを行います。	参加人数 (累計) 90人	参加人数 (累計) 180人



とくみ 2 福祉的就労
取組5-2

現状と取組の方向性

企業等での就労が困難な方など、地域の障害者施設等に通い、そこでの「福祉的就労」に従事する方の収入（工賃）を向上させることも、障害のある方の自立を支えるうえで重要です。

そこで、「障害者優先調達推進法」に基づき、行政機関等が障害者施設等からの優先的な調達に努めるとともに、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりを進めます。

施策

◆作業の充実と工賃向上

▶企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大

…市内障害者施設等における企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大などを通じて、作業を充実させるとともに、工賃向上を目指します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
よこはま障害者共同受注総合センターの運営 【新規】	市内の障害者施設等の情報を集約するとともに、企業等からの作業受注における窓口及びコーディネート等を行います。	加盟施設における「月額平均工賃」が10%以上 上昇	平成29年度までの状況等を基に設定する。

▶ 障害者優先調達推進法に基づく発注促進

…法律に基づき、本市の調達方針を毎年度策定し、市内への周知及び啓発に取り組むことで、障害者施設等への発注を促進します。また、さらなる推進のための仕組みづくりを進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
優先調達推進のための市内への啓発	市内LANや市内報などを活用し、優先調達における区局等の優れた発注事例を広く周知・啓発を行います。	推進	平成29年度までの状況等を基に設定する。
対象事業所の拡大に向けた検討【新規】	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所及び在宅就業障害者等、法律の対象範囲である企業等への対象拡大に向けて検討を行います。	課題の検証を踏まえた検討	推進

▶ 社会参加する機会の確保

…企業で働くことや、施設に日中通うことが困難な在宅の方でも、社会参加する機会を確保できるような仕組みを検討します。

とくくみ につちゅうかつどう
取組5-3 日中活動

現状と取組の方向性

障害者が日々の生活を充実したものにすうえで、障害者本人の希望やその人の状態に合った日中活動場所の拡充が求められています。

そこで、障害者本人が、日中活動場所を選択できるようにするため、各事業所が、それぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みを検討します。

施策

◆日中活動場所の拡充

▷日中活動場所の役割の明確化及び設置促進

…現在の日中活動に関わる、様々な社会資源の役割や位置付けを明確にし、障害者本人が希望する活動場所を選択できる方法や医療的ケア等専門的な支援が必要な方への支援方法について、検討します。

併せて、特別支援学校の卒業生等の行き先となる日中活動場所の設置を促進します。

●生活介護

日中、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。

●自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談援助等を行います。

●就労移行支援事業

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

●就労継続支援事業（A型）

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間行います。

- 就労継続支援事業（B型）
通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。
- 横浜市地域活動支援センター事業（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）（以下「地域活動支援センター作業所型」といいます。）
創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の活動を実施します。
- 横浜市地域活動支援センター事業（中途障害者地域活動センター型）（以下「中途障害者地域活動センター」といいます。）
脳血管疾患の後遺症などで障害のある人に対して、生活訓練や地域との交流などを行いながら、自立した生活や社会参加への支援を実施します。

④ 見込み

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
	人分	人日	人分	人日	人分	人日	
生活介護	7,150	人分	7,759	人分	8,420	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	125,140	人日	135,795	人日	147,357	人日	
自立訓練 (機能訓練)	26	人分	26	人分	26	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	422	人日	422	人日	422	人日	
自立訓練 (生活訓練)	191	人分	193	人分	194	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	2,801	人日	2,829	人日	2,857	人日	
就労移行 支援事業	657	人分	807	人分	898	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	10,911	人日	13,683	人日	15,252	人日	
就労継続 支援事業 (A型)	670	人分	891	人分	1,141	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	13,422	人日	17,851	人日	22,849	人日	
就労継続 支援事業 (B型)	2,964	人分	3,507	人分	4,150	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	53,365	人日	61,501	人日	72,747	人日	

	へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度		へいせい ねんど 平成29年度		へいせい ねんど 平成30年度～ へいせい 平成32年度
ちいきかつどうしえん センター さぎょうしょがた 作業所型(※)	189	か所	185	か所	181	か所	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう ちと せつ 状況等を基に設 定する。
	3,892	にん 人	3,800	にん 人	3,707	にん 人	
ちゅうとしょうがいしゃ 中途障害者 ちいきかつどう 地域活動 センター	18	か所	18	か所	18	か所	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう ちと せつ 状況等を基に設 定する。
	529	にん 人	529	にん 人	529	にん 人	

ちいきかつどうしえん せんたー さぎょうしょがた ひつようすう かくほ しょうがいふくし
 ※地域活動支援センター作業所型については、必要数を確保するとともに、障害福祉
 サービスへの事業移行を進めていきます。

※この表における単位の考え方は以下のとおりです。

- ・「人分」「回」…月間の利用人数・回数
- ・「人日」…「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

とくみ いどうしえん
取組5-4 移動支援

現状と取組の方向性

移動支援施策体系の再構築等により、障害児・者の移動を支える制度を拡充してきましたが、それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が必要です。

そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制を充実させるとともに、引き続きガイドヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を円滑に利用できるようにします。

また、施設への送迎等を一層効果的に進めるための仕組みを検討します。

施策

◆移動支援の充実による社会参加の促進

▶総合的な移動支援策の実施と円滑な利用の支援

…ガイドヘルプやガイドボランティアなど移動時の付き添いの支援、福祉特別乗車券・タクシー利用券など経済的な負担の軽減策、車両のバリアフリー化の支援など、総合的に移動支援策を実施し、社会参加の促進を図ります。

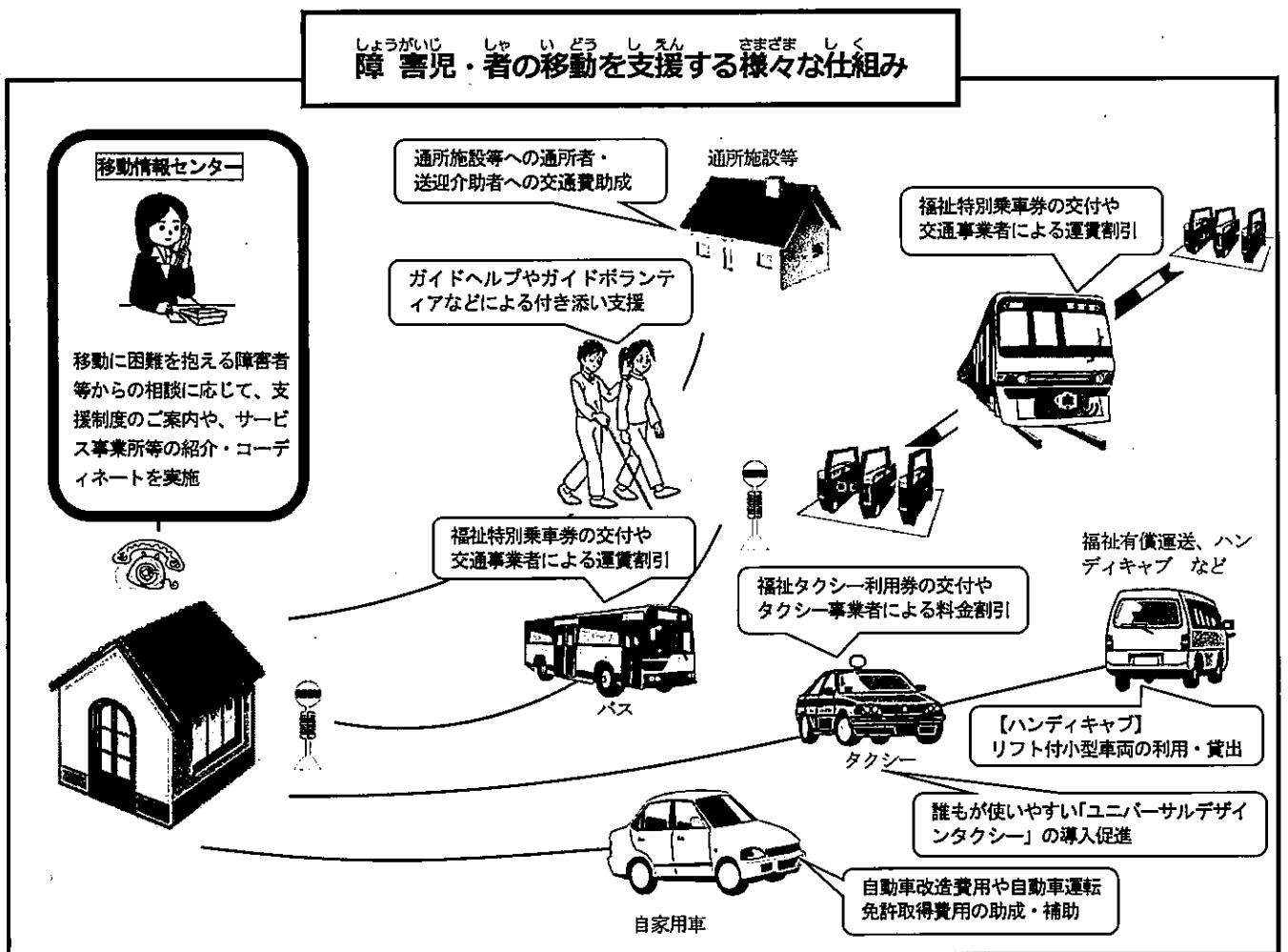
また、これらを含めた移動支援の仕組みについて、一人ひとりに合った適切な利用が円滑にできるよう支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
移動情報センター 運営等事業の推進 (あ)	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区で開設し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談件数 2,500件	相談件数 3,600件

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
ガイドヘルパー二等研修 受講料助成【再掲】 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパースキルアップ 研修【再掲】 ㊤	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
効率的な車両利用の仕組み の検討 ㊤	通所等の社会参加が一層進められるよう、乗合形式等による効率的な車両利用の仕組みを検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
難病患者外出支援 サービス事業	一般の交通機関を利用しての外出に困難を伴う、車いす利用者等に福祉車両によるサービスを提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進
在宅重症患者外出支援 事業	車いすによる移動が困難ですとレッチャー対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合、その移送費の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
福祉有償運送事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等により、自家用自動車を使用して有償で輸送するサービスを促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

福【見込み】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
移動支援事業 (移動介護・通 学通所支援)	668,820	時間分	688,978	時間分	709,744	時間分	平成29年度まで の状況等を基 に設定する。
	4,546	人分	4,819	人分	5,109	人分	



とりくみ ぶんか すぽーつ れくりえーしょん
取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

現状と取組の方向性

生活を充実させるためには、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実が必要で
 す。これまで、様々な支援に取り組んできましたが、依然として、余暇活動を楽しむ場や
 機会の少なさや、それらの情報が入り手づらいといった課題があります。

そこで、こうした活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めながら、活動団体の
 情報を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整えます。

また、より多くの方々と接点を持つことにより、社会参加のきっかけや就労意欲の向上
 にもつながるため、様々な余暇活動の場の充実を進めます。

施策

ぶんか げいじゆつかつどう すいしん
◆文化・芸術活動の推進

▶ **芸術に触れ合える機会と作品発表の機会の確保**

…様々な障害特性に応じて、どのような機会の提供ができるかを検討し、障害者が
 「観る、聴く、触れる、感じる、楽しむ」を通して、芸術に触れ合う機会の提供を検討
 します。

また、障害者自身の一層の自立につなげていくため、芸術活動の環境づくりを検討
 します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
参加型アートイベントの開催	市内の様々な会場を活用して、参加型のアートイベントを検討・開催します。3年に一度開催するパラトリエンナーレへの基盤づくりとして、障害者の芸術活動の環境づくりを検討します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催	障害者の芸術活動を促進することや、障害者と芸術家の協働による作品作りを行うことなどにより、障害者自身の一層の自立につなげていくため、現代アート国際展である「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」を開催します。	開催	開催
4校種 図画工作・美術・書道作品展 特別支援教育部門 ～つたえたい ぼくのおもい わたしのきもち～の開催 【再掲】	4校種（小・中・高・特別支援）の幼児児童生徒の作品を一堂に集め、市民公開の作品展を開催することで、障害のある子どもの文化活動に関する普及・啓発を図ります。	推進	推進

▶ 障害者の芸術活動を支援するためのネットワークづくり

…文化・芸術活動に取り組む障害者やその家族及び支援者に対する支援を推進するためのネットワークづくりを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者の芸術活動支援ネットワークの構築【新規】	障害者の美術活動を支える人材、団体等の関係機関によるネットワーク化を図り、芸術活動の情報収集、発信を行う拠点を設置します。	構築	推進

◆ スポーツ活動の推進

▶ オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた情報発信や障害者スポーツの推進

…2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた障害者スポーツの機運の高まりに合わせて、障害者スポーツの取組に関する情報収集・発信により、障害者スポーツを推進します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
パラトライアスロンの強化	横浜ラポールにおいて、パラトライアスロン競技の普及・強化に向けた取組を推進します。	推進	推進
特別支援学校におけるスポーツ選手育成強化事業	オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機として、特別支援学校で行うスポーツで世界をを目指す児童生徒を支援することにより、障害のある子どもたちの自立と社会参加につなげます。	推進	推進

◆レクリエーション活動の推進

▶地域におけるレクリエーション活動の普及・啓発

…身近な地域にあるスポーツ施設を活用したレクリエーション活動の推進や、地域人材の育成に加え、他都市における先進的な取組等の情報収集と普及・啓発を推進します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者スポーツの啓発	他都市における取組の情報収集と、具体的な啓発方法の検討を行います。	啓発方法の検討	推進
身近な地域における障害者スポーツの推進	身近な地域にあるスポーツセンター等を活用して、障害者スポーツにいつでも取り組むことができるよう、地域人材の育成をすすめるため、障害者スポーツ活動の推進を図ります。	推進	推進

▶健康づくり環境の整備 《再掲》

…障害特性を理解した横浜ラポールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連施設を生かし、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

だい しょう
第 4 章

ぴーでいーしーえーき いくる けいかく みなお
P D C A サイクルによる計画の見直し

第4章 PDCAサイクルによる計画の見直し

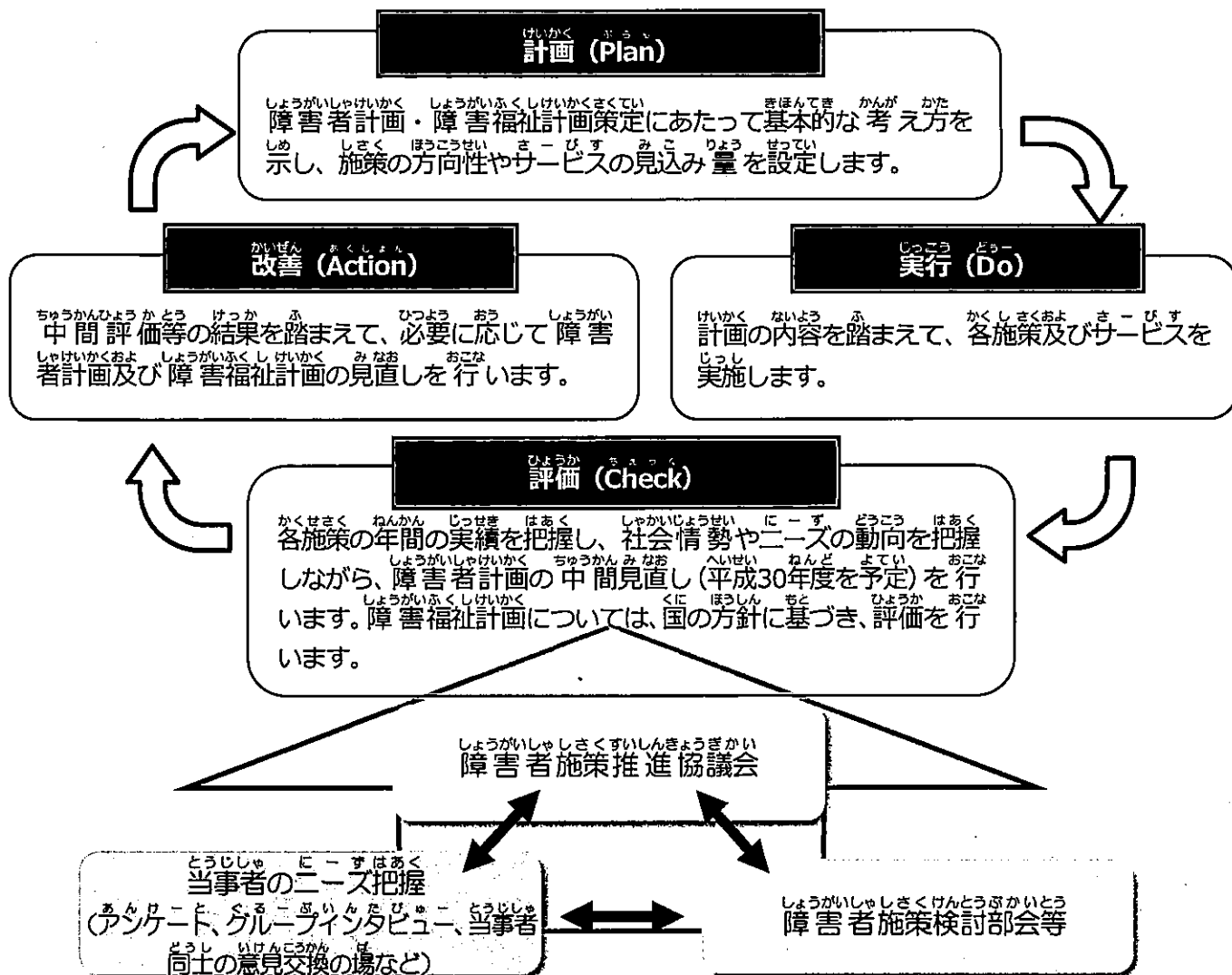
1 PDCAサイクル

「第3期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せて計画の見直しを行います。

見直しに当たっては、第3期策定時に行った当事者同士による意見交換等を、引き続き実施するとともに、プランの進捗については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論も含め、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題に柔軟に対応します。

【PDCAサイクル】



資料編

1 第2期横浜市障害者プランの検証評価

** 進行状況の説明 **

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
 △：一定程度の効果は得られた。
 ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

※平成26年度末時点の進行状況について、累計で表した方が妥当なものと、現状の最新の実績数値で表した方が妥当なものを判断したうえで記載しています。
 また、平成26年度末実績は、26年9月末時点での見込み数値です。

1 将来にわたるあんしん施策

おやなき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築			
じぎょうめい 事業名	とろしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
1 後見的支援推進事業	かくじゅう 拡充	るいけい 累計14区	○
2 後見的支援を要する障害者に 関する支援事業	いしん 推進	もうしたてひようじよせいけんすう 申立費用助成件数 24件 ほうしゅうじよせいけんすう 報酬助成件数 54件	△
3 多機能型拠点の整備	かくじゅう 拡充	2か所開所 ・多機能型拠点「郷」(栄区桂台中) (平成 24年10月開所) ・多機能型拠点「つづきの家」(都筑区 佐江戸町) (平成25年10月開所) 1か所整備開始	△
4 緊急時ホットライン	けんとう 検討 しんたい ちてきしやう 身体・知的障 がいしゃ きんきゅうじ 害者の緊急時 たいおう しきくみ 対応の仕組み	ふない けんとう おこな ほんじぎよう 部内で検討を行い、本事業としての じっし みおく 実施は見送り	×

しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか たいおう 障害者の高齢化・重度化への対応			
じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいしゃくろく ーぶほーむせっち 5 障害者グループホーム設置 うんえいひほじょじぎょう 運営費補助事業	すすん 推進	じゅうどかたいおうもて るじぎょう ・重度化対応モデル事業 へいせい ねんど ほうていしる ーぶほーむへ ※平成26年度から法定グループホームへ いこう 移行 こうれいかたいおうもて るじぎょう ・高齢化対応モデル事業	△
みんかんじゅうたくきょじゅうしえんじぎょう 6 民間住宅居住支援事業	すすん 推進	けん へいせい ねんど 4件 (平成25年度)	△
しょうがいしゃせつ はたらかんごし 7 障害者施設で働く看護師のた め 巡 回 相 談 等 事 業 じゅんかいそうだんとうじぎょう (旧 非医療職のための医療的 きやう ひりょうしよく いりやうてき ケア 研 修 等 実 施 事 業) け あけんしゅうとうじっしじぎょう	すすん 推進	ひりょうしよく けんしゅうかい じっし ・非医療職のための研修会の実施 かくなんど かい へいせい および ねんど 各年度1回 (平成23及び24年度) しょうがいしせつ はたら かんごし ・障害施設で働く看護師のための じゅんかいそうだん じっし かい 巡 回 相 談 の 実 施 11 回 (平成 25 ねんど 年度)	○

ちいきせいかつ こま たいおう 地域生活のためのきめ細かな対応			
じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいじしゃ いりょうかんきょうすすん 8 障害児者の医療環境推進 じぎょう 事業	すすん 推進	ちてきしょうがいしゃたいおうせんもんがいらい じっし ・知的障害者対応専門外来の実施 びょういん (2病院) けんこうの ーと かくく はいふ ・健康ノートを各区で配布	△
はいえんきゅうきんわくちんせつしゅじょせい 9 肺炎球菌ワクチン接種助成 じぎょう 事業	すすん 推進	けん へいせい ねんど へいせい ねんどいこう 857件 (平成25年度) (平成22年度以降 のせつしゅしやすう けん の延べ接種者数 8,329件)	○
せいしんかきゅうきゅうきかんびょういんきょう 10 精神科救急基幹病院機能 きょうかじぎょう 強化事業	てい 設定なし	しみんせんようびょうしゅうせいび 市民専用病床整備 へいせい ねんど よこはましりつだいがくふぞくしみん 平成22年度 横浜市立大学附属市民 そうごういりょうせんたー さんしやう 総合医療センター 3床 へいせい ねんど しょうわだいがくよこはましほくぶ 平成24年度 昭和大学横浜市北部 びょういん さんしやう 病院 3床	○
せいしんか きゅうきゅう きょうりよく びょういん 11 精神科救急協力病院 ほごしつせいびじぎょう 保護室整備事業	てい 設定なし	いりょうきかん いこう はあく しゅほう 医療機関の意向を把握するための手法 けんとう を検討した	△
じゅうどしょうがいしゃとうにゅういんじ 12 重度障害者等入院時 こみゆにけーしょんしえんじぎょう コミュニケーション支援事業	すすん 推進	けん 30件	△
きゅうきゅうしあわつうやくしゃはけん 救急手話通訳者派遣	すすん 推進	けん 31件	○

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)</p>	<p>へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)</p>	<p>しんこう 進行 じょうぎょう 状況</p>
<p>13 しょうがいしゃいどうしえんじぎょう 障害者移動支援事業</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>がいどへるふじぎょう ガイドヘルプ事業 ・平均月利用者数：4,288人 ・平均月利用時間数：52,525時間 がいどほらんていあじぎょう ガイドホランティニア事業 ・支援回数：63,084回</p>	<p>○</p>
<p>14 ふくしとくべつじょうしゃけんこうふじぎょう 福祉特別乗車券交付事業・ たくしーりょうきんじよせいじぎょう タクシー料金助成事業</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>ふくしとくべつじょうしゃけん こうふしや 福祉特別乗車券 交付者：51,113人 (平成26年11月末) ふくしたくしーけん こうふまつすう 福祉タクシー券 交付冊数：18,968冊</p>	<p>○</p>
<p>15 じどうしゃうてんくねん かいぞうひじよせい 自動車運転訓練・改造費助成 じぎょう 事業</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>じどうしゃうてんくねんひ けん 自動車運転訓練費 52件 じどうしゃかいぞうひ けん 自動車改造費 75件</p>	<p>○</p>
<p>16 いどうじょうほうせんたーうんえいとう 移動情報センター運営等 じぎょう 事業</p>	<p>かくじゅうく 拡充9区・ けんとう 検討</p>	<p>るいけい 累計9区</p>	<p>○</p>
<p>17 にゅうしよせつとう ちいきせいかつ 入所施設等による地域生活 しえんきのうきょうか 支援機能強化</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>しよくいんいくせいけんしゅう じっし 職員育成研修を実施</p>	<p>△</p>
<p>18 しょうがいしゃじりつせいかつあしすたんと 障害者自立生活アシスタント じぎょう 事業</p>	<p>じゅうじつ 充実</p>	<p>じぎょうしょ 36事業所</p>	<p>○</p>
<p>19 ふくしじんざい かくほ いくせい 福祉人材の確保・育成</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>らいじょうしやすう じん ・来場者数：130人 さいようにんすう じん へいせい ねんど ・採用人数：10人 (平成25年度)</p>	<p>△</p>
<p>しょうがいしゃが いどへるばーけんしゅう 障害者ガイドヘルパー研修 じゅうりょうじよせい 受講料助成</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>じっし 実施 (250件)</p>	<p>○</p>
<p>がいどへるばーすきるあつぷけん ガイドヘルパースキルアップ研 しゅう 修</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>さーびす たいきょうせきにんしやむ ・サービス提供責任者向け るいけい じん 累計694人 がいどへるばー けんにんしやむ ・ガイドヘルパー現任者向け るいけい じん 累計1,175人</p>	<p>○</p>

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>とうじよもくひよう 当初目標 (第2期改定時)</p>	<p>へいせい ねんどまつじつせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)</p>	<p>しんこう 進行 じようぎよう 状況</p>
<p>20 せいしんしょうがいしゃ かぞくしえんじぎょう 精神障害者の家族支援事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>きんきゅうたいざいばしよ りんがい にち ・緊急滞在場所：累計483日 こうしゅうかい こうざじつし こうざ ・講習会：4講座実施、1講座につき 5回開催（平成26年度）</p>	<p>○</p>
<p>21 しょうがいしゃちいきかつどうほーむじよせい 障害者地域活動ホーム助成 じぎょう 事業</p>	<p>じゅうじつ 充実</p>	<p>じぎょうじよ せいかつ しえん じぎょう かくじゅう 8事業所で生活支援事業を拡充して じつし 実施</p>	<p>△</p>
<p>22 こうじのうきのうしょうがいしゃしえんじぎょう 高次脳機能障害者支援事業</p>	<p>かくじゅうけんとう 拡充検討</p>	<p>せんちんそうだんしえんじぎょう りんがい・く 専門相談支援事業：累計6区</p>	<p>○</p>
<p>23 はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいび 発達障害者支援体制整備 じぎょう 事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>せかいじへいしょうけいはつ ていこほほま かいざい ・「世界自閉症啓発デーin横浜」の開催 さぽーとこーち事業のじつし ・サポートコーナー事業の実施 さぽーとほーむ事業のかいし</p>	<p>○</p>
<p>24 しょうがいじいばしよ じぎょう 障害児居場所づくり事業 じどうでいさーびす すいしん (児童デイサービスの推進)</p>	<p>かくじゅう 拡充</p>	<p>すべての居場所づくり事業所について、 くにじぎょう (ほうかごとうでいさーびす) に移行 国事業（放課後等デイサービス）に移行</p>	<p>○</p>
<p>25 しょうがいじせつせいびじぎょう 障害児施設整備事業</p>	<p>—</p>	<p>8か所目の地域療育センター整備完了</p>	<p>○</p>
<p>26 ちいきせいかつしえんけんきゅうじぎょう 地域生活支援研究事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>モニターリング事業 30か所実施</p>	<p>○</p>
<p>27 せいかつえんごじぎょう 生活支援事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>じんこうこうとう まいこみかたようじんこうはな じゅうどうてき 人工喉頭（埋込型用人工鼻）、重度知的 しょうがいしゃ かみ ほーたぶる おんすい 障害者の紙おむつ、ポータブル温水 せんじょう べんざ しんきひんちく ついか にちじよう 洗浄便座の新規品目を追加し、日常 せいかつようぐまわらひじぎょう じゅうじつ 生活用具給付事業の充実</p>	<p>○</p>
<p>き ぞうだんじぎょう 聞こえの相談事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>へいせい ねんど 平成26年度 ・「聞こえの相談窓口」の設置 の延べ70件 こうざ き ほちようき じつし ・講座「聞こえと補聴器」の実施 かいじつし の延べ220名参加</p>	<p>○</p>
<p>28 さいがいじしょうがいしゃしえんじぎょう 災害時障害者支援事業</p>	<p>かくじゅう 拡充</p>	<p>とくべつひなんばしよ しょうがいしゃしせつとう ふくし ・特別避難場所（障害者施設等）への福祉 ようぐ ひちく りんがい しよせいび 用具の備蓄：累計78か所整備。 ちいきぼうさいきょてん たちくてきとこれ ・地域防災拠点の多目的トイレ りんがい しよせいび 累計15か所整備</p>	<p>○</p>

じゅうてんしさく
2 重点施策

(1) ふきゅう けいはつ じゅうじつ
普及・啓発のさらなる充実

じぎょうめい 事業名	とうしよもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんごう 進行 じょうきょう 状況
とうじしや しみん だんたい 当事者や市民団体による普及・ 啓発活動への支援	すいしん 推進	せーふていねつとぶろしえくとよこほま ・セーフティネットプロジェクト横浜 かつどうしえん への活動支援 ばんや じっし ・まちのパン屋さん実施 なつやす きかん りよう ・夏休み期間を利用した小学生 への たいけんがくしゅう 体験学習 しょうがいしゃ しゅう かん あ いべんと ・障害者 週 間に合わせたイベント かいさい 開催	△
さいがい し 災害時における要援護者支援の すいしん 推進	すいしん 推進	きいろ みどり ほんたな すいしん ・「黄色」・「緑」バンダナの推進 とくべつひなんばしよ びちくじっし ・特別避難場所への備蓄実施	○
しつぺい しょうがい かん じょうほうはつしん 疾病や障害 に関する情報 発信	すいしん 推進	ごうほうけいさい ・広報掲載 けんしゅう じっし ・研修の実施	○
ふくがくせき ことりゅう すいしん 副学籍による交流の推進	すいしん 推進	ふくがくせき じっし ・副学籍の実施 しょうがくせい にん ばーせんと 小学生204人 (42 %) ちゅうがくせい にん ばーせんと 中学生 24人 (9 %)	○

(2) そうだんしえん しすてむ きのうきょうか
相談支援システムの機能強化

じぎょうめい 事業名	とうしよもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんごう 進行 じょうきょう 状況
そうだんしえん しすてむ ふきゅう ひろ 相談支援システムの普及 (広める)	すいしん 推進	く じりつ しえんきょうぎかい ほんにん かそく ・区自立支援協 議会での本人・家族 かんけいしゃ ふきゅうかつどう てんかい 関係者 への普及 活動の展開 く じりつ しえんきょうぎかい そうだんしえん じぎょう ・区自立支援協 議会での相談 支援事業 かん せつめいじっし に関する説明 実施	△

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>とうじょうくひょう 当初目標 (第2期改定時)</p>	<p>へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)</p>	<p>しんこう 進行 じょうぎょう 状況</p>
<p>そうだんしえんじぎょうしゃ ようせい ふか 相談支援事業者の養成(深める)</p>	<p>すいしん しょうがいじ しゃ 推進: 障害児・者 に—ず のニーズにあった けんしゅう かだいぶんせき 研修、課題分析</p>	<p>そうだんしえん じゅうじしゃしよにんしゃけんしゅうおよ ・相談支援従事者 初任者 研修 及び げんにんけんしゅう くわ すきるあつ ぶけんしゅう 現任 研修 に加え、スキルアップ研修 とう じっし 等の実施 しよにんしゃけんしゅう けい にん ・初任者 研修 計200人 げんにんしゃけんしゅう けい にん ・現任者研修 計80人 きそけんしゅう にん ・基礎研修 49人 すきるあつ ぶ けんしゅう ・スキルアップ研修 けい にん 計53人 けいかくあんさくせい けんしゅう にん ・計画案作成の研修 30人 しえん かいぎとう けんしゅう にん ・支援会議等の研修 30人 けんしゅうたいけい さくてい む とりくみ ・研修 体系 の策定 に向けた取組 を かいし 開始</p>	<p>△</p>
<p>じりつ しえんきょうぎかい きょうか ぎじゅつ 自立支援協議会強化のための技術 しえん ふか 支援(深める)</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>くじりつ しえんきょうぎかい しじりつ しえん ・区自立支援協議会から市自立支援 きょうぎかい けんどうないよう かだい ほうこくとう 協議会に検討内容や課題の報告等 しゅく うんよう ができるような仕組みづくりの運用 にじ そうだんしえん きかん く じりつ ・二次相談支援機関による、区の自立 しえんきょうぎかい じれい けんとう おこな さい 支援協議会での事例検討を行う際 すーぱーばいず じっし のスーパーバイズの実施</p>	<p>△</p>
<p>けあまねじめんと じゅうじつ ふか ケアマネジメントの充実(深める)</p>	<p>すいしん かんけいきかん 推進: 関係機関と れんけい そうだん 連携した相談 しえん 支援</p>	<p>いちぶじっし 一部実施</p>	<p>△</p>
<p>とうじしゃ そうだん すいしん ふか 当事者相談の推進(深める)</p>	<p>すいしん とうじしゃ 推進: 当事者 そうだんいんけんしゅう 相談員 研修、 こうかてき そうだんしえん 効果的な相談 支援 たいせい かくりつ 体制 の確立</p>	<p>とうじしゃ そうだん ぴあ そうだん せんたー ・当事者 相談 のピア相談 センター しゅうやくか 集約化 そうだんいん ばけん じっし ・相談員 の派遣実施</p>	<p>○</p>
<p>そうだんしえん じぎょうひょうかきじゆん さくてい 相談支援事業評価基準の策定 (活かす)</p>	<p>すいしん じぎょうひょうか 推進: 事業評価</p>	<p>そうだんしえん じぎょう じっし きかん ・相談 支援事業 を実施している機関へ ひょうかじゅうりょう の評価 終了</p>	<p>○</p>
<p>なんびょうかんじや いりようこうえんかい こうりゅう 難病患者への医療講演会・交流 かい じっし 会の実施</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>かくく ねんかん かい せんもんい ・各区で年間 2回 ずつ専門医による いりようこうえんかい じっし 医療 講演会 を実施 しっかんべつ こうりゅうかい じっし ・疾患 別の交 流 会 の実施</p>	<p>○</p>

(3) 地域生活を総合的に支える仕組みの構築

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進捗状況
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	すいしん 推進	せいかつしえん せんたー かしょ せいび 生活支援センター 18か所整備	○
あんしん すまいの かくほ 安心できる住まいの確保	すいしん 推進	ぐるーぷほーむ グループホーム かしょ にんぶん 647か所 (3,510人分)	○
あんしん せいかつしえん たいせい 安心できる生活支援の体制づくり	すいしん 推進	じりつ せいかつ 自立生活 アシスタント：36か所 じゅうどかたいおうちで じぎょう じっし 重度化対応 モデル事業 の実施	○
しょうがいしゃしえんしせつ さいせいびとう 障害者支援施設の再整備等	すいしん 推進	さいせいび しょうじ かんりりょう 再整備について、2か所工事完了、2 か所推進	○
ぐるーぷほーむ せつちせきん グループホームの設置促進	680 か所 3,400 人	647 か所 (3,510人分)	○
ほいくじょ ようちえん 保育所・幼稚園	すいしん 推進	・私立幼稚園等で障害児 利用に対して けいひ じよせい じん 経費助成：832人 ほいくじょ しょうがいじ ろう い じっし ・保育所で障害児の受け入れを実施。 しょうがいじ にゅうじょ ほいくじょすう 障害児 入所 保育所数：455 か所 (平成25年度)	○
よこはませいかつ せんたー 横浜生活あんしんセンター	すいしん 推進	きんせんかんり とう かだい かが しみん しえん 金銭 管理等に課題を抱える市民の支援 じん 650人	○
ちいきけあぶらざ 地域ケアプラザ	132 か所	るいけい しょう 累計133 か所	○
こうきょうこうつうきかん ぱりあふりーか 公共交通機関のバリアフリー化	すいしん 推進	だんさ かいしりょうす えきすう えき ・段差解消済み駅数：149駅 のんすてっぷばす どうにゅうそくしんじぎょう ・ノンステップバス導入 促進 事業 じよせいけんすう だい 助成 件数：38台 みんえいばす じぎょうしゃ しない えいぎょうじょ ・民営 バス事業 者の市内営業所 に どうにゅうだいすう だい おける導 入台 数：499台 (平成25年度)	○
ちゅうしょうがいしゃちいきかつどう せんたー 中途障害者地域活動センター	18 か所511人	18 か所・529人	○

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>とうじよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)</p>	<p>へいせい ねんど まつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)</p>	<p>しんこう 進行 じようぎよう 状況</p>
<p>なんびようかんじゃ きょたくせいかつしえんじぎょう 難病患者への居宅生活支援事業 じゅうじつ の充実</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>へいせい ねんど なんびようかんじゃきょたくせいかつ 平成24年度：難病患者居宅生活 しえん かくじぎょう じっし 支援の各事業を実施 へいせい ねんど なんびようかんじゃ とう 平成25年度は難病患者等 ほむへるばー はけんじぎょう なんびようかんじゃ ホームヘルパー派遣事業・難病患者 とうにちじょうせいかつようくきゅうふじぎょう なんびよう 等日常生活用具給付事業、難病 かんじゃとうたんきにゅうしよじぎょう しょうがいしやく 患者等短期入所事業は、障害施策 どうよう じぎょう なか じっし にある同様の事業の中で実施 がいしゅつしえん かん じぎょう じゅうしよ 外出支援に関する事業と重症 かんじゃ たいしよ いちじにゅういんじぎょう 患者を対象とした一時入院事業の じっし りようじっせきぞうか 実施(利用実績増加)</p>	<p>○</p>
<p>ばりあふりー かすいしんちようさ まちのバリアフリー化推進調査</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>ばりあふりー きほんこうそう さくていちくすう バリアフリー基本構想の策定地区数： るいけい ちく 累計16地区</p>	<p>○</p>
<p>えきぼらんていあじぎょう 駅ボランティア事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>かくえき えれべーた しせつ 各駅におけるエレベータ施設など、 ばりあふりー しせつ せいびしんてん とちな バリアフリー施設の整備進展に伴い、 こうれいしゃ しょうがいしゃ りようしえん ひりつ 高齢者、障害者への利用支援の比率 ていか きやくさまにーず へんか が低下、お客様ニーズの変化により かつどうないよう かだい しょう 活動内容に課題が生じていることか ら、平成25年度から活動を休止 へいせい ねんど かつどう きゅうし</p>	<p>×</p>
<p>しょうがいしゃ ちかつほーむ 障害者地活ホーム</p>	<p>41 箇所</p>	<p>しゃかいふくしほうじんがた ちかつほーむ しょう 社会福祉法人型地活ホーム18か所、 きのうきようかがた ちかつほーむ しょう けい 機能強化型地活ホーム23か所の計 41か所で相談支援事業(社会福祉 ほうじんがた にっちゅうかつどうじぎょう せいかつ 法人型のみ)、日中活動事業、生活 しえんじぎょう じっし 支援事業を実施 しゃかいふくしほうじんがた ちかつほーむ しょう ・社会福祉法人型地活ホーム しゃかいふくしほうじんがた ちかつほーむ せいび 社会福祉法人型地活ホームの整備を すす へいせい ねんどまつ なかく しょう 進め、平成24年度末に中区に18か所 め ほむ かいしよ 目のホームが開所 これにより市内1区1か所、計18か しょう せいび かんりよう 所の整備が完了</p>	<p>○</p>

じぎょうめい 事業名	とうしよもくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
せいかつしえんせんたー 生活支援センター	18か所	せいかつしえんせんたー 生活支援センター かしょせいび 18か所整備	○
しえいじゅうたく きょうきゅう 市営住宅の供給 (バリアフリー化対応の修繕)	ずいしん 推進	けん 36件	○
しょうきぼうしよしせつ せつちぞくしん 小規模通所施設の設置促進	ずいしん 推進	へいせい ねんどまつじぎょうしよすう みこ 平成25年度末事業所数 (見込み) ちいき さぎょうしよ しんたい ちてき しよ ・地域作業所 (身体・知的) : 2か所 ちいきかつどうしえんせんたー さぎょうしよがた ・地域活動支援センター作業所型 しんたい ちてき しよ (身体・知的) : 123か所 ちいきかつどうしえんせんたー さぎょうしよがた ・地域活動支援センター作業所型 せいしん しよ (精神) : 73か所	○
たんまにゅうしよ にっちゅういちじしえんじぎょう 短期入所・日中一時支援事業	ずいしん 推進	じぎょうしよ へいせい ねんど 2事業所 (平成25年度)	○
しょうがいしゃしえん しせつ ちいき せいかつしえん 障害者支援施設の地域生活支援 機能の強化	ずいしん 推進	じぎょうしよ へいせい ねんど 2事業所 (平成25年度)	○

(4) いりようかんきよう いりようたいせい じゅうじつ
医療環境・医療体制の充実

じぎょうめい 事業名	とうしよもくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
いりようじしや しやうがいりかい ぞくしん 医療従事者の障害理解の促進	ずいしん 推進	しょうがいじ しやしせつ かんごし どう ・障害児・者施設の看護師等への けんしゅうじっし がつ 研修 実施 (6~10月) へいせい ねんど いりようじゅうじやどう ・平成25年度に医療従事者等への こうえんかい じっし 講演会 を実施 い がくぶせい しょうがいりかいけんしゅう じっし ・医学部生への障害理解研修の実施	△
しよききゅうきゅういりようたいせい せいび 初期救急医療体制の整備	ずいしん 推進	かながわけん せいしんしんけいかしんりようじよきようかい 神奈川県精神神経科診療所協会 に きょうりよくようせい せいしんほけん していいい かくほ 協力要請し、精神保健指定医の確保 と に組み込んだ	○
に じききゅうきゅういりようたいせい かくじゅう 二次救急医療体制の拡充	ずいしん 推進	さんじ きゅうきゅう きょうよう びょうしよすう 三次救急との共用の病床数を かくほ どにち ごご しんや たいおう 確保し、土日・午後・深夜に対応でき びょういん ふ る病院を増やした	○
きゅうきゅうびょうしよ せいび 救急病床の整備	ずいしん 推進	よこはましだいせんたー びょういん ほくぶ びょういん 横浜市大センター病院 と北部病院 よこはましみん せんようびょうしよ かくほ に横浜市市民専用病床を確保した。 へいせい ねんどまつ かく しょう けい しょう 平成25年度末 : 各3床 計6床	○

じぎょうめい 事業名	とうしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんごう 進行 じようきよう 状況
せいしんかびよういんにゆういんちゆう しんたいがっぺい 精神科身体合併症転院事業	すいしん 推進	せいしんかびよういんにゆういんちゆう しんたいがっぺい 精神科病院入院中の身体合併 しよ かの せんようびようしよ てんいん ひつ 症の方を専用病床に転院し、必 よう いりよう じっし 要な医療を実施 へいせい ねんど けん 平成25年度：70件	△

(5) しょうがいじしえん たいせいきようか
障害児支援の体制強化

じぎょうめい 事業名	とうしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんごう 進行 じようきよう 状況
ちいきりよういくせんたーせいび 地域療育センターの整備	8か所	8か所目の整備完了	○
ちいきりよういくせんたーのきんかくかくじゆう 地域療育センターの機能拡充	8か所	ぜんせんたー じどうはつたつしえん 全センターにおいて児童発達支援 きゆうじどうていさーびす じっし (旧児童デイサービス) を実施	○
ちいきりよういくせんたーがっこうしえん すい 地域療育センターの学校支援の推 しん 進	ほいくしよとらうほうちんしえん 保育所等訪問支援 として推進	250校で実施(学校支援事業として じっし 実施)	○
がくせいしょうがいじしえん いんばい 学齢障害児の居場所づくりの拡充 じどうていさーびす 児童デイサービスの推進	ほうかごとらう 放課後等 ていさーびす サービスへの いこう すいしん 移行を推進	じどう はつたつしえん かしよ ほわかご とらうてい 児童発達支援54か所、放課後等デイ さーびす じしよ じっし サービスを95か所で実施	○
しょうがいじしえん さいごん さいしん 障害児相談支援の推進	すいしん 推進	しょうがいじしえん さいごん さいしん 障害児相談支援事業を39か所で じっし 実施	△
ちゅうがくこうがくせいのしん さいしん 中学校期以降における支援の充実	すいしん 推進	はつたつしょうがいじしえん さいごん さいしん 発達障害者の相談支援体制と研 しゅう しいき れんけい けんとう 修、市域での連携について検討を じっし 実施	○
ちゅうがくこうがくせいのしん さいしん 中学校期以降における支援の充実	4か所	3か所目の相談機関で事業実施	△
じゅうしんしょうがいじしえん さいごん さいしん 重症心身障害児施設における支 えんきんかのきんかくかくじゆう 援機能の強化・拡充	3か所	3か所目の整備計画について地元の りかい え せつけい じっし ちやうこう 理解を得て、設計を実施、着工	△
しょうがいじしえん さいごん さいしん 障害児施設における支援機能の強 か かくじゆう 化・拡充	すいしん 推進	・「なしの木学園」の民営化・再整備に む ほうじんせんてい ろんえいひきつ せつけい 向け、法人選定、運営引継ぎ、設計 を じっし 実施 ・民間施設再整備1か所推進	○
はつたつしょうがいじしえん さいごん さいしん 発達障害児等支援事業	すいしん 推進	・特別支援教育コーディネーターを ふくさうはいち 複数配置 ・20校に学習支援員を配置 しんみんむ ほんたつしょうがいじしえん けんしゅうこうざ ・市民向けに発達障害理解研修講座 ねんかん かいがいさい を年間14回開催	○

じぎょうめい 事業名	とうしよもくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
とうきゆうしどうきようしつせいせいびじぎょう 道級指導教室整備事業	すいしん 推進	にし おかじようがっこうじようしよしよがけい けんご ・西が岡小学校情緒障害・言語 しよがけいじつぎゆうしどう きようしつ こうじ かんりよう 障害通級指導教室工事完了 ねん がつかいぎゅう (26年4月開級) しよがっこう こう ちゅうがっこう こう とくべつ ・小学校15校、中学校4校、特別 しえんがっこう こう せつち 支援学校2校に設置	○
とくべつしえんがっこう さいいんせいび 特別支援学校の再編整備	すいしん 推進	したいふじゆうしよちゆうこうとうぶ ちてきしよがけい 肢体不自由小 中 高等部と知的障 害 こうとうぶ へいち わかば だい とくべつ しえん 高等部を併置した若葉台特別支援 がっこう かいせつ 学校を開 設	○
したいふじゆう とくべつしえんがっこういりょうてきけ 肢体不自由特別支援学校医療的ケ あ たいせいせいび じぎょう ア体制整備事業	すいしん 推進	こう したいふじゆうとくべつしえんがっこう 5校の肢体不自由特別支援学校に、 こう けい めい 1校あたり2～3名、計14名の かんごし はいち 看護師を配置	○
しよがけいがっこうせいいかつしえんじぎょう 障害児学校生活支援事業	すいしん 推進	しよがっこう じん ちゆうがっこう じん しどう 小学校336人、中学校73人の児童 せいと たい がっこうせいいかつしえんいん はいち 生徒に対して学校生活支援員を配置	○
がくけいしよがけいじぎょう せいしん じぎょう 学齢障害児夏休み支援事業	すいしん 推進	ぶる しどう こう ぶる かいほう プール指導(5校)、プール開放 こう ぶかつどう こう れくれ (3校)、部活動(4校)、レクレ しよんかつどう こう とう じっし ション活動(3校)等を実施	○
がっこうしせつ ばりあ ぶりー か 学校施設のバリアフリー化	すいしん 推進	へいせい ねんど こうせつち ・平成25年度：8校設置 しよちゆうがっこうせつちこうすう こう ・小中学校設置校数：137校	○

(6) しょうがいしゃ しゅうろくしえん いっそう かくじゅうきょうか
障害者の就労支援の一層の拡充強化

じぎょうめい 事業名	とうしよもくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
きぎょう ぎようしえん せいようか 企業への雇用支援の強化	こようじれいしよがけい 雇用事例紹介 きぎょう るいけい 企業 (累計) しゃ 40社	こようじれいしよがけいきぎょう るいけい しゃ 雇用事例紹介 企業 累計：11社	△
はたら つづ ていやくしえん きようか 働き続けるための定着 支援の強化	しゅうろくしえん 就 労 支 援 せん た ー センター りようとうろくしゃすう 利用登録者数 にん 3,500人	しゅうろくしえん せん た ーりようとうろくしゃ 就 労 支 援センター利用登録者 にん 3,678人	○

じぎょうめい 事業名	とうしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
たいけんじっしゅう ぐんれんじぎょうとう かくじゅう 体験実習や訓練事業等の拡充	しよくばじっしゅう 職場実習 りようしゃ 利用者 80名	しよくばじっしゅうりようしゃ 職場実習 利用者: 135人	○
せいしんしやうがいしや てきよう 精神障害者や手帳のない障害者へ の支援の拡充	せいしんしやうがいしや 精神障害者 の しんきしゅうろうしやすう 新規就労者数 240名	せいしんしやうがいしや しんきしゅうろうしやすう 精神障害者の新規就労者数 225人	△
ふくしてきしゅうろう いっそう じゅうじつ 福祉的就労の一層の充実	しやうがいしやしせつとう 障害者施設等へ さぎようあつせんけんすう の作業斡旋件数 130件	しやうがいしやしせつ とう さぎようあつせんけんすう 障害者 施設等への作業斡旋件数 193件	○

(7) はったつしやうがいじ しゃしえん たいせいせいび
発達障害児・者支援の体制整備

じぎょうめい 事業名	とうしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
かんけいかん の だんぱく の すすむ 関係機関の連携の促進	すすむ 推進	ちいき そごばんしえん かんかん へ けんしゅう 地域の相談支援機関に向けた研修を じっし 実施	○
たぎてき しんさく かいぱつ へんぱく 具体的な支援策の開発と普及	すすむ 推進	しえん かいぱつじぎょう しゅうろういこう しえん じぎょう 支援開発事業(就労 移行支援事業)を じっし 実施	○
はったつしやうがいじ への 支援の 充実 発達障害児への支援の充実	すすむ 推進	ちいき りよういくせんたー 地域療育センター8か所で知的に おく へったつしやうがいじ たいしやう 遅れのない発達障害児を対象とした つうしよしえん じぎょう ちゅうじどうたいさーびす 通所支援事業(旧児童デイサービス 事業)を実施	○
たぐく たいさく へんぱく 特別支援教育の推進	こべつ しどう けいかく 「個別の指導計画」 について、たいしやう 対象と なる全ての児童 すべ じどう 生徒について作成	ぜんしやうちゅうがっこう しえん ひつよう じどう せいと 全小中学校で支援が必要な児童生徒 に対して「個別の指導計画」を作成 さくせいりつ 86.8% (平成24年度)	○

3 障害福祉サービスの実績等

(※平成26年度の数値は、平成26年9月末時点での見込みを含めた数値です。)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

※旧身体障害者更生施設を除く

平成26年度末の 入所者数【見込み】	1,523 人	平成17年10月から 平成26年度末までの 入所者減少【見込み】	82 人
平成26年度末までの 地域生活移行者数 【見込み】	358 人		

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

※地域移行・地域定着支援事業（市事業）

平成26年度の地域移行人数 【見込み】	20 人	うち 法定サービスを利用 した人数10人
------------------------	------	-------------------------

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

※福祉施設を退所し、一般就労した人数

平成26年度の 年間一般就労者数 【見込み】	278 人		
平成26年度末の 福祉施設利用者数	10,390 人	平成26年度末の 就労移行支援利用者数	595 人 5.7 %
平成26年度末の 就労継続支援A型事業の 利用者数	486 人	平成26年度末の 就労継続支援B型事業の 利用者数	2,505 人
平成26年度末の 就労継続支援事業の利用者数	2,991 人	就労継続支援事業を利用す る者のうち、就労継続支援A 型を利用する者の割合	16.2 %

(4) しょうがいふくしき - ひすじっせき
障害福祉サービス実績

※平成26年度分は見込みを含みます。

	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績見込み
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、 行動援護、重度障害 者等包括支援	149,087 時間分	163,630 時間分	176,627 時間分	188,283 時間分
生活介護	92,906 人日分 5,303 人分	102,470 人日分 5,894 人分	106,272 人日分 6,271 人分	115,321 人日分 6,589 人分
自立訓練(機能訓練)	666 人日分 41 人分	636 人日分 37 人分	422 人日分 26 人分	422 人日分 26 人分
自立訓練(生活訓練)	1,678 人日分 99 人分	2,661 人日分 180 人分	2,746 人日分 188 人分	2,773 人日分 189 人分
就労 移行支援	7,007 人日分 427 人分	7,657 人日分 474 人分	8,956 人日分 556 人分	9,885 人日分 595 人分
就労 継続支援 (A型)	2,575 人日分 131 人分	4,275 人日分 217 人分	6,817 人日分 350 人分	9,726 人日分 486 人分
就労 継続支援 (B型)	26,232 人日分 1,452 人分	32,875 人日分 1,865 人分	38,119 人日分 2,172 人分	45,102 人日分 2,505 人分
療養 介護	15 人分	170 人分	189 人分	189 人分
宿泊型 自立訓練	43 人分	82 人分	89 人分	96 人分
短期入所 (福祉型)	5,331 人日分 791 人分	5,777 人日分 851 人分	5,816 人日分 884 人分	6,030 人日分 943 人分
短期入所 (医療型)	534 人日分 82 人分	867 人日分 144 人分	1,060 人日分 188 人分	1,433 人日分 260 人分
共同 生活 援助、 共同 生活 介護	2,700 人分	3,054 人分	3,290 人分	3,510 人分
施設 入所 支援	1,665 人分	1,626 人分	1,610 人分	1,594 人分
計画相談支援	0 人分	117 人分	1,341 人分	3,000 人分
地域移行支援	人分	2 人分	2 人分	4 人分
地域定着支援	人分	0 人分	0 人分	4 人分

(5) ちい きせい かつし えんじき ようじ せき
地域生活支援事業実績
※平成26年度分は見込みを含みます。

	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績見込み)
成年後見制度利用支援事業(申立費用助成)	16 人	18 人	26 人	24 人
コミュニケーション支援【手話通訳者派遣】	7,471 件	7,670 件	8,184 件	8,500 件
コミュニケーション支援【筆記通訳者派遣】	1,517 件	1,404 件	1,592 件	1,700 件
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	29 件	31 件	23 件	31 件
【介護・訓練支援用具】	316 件	244 件	218 件	275 件
【自立生活支援用具】	818 件	673 件	575 件	923 件
【在宅療養等支援用具】	928 件	810 件	746 件	1,143 件
【情報・意思疎通支援用具】	784 件	776 件	756 件	966 件
【排泄管理支援用具】	62,829 件	62,873 件	54,463 件	89,034 件
【居宅生活動作支援用具】	72 件	86 件	107 件	85 件
移動支援(移動介護・日常必要外出(～H24)・通学通所(H25～))	52,261 時間分	50,158 時間分	47,762 時間分	52,525 時間分
	3,851 人分	3,878 人分	4,045 人分	4,288 人分
地域活動支援センター 作業所型	183 か所	202 か所	195 か所	187 か所
【登録者数】	3,904 人	4,219 人	4,061 人	3,895 人
中途障害者地域活動センター	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所
【登録者数】	532 人	539 人	515 人	529 人
日中一時支援	1,044 回	762 回	696 回	690 回

2 当事者アンケート実施概要

1 当事者アンケート実施概要

(1) 当事者アンケート 目的

よこはまししょうがいしゃぶらん だい き
「横浜市障害者プラン(第3期)」をつくるにあたって、障害のある方の暮らし等
じったい はあく
の実態を把握するため。

(2) アンケート実施時期・発送数・回答数

ア 実施期間

へいせい ねん がつじょうじゅん がつ にち
平成26年1月上旬から1月31日まで

イ 発送数

ぶ しんたいしょうがい ぶ ちてきしょうがい ぶ せいしんしょうがい ぶ
13,000部(身体障害:9,000部、知的障害:2,000部、精神障害:2,000部)

へいせい ねんどまつじてん かくしゅしょうがいしゃてちょうしよじしゃ やく ばーせんと むさくい
※ 平成24年度末時点の各種障害者手帳所持者の約10%を無作為で
ちゅうしゅつ あんけーと はっそう
抽出し、アンケートを発送

(3) 回答数

ぶ ばーせんと
5,800部 (44.6%)

しんたいしょうがい ぶ ちてきしょうがい ぶ せいしんしょうがい ぶ
(身体障害:4,206部、知的障害:881部、精神障害:713部)

(4) 質問内容

- しょうがい りかい ちいき
・ 障害の理解や地域とのかかわりについて
- く
・ いまの「暮らし」について
- にちちゅう す かた
・ 日中の過ごし方について
- はたら
・ 働くことについて
- つな
・ まわりとの繋がりについて
- いりょう けんこう
・ 医療と健康について
- さいがいかんけい
・ 災害関係について

3 パブリックコメント概要

1 実施時期

(1) パブリックコメントの実施時期
平成26年9月22日(月)～10月22日(水)

(2) 市民説明会の実施

- 9月26日(金) 保土ヶ谷公会堂
- 10月7日(火) 戸塚公会堂
- 10月16日(木) 横浜ラポール
- 10月18日(土) 健康福祉総合センター

2 意見の概要(市民説明会での意見も含む)

(1) 提出人数：99名

説明会	45名	郵送	5名
電子メール	35名	その他(窓口持参など)	2名
FAX	12名		

ア 計画の項目別意見：358件

計画全体に関する意見	62件
第I章 計画の概要	4件
第II章 横浜市における障害福祉の現状	0件
第III章 基本目標とテーマ	
テーマ1 出会う・つながる・助け合う	68件
テーマ2 住む、そして暮らす	89件
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	45件
テーマ4 いきる力を学び・育む	41件
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	47件
第IV章 P・D・C・Aサイクルによる計画の見直し	0件
資料編	2件

イ 提出された意見への対応：358件

意見の趣旨が計画(素案)に含まれているもの	37件
計画に反映するものや、今後対応していくもの	12件
計画推進の参考とさせていただくもの	271件
その他(個別的な意見、感想など)	38件

※ 意見の詳細については、横浜市障害福祉部のホームページにて公表しています。
また、健康福祉局障害企画課での閲覧も行っています。

4 推進体制

1 横浜市障害者施策推進協議会委員名簿

(平成26年12月1日 現在)

氏名	所属
わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんか がく ぶしょうがいじきょういくかていきょうじゅ 横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
あらい まさあき 荒井 政明	しゃだんほうじんかながわけんせいしんかびょういんきょうがいふくかいちよう 社団法人神奈川県精神科病院協会副会長
いのうえ しげる 井上 繁	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまして 特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいよこはまちいきれんごうじ ぎょくちよう 日本労働組合総連合会横浜地域連合事務局 長
いわした けんじ 岩下 賢二	よこはまこうきょうしよくぎょうあんていじょしちよう 横浜公共職業安定所所長
うちだ ゆたか 内田 豊	かながわけんりつ ほ と が や ようごがっこう こうちよう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校 校長
おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃいきせいかつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 だいひよう 代表
かしわぎ あきら 柏木 彰	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかそくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長

	しめい 氏名	しよぞく 所属
9	しほや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししょうがいしゅちいききぎょうしよれんらくかい 横浜市障害者地域作業所連絡会
10	すずき かずこ 鈴木 和子	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまししかくしょうがいしゅくしきょうかい 特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会
11	すずき かずと 鈴木 和人	よこはましちゅうぶしゅうろうしえんせんたーしよちよう 横浜市中部就労支援センター所長
12	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとしつちよう なんちようしゅきぎょうかいるくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
13	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじんかいけいえん かいけいし くなるしせつちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
14	たなか りな 田中 梨奈	かながわけんせいしんほけんふくしききょうかい 神奈川県精神保健福祉士協会
15	とつか たけかず 戸塚 武和	しゃだんほうじんよこはましししかいふくかいちよう 社団法人横浜市医師会副会長
16	なかね みきお 中根 幹夫	しゃかいふくしほうじんよこはまきぎょうせいかい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ ^{しよちよう} 所長
17	ながた たか 永田 孝	よこはましくるーぶほーむれんらくかい にゅうきよしやぶかいにゅうきよしゅいいん 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
18	ならさき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい さんふらわー 本人の会 サンフラワー
19	にしかわ まいこ 西川 麻衣子	かぶしきがいしゃふぁむろーど 株式会社ファムロード
20	ひらい あきら 平井 晃	よこはましくるまいす かいちよう 横浜市車椅子の会会長
21	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきぎょうかいしよがいしゅしえんせんたーだんとおりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
22	やしま としあき 八島 敏昭	よこはまししんしんしよがいじしゅ まち かいれんめいだいひょうかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
23	やまだ はつお 山田 初男	よこはまししんたいしよがいしゅだんたいれんごうかいふくりじちよう 横浜市身体障害者団体連合会副理事長
24	わたなべ まさこ 渡邊 雅子	よこはましあおばくせいかつしえんせんたーしよちよう 横浜市青葉区生活支援センター所長
25	わだ ちずこ 和田 千珠子	あさひくちいきせいかつしえんきよてん 旭区地域生活支援拠点 ほっとぽっと

2 よこはまししょうがいしゃしさをくけんとうぶかいいんめいぼ
横浜市障害者施策検討部会委員名簿

(平成26年12月1日 現在)

	しめい 氏名	しめく 所属
1	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんか がくぶしょうがいじきょういくかていきょうじゅ 横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
2	うちだ ゆたか 内田 豊	かながわけんりつほとがやようごがっこう こうちよう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校 校長
3	おおとも まさる 大友 勝	とくていひ えいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 だいひよう 代表
4	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめいじ むきよくちよう 横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長
5	すずき としひこ 鈴木 敏彦	いずみたんきだいがくじどうふくしがつかきょうじゅ 和泉短期大学児童福祉学科教授
6	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとしつちよう なんちようしゃきょうかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
7	たかの かおる 鷹野 薫	とくていひ えいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長
8	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじんかいけいえん かいけいし くなるしせつちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
9	なかね みきお 中根 幹夫	しゃかいふくしほうじんよこはまきょうせいかい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所長
10	なら さき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい きんふらわー 本人の会 サンフラワー
11	ひらい あきら 平井 晃	よこはましくるまいす かいかいちよう 横浜市車椅子の会会長
12	ひろた かずこ 広田 和子	せいしんいりようさばいばー 精神医療サバイバー
13	むらつ しげき 室津 滋樹	よこはましぐるーぷほーむれんらくかいかいちよう 横浜市グループホーム連絡会会長
14	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしゃしえんせんたーたんどうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事



だい き よこはまししょうがいしゃぶらん げんあん
第3期 横浜市障害者プラン 原案

へいせい ねん がつ
平成27年2月

よこはましけんこうふくしきょく せいしょうねんきょく きょういくいいんかいじむきょく
横浜市健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局

よこはましなかくみなとまち ちょうめ ばんち
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地